

ご契約のしおり -約款



種類番号

なないろがん保険

がんとの多様な向き合い方をカバー



特定疾病治療保険(無解約返戻金型)(2025)

がん診断一時金保険(無解約返戻金型)(2025)

この冊子は、ご契約にともなう大切なことからを記載しています。
ぜひ、ご一読ください。

2025年12月作成



あきらめないで、いい保険。
なないろ生命

朝日生命グループ

～はじめに～

この冊子はご契約にともなう大切なことからを記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。また、ご契約成立後にお送りする「保険証券」とともに大切に保管してご活用ください。

本冊子の構成

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取扱いなど、知っておいていただきたい事項を記載しています。

約　　款

ご契約のとりきめを記載しています。

お申込みの約款・特約にチェックをして、それぞれの内容をご確認する際にご活用ください。

約　　款	チェック欄	ご契約のしおり	約款・特約
がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）普通保険約款	<input type="checkbox"/>	12ページ	79ページ
特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）普通保険約款	<input type="checkbox"/>	13ページ	99ページ

特　　約

特定がん治療特約	<input type="checkbox"/>	20ページ	130ページ
がん診断一時金特約（2025）	<input type="checkbox"/>	22ページ	144ページ
がん初回診断一時金特約	<input type="checkbox"/>	23ページ	156ページ
がん通院一時金特約	<input type="checkbox"/>	23ページ	166ページ
がん差額ベッド特約D	<input type="checkbox"/>	24ページ	177ページ
がん女性特定手術特約	<input type="checkbox"/>	26ページ	188ページ
がん先進医療・患者申出療養特約（2025）	<input type="checkbox"/>	28ページ	203ページ
先進医療・患者申出療養特約	<input type="checkbox"/>	29ページ	214ページ
喫煙区分料率適用特約	<input type="checkbox"/>	10ページ	225ページ
区分料率適用特約	<input type="checkbox"/>	11ページ	229ページ
乗換に関する特約	<input type="checkbox"/>	32ページ	233ページ
指定代理請求特約	<input type="checkbox"/>	33ページ	237ページ

※各約款・特約の支払事由等の詳細については上記該当ページをご確認ください。

※お申込み内容等については「保険証券」でもご確認いただけますので、もう一度よくお確かめください。

もくじ

ご契約のしおり ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取扱いなど、知っておいていただきたい事項を記載しています。

目的別もくじ (主な項目について、知りたい内容の記載箇所が確認できます。) 4

主な保険用語のご説明 6

I. がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）・ 特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）について

1. 特徴・しくみ	8
2. 支払事由	12
3. がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）・ 特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）に付加できる特則・特約	18
4. 法令改正等による支払事由の変更について	31
5. 乗換制度について	32
6. 指定代理請求人による請求制度について	33
7. その他の留意事項について	35

II. ご契約に際して

1. 保険契約の締結および生命保険募集人について	36
2. お申込み手続きについて	37
3. 告知について	39
4. 保険期間開始日および保障の責任開始期について	41
5. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について	42
6. ご契約内容等の確認制度について	44
7. 現在のご契約を解約、減額することを前提に、新たなご契約のお申込みを ご検討されている方へ	45

III. 給付金等について

1. 給付金等をお支払いできない場合等について	46
2. 給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例について	50
3. 給付金等のご請求に関する訴訟について	54

IV. 保険料のお払込み

1. 保険料の払込方法（回数）について	55
2. 保険料の払込方法（経路）について	56
3. 保険料払込みの猶予期間と消滅について	57
4. 保険料のお払込みが困難になられたときについて	58
5. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて	59
6. 給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について	60

V. ご契約後について

1. 諸請求に必要な書類について	61
2. 給付金等の支払期限について	64
3. 保険契約者、給付金等の受取人の変更について	65
4. 解約・減額と解約返戻金について	66
5. 生命保険と税金について	68

VI. その他ご契約に関するお知らせ

1. お客様に関する個人情報のお取扱いについて	71
2. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について	72
3. 生命保険契約者保護機構について	75

約款

ご契約のとりきめを記載しています。

がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）	79
特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）	99
特定がん治療特約	130
がん診断一時金特約（2025）	144
がん初回診断一時金特約	156
がん通院一時金特約	166
がん差額ベッド特約D	177
がん女性特定手術特約	188
がん先進医療・患者申出療養特約（2025）	203
先進医療・患者申出療養特約	214
喫煙区分料率適用特約	225
区分料率適用特約	229
乗換に関する特約	233
指定代理請求特約	237
口座振替特約	242
クレジットカード特約	249
責任開始に関する特約	251
電磁的方法による申込みに関する特約	253
なないろ生命からのお願い	257

ご契約のしおり

【ご契約のしおり】は、ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取扱いなど、知っておいていただきたい事項を記載しています。
ご一読のうえ、ご契約内容を十分にご理解ください。
特にご確認いただきたい項目、約款等のページを「[➡](#)」で示しています。

目的別もくじ

この保険の特徴と給付金等について

ご契約に際して

各保障のしくみや支払事由について知りたい

I . がん診断一時金保険（無解約返戻金型）
(2025)・特定疾病治療保険（無解約返戻金型）(2025)について

8
ページ

給付金等を受け取れない場合について知りたい

III-1. 給付金等をお支払いできない場合等について
III-2. 給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例について

46
ページ
50
ページ

ことば（保険用語）の意味を知りたい

主な保険用語のご説明

6
ページ

告知義務について知りたい

II-3. 告知について

39
ページ

いつから保障が開始するか知りたい

II-4. 保険期間開始日および保障の責任開始期について

41
ページ

申込みを撤回したい

II-5. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について

42
ページ

給付金等をご請求の際には

お手持ちの「保険証券」で、

給付金等の請求者（受取人）は誰か、支払事由に該当しているかをご確認ください

お支払いできない場合に該当していないかをご確認ください

I . がん診断一時金保険（無解約返戻金型）
(2025)・特定疾病治療保険（無解約返戻金型）(2025)について

8
ページ

III-1. 給付金等をお支払いできない場合等について
III-2. 給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例について

46
ページ
50
ページ

次のような場合にはご案内のページをご確認ください。

保険料について

保険料の払込みができなかつた場合について知りたい

IV-3. 保険料払込みの猶予期間と消滅について

57
ページ

保険料の負担を減らしたい

IV-4. 保険料のお払込みが困難になられたときについて

58
ページ

ご契約後について

各種手続きに必要な書類について知りたい

V-1. 諸請求に必要な書類について

61
ページ

契約者、給付金等の受取人を変更したい

V-3. 保険契約者、給付金等の受取人の変更について

65
ページ

解約について知りたい

V-4. 解約・減額と解約返戻金について

66
ページ

生命保険料控除、給付金等に係る税金について知りたい

V-5. 生命保険と税金について

68
ページ

契約の手続き等の問合せ先について知りたい

お客様サービスセンター
 0120-08-7716

ご契約内容をご確認ください

ご請求の手続内容等をご確認ください

詳しいお手続方法は、お客様サービスセンターでご案内します

V-1. 諸請求に必要な書類について

61
ページ

V-2. 給付金等の支払期限について

64
ページ

お客様サービスセンター



0120-08-7716

主な保険用語のご説明

保 険 用 語	ご 説 明
か 解 約 返 戻 金	保険契約を解約した場合などに、保険契約者に払い戻しするお金のことをいいます。
き 給 付 金	被保険者が入院したときなどにお支払いするお金のことをいいます。
給付金受取人	給付金等を受け取る人のことをいいます。
け 契 約 日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、原則として保険期間開始日を含む月の翌月1日とします。
	契約後の保険期間中にむかえる契約日に対応する日をいいます。 ○契約日の応当日（年単位） 毎年の契約日に対応する日をいいます。 ○契約日の応当日（月単位） 毎月の契約日に対応する日をいいます。
	契約日における年齢を契約年齢といい、保険料算定等の基準となります。この保険契約は、被保険者の契約年齢を満年齢で計算します。 契約後の年齢は、契約日の応当日（年単位）ごとに、契約年齢に1歳ずつ加えて計算します（「ご契約のしおり一約款」で「年齢」または「〇歳」と記載している場合は、契約時においては契約年齢を、契約後においては契約日の応当日（年単位）ごとに契約年齢に1歳ずつ加えた年齢を指します）。
こ 告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	保険契約者と被保険者には、ご契約のお申込みの際に、現在の健康状態や過去の傷病歴などないろ生命がおたずねする重要なことがらについて書面（電磁的方法による場合を含みます。）でお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。 なないろ生命がおたずねした重要なことがらについて告知がなかったり、故意または重大な過失により事実と異なることを告知した場合などは、告知義務に違反したことになり、なないろ生命はご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。
し 指 定 代 理 請 求 人	給付金受取人が被保険者の場合で給付金等を請求できない事情があるときに、その給付金等を被保険者に代わって請求することができる人のことをいいます。
	給付金等が支払われる条件のことをいいます。
	被保険者が死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。
	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
せ 責 任 開 始 期 と 責 任 開 始 日	なないろ生命が契約上の責任を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。
	将来の給付金等を支払うために、保険契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た 第 1 回 保 険 料 相 当 額	「責任開始に関する特約」を付加していないご契約のお申込み時にお払い込みいただくお金のことをいい、契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
て 電 磁 的 方 法	電子計算機を使用して通知、表示または意思表示を行う方法のことをいいます。

この冊子をお読みいただくにあたって、ご確認ください。

保険用語		ご説明
は	払込期月	保険料の払込方法（回数）により、次のとおりとなります。 ○年払契約の場合は、契約日の応当日（年単位）を含む月 ○月払契約の場合は、毎月
ひ	被保険者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
ほ	保険期間開始期 (保険期間の始期)	がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）、特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）において、お申込みの時、第1回保険料相当額のお払込みがあった時または告知の時のいずれか遅い時をいいます。 「責任開始に関する特約」を付加した場合は、お申込みの時または告知の時のいずれか遅い時をいいます。
	保険契約者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	保険証券	契約時の給付金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険年度	契約日または毎年の契約日の応当日から、その日を含めてその翌年の契約日の応当日の前日までをいいます。
	保険料	保険契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。
	保険料の払込免除	「がん保険料払込免除特則」・「特定3大疾病保険料払込免除特則」を適用した場合の保険料の払込免除をいいます。
み	未払消滅	保険料のお払込みがないまま猶予期間（払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日）を過ぎた場合に、ご契約が消滅することをいいます。
や	約款	ご契約のとりきめを記載したものをいいます。

1 特徴・しくみ

1 / がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）

がんの診断確定に対して、一時金による保障をご準備いただけます。

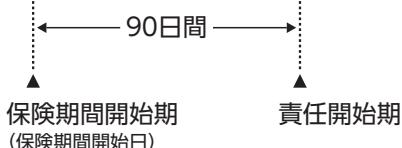
- がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）（以下、がん診断一時金保険といいます。）のがん診断一時金の型には「がん診断A型」と「がん診断B型」の2つがあり、契約時にいずれか1つの型を選択いただきます。（契約後の変更は取り扱いません。）

がん診断一時金の型	支払限度
がん診断A型	180日に1回
がん診断B型	1年に1回

[しくみ]

がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）
◇がん診断A型・がん診断B型

生涯保障



- 被保険者の喫煙状況が当社の定める基準を満たす場合、非喫煙者区分料率が適用され、基準を満たしていない場合に比べて保険料が安くなります（☞P.10）。
- がん診断一時金保険には、がん保険料払込免除特則を適用することができます。また、特定がん治療特約、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約、がん先進医療・患者申出療養特約（2025）を付加することができます。

！ご留意ください

- この保険契約（特則・特約を含みます）の責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。
- 責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます）には、この保険契約（特則・特約を含みます）は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。
- 保険契約が無効となった場合、すでに払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

- ①告知の時前に被保険者が、がんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
- ②告知の時前に被保険者が、がんと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
- ③告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がんを原因とする保障の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

2 / 特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）

がんまたは特定3大疾病による所定の治療に対する保障をご準備いただけます。

- 特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）（以下、特定疾病治療保険といいます。）の保険契約の型には、がん型と特定3大疾病型の2つがあり、契約時にいずれか1つの型を選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。

保険契約の型	対象の疾病	支払限度
がん型	がん	1か月に1回
特定3大疾病型	がん	
	心疾患	
	脳血管疾患	

[しくみ]

特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）
◇がん型・特定3大疾病型

生涯保障



- 被保険者の喫煙状況（「特定3大疾病型」の場合は喫煙状況および健康状態等）が当社の定める基準を満たす場合、非喫煙者区分料率（「特定3大疾病型」の場合は優良区分料率）が適用され、基準を満たしていない場合に比べて保険料が安くなります（☞P.10）。

- 特定疾病治療保険（がん型）には、がん保険料払込免除特則を適用することができます。また、がん診断一時金特約（2025）、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約、がん先進医療・患者申出療養特約（2025）を付加することができます。なお、がん初回診断一時金特約を付加する場合、がん診断一時金特約（2025）の付加が必要となります。
- 特定疾病治療保険（特定3大疾病型）には、特定3大疾病保険料払込免除特則を適用することができます。また、がん診断一時金特約（2025）、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約、先進医療・患者申出療養特約を付加することができます。

① ご留意ください

- 特定疾病治療保険、がん保険料払込免除特則、特定3大疾病保険料払込免除特則、がん診断一時金特約（2025）、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約、がん先進医療・患者申出療養特約（2025）のがんを原因とする保障の責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。
- がんを原因とする保障の責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます）には、この保険契約（特則・特約を含みます）は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。
- 保険契約が無効となった場合、すでに払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

- ①告知の時前に被保険者が、がんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- ②告知の時前に被保険者が、がんと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
- ③告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がんを原因とする保障の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

3 / 適用する保険料率

（1）喫煙区分料率適用特約

- 被保険者の喫煙状況に応じて、非喫煙者区分料率または喫煙者区分料率が適用されます。非喫煙者区分料率が適用された場合、喫煙者区分料率が適用された場合と比べて保険料が割安となります。
- 適用する保険料率決定の流れは以下のとおりです。



（注）喫煙には、紙巻たばこの他、葉巻、パイプ、嗜みたばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、水たばこ等を含みます。

- 噸煙区分料率適用特約の対象となる主契約、特則および特約は以下のとおりです。

がん診断一時金保険、特定疾病治療保険（がん型）、がん保険料払込免除特則、特定がん治療特約、
がん診断一時金特約（2025）、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド
特約D、がん女性特定手術特約

（2）区分料率適用特約

- 被保険者の喰煙状況および健康状態等に応じて、優良区分料率または標準区分料率が適用されます。
優良区分料率が適用された場合、標準区分料率が適用された場合と比べて保険料が割安となります。
- 適用する保険料率決定の流れは以下のとおりです。

喰煙状況および健康状態等に関する基準（注1）を満たしている

はい

優良区分料率

いいえ

標準区分料率

（注1） 嘴煙状況および健康状態等に関する基準

項目	基準
① 嘴煙状況	過去1年以内に嘴煙（注2）していないこと
② 血圧値	最高血圧値が140mmHg未満かつ最低血圧値が90mmHg未満であること
③ BMI	BMI（ボディ・マス・インデックス）の値が18以上27未満であること（注3）

（注2） 嘴煙には、紙巻たばこの他、葉巻、パイプ、嗜みたばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、水たばこ等を含みます。

（注3） BMI=体重（kg）÷{身長（m）}²

- ・体重（kg）は小数第1位以下切り捨て
- ・身長（m）は小数第3位以下切り捨て
- ・BMIは小数第1位以下切り捨て

- 区分料率適用特約の対象となる主契約、特則および特約は以下のとおりです。

特定疾病治療保険（特定3大疾病型）、特定3大疾病保険料払込免除特則、がん診断一時金特約（2025）、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約

！ご留意ください

- 被保険者の嘴煙状況および健康状態等の確認のため、告知に加えて所定の検査や健康診断結果等の提出を求めることがあります。
- 被保険者の嘴煙状況および健康状態等に関する告知について、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、給付金のお受け取り等ができないだけでなく、「告知義務違反」として保険契約が解除になる場合があります。
- 適用される保険料率の決定と、ご契約のお引き受けに関する基準は同一ではありません（別途、質問事項があります）。優良区分料率でお申し込みいただける場合でも、ご契約のお引き受けができない場合があります。
- 優良区分料率とは、本商品における当社の呼称であり、優良区分料率を適用する基準に該当しない方の健康状態や身体状態が優良でないということではありません。

2 支払事由

1 がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）

- がん診断一時金保険のがん診断一時金の型には「がん診断A型」と「がん診断B型」の2つがあり、契約時にいずれか1つの型を選択いただきます。（契約後の変更は取り扱いません。）

がん診断一時金の型	支払限度
がん診断A型	180日に1回
がん診断B型	1年に1回

- 以下の支払事由に該当した場合にがん診断一時金、死亡給付金をお支払いします。

給付金等	がん診断一時金の型	支払事由	支払金額	受取人
がん診断一時金	がん診断A型	<p>初回 がんと診断確定されたとき。</p> <p>2回目以後 最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目以後、がんと診断確定されたとき。 なお、次のいずれかに該当した場合は、がんと診断確定されたものとして取り扱います。 ア.がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に、がんの治療を直接の目的（注）とする継続入院中のとき。 イ.がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的（注）とする入院を開始したとき。 ウ.がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的（注）とする通院をしたとき。</p>	がん診断一時金額	がん診断一時金受取人
		<p>初回 がんと診断確定されたとき。</p> <p>2回目以後 最終の支払事由該当日の1年後の応当日以後、がんと診断確定されたとき。 なお、次のいずれかに該当した場合は、がんと診断確定されたものとして取り扱います。 ア.がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に、がんの治療を直接の目的（注）とする継続入院中のとき。 イ.がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的（注）とする入院を開始したとき。 ウ.がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的（注）とする通院をしたとき。</p>		
死亡給付金		被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	がん診断一時金額の10%	死亡給付金受取人

(注) がんの治療を直接の目的

がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療は該当しません。

- がん診断一時金の支払事由に該当する「がん」とは、**約款別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**約款別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

がん診断一時金保険の約款別表1⇒P.97

- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

- 同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

2 / 特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）

- 以下の支払事由に該当した場合にがん治療給付金または特定3大疾病治療給付金、死亡給付金をお支払いします。

<がん型>

給付金等	支払事由	支払金額	受取人
がん治療 給付金	がんにより表1のいずれかに該当したとき	支払事由に該当した日の属する月ごとに (1) 表1の②⑤⑥に該当したとき がん治療給付金月額 × 2 (2) 表1の②⑤⑥以外に該当したとき がん治療給付金月額	がん治療 給付金 受取人
死亡 給付金	被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	がん治療給付金月額 × 50%	死亡給付金 受取人

<特定3大疾病型>

給付金等	支払事由	支払金額	受取人
特定3大疾病治療給付金	(1) がんにより表1のいずれかに該当したとき (2) 心疾患、脳血管疾患により、次のいずれかに該当したとき ① その疾病の治療を直接の目的として1日(注1)以上の入院をしたとき ② その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③ その疾病によって生じた状態の改善を目的として、①または②に該当した日以後にリハビリ通院をしたとき	支払事由に該当した日の属する月ごとに (1) 表1の②⑤⑥に該当したとき 特定3大疾病治療給付金月額 × 2 (2) 表1の②⑤⑥以外に該当したとき 特定3大疾病治療給付金月額	特定3大疾病治療給付金受取人
死亡給付金	被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	特定3大疾病治療給付金月額 × 50%	死亡給付金受取人

*がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金のお支払いは、支払事由に該当した日の属する月（月の初日から末日まで）ごとに1回となります。

同じ月にがん治療給付金、特定3大疾病治療給付金の支払事由に複数該当した場合でも、がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金を重複してお支払いしません。

なお、がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金の通算のお支払限度は無制限となります。

(表1) がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当するがんの治療等
支払事由および支払事由に該当した日は以下のとおりです。

支払事由	支払事由に該当した日
①抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む） ②自由診療抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む）	医師が注射による抗がん剤の投与または抗がん剤の処方を行った日（医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療は、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日）
③放射線治療	放射線照射日（一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線照射開始日）
④手術	手術日（一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術のときは、最初の手術を受けた日）
⑤先進医療による療養	療養を受けた日（一連の療養として複数回の療養を受けたときは、最初の療養を受けた日）
⑥患者申出療養制度（以下、「患者申出療養」といいます。）による療養	
⑦診断確定されたがんの治療に関するセカンドオピニオン（注2）	診療に関する情報の提供（注3）を受けた日
⑧抗がん剤治療または自由診療抗がん剤治療に関するがんゲノムプロファイリング検査（注4）	がんゲノムプロファイリング検査（注4）を受けた日またはがんゲノムプロファイリング検査（注4）により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果の提供を受け、かつ、治療方針等について文書による説明を受けた日

支払事由	支払事由に該当した日
⑨診断確定されたがんによって生じた状態の改善を目的とした、がんと診断確定された日以後のリハビリ通院 (注5)	リハビリ通院 (注5) 日の各日
⑩がん性疼痛（とうつう）緩和を目的とした次のいずれかのがん緩和ケア (ア)疼痛緩和薬 (注6) または神経ブロック (注7) によるがん緩和ケア (イ)入院によるがん緩和ケア (注8) (ウ)在宅医療によるがん緩和ケア	(ア)疼痛緩和薬 (注6) または神経ブロック (注7) によるがん緩和ケアを受けた日 (イ)入院によるがん緩和ケア (注8) を受けた日 (ウ)在宅医療によるがん緩和ケアを受けた日
⑪1日 (注1) 以上の入院	入院日の各日
⑫在宅医療	在宅医療を受けた日

(注1) 入院日数が「1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてなない限り生命が判断します。

(注2) 診療に関する情報の提供 (注3) を受けた場合でも、これに基づく病院または診療所の受診をしていないときは給付金の支払対象とはなりません。

(注3) 公的医療保険制度における「診療情報提供料（Ⅱ）」が算定されている診療に関する情報の提供

(注4) 公的医療保険制度における「がんゲノムプロファイリング検査」または「がんゲノムプロファイリング評価提供料」が算定されているもの

(注5) 公的医療保険制度における「リハビリテーション料」が算定されている通院。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

(注6) 公的医療保険制度における疼痛緩和薬にかかる「薬剤料」または「処方せん料」が算定されているオピオイド鎮痛薬（オピオイド受容体に親和性を示す化合物）

(注7) 公的医療保険制度に定める神経ブロック（局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用）または神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法またはパルス高周波法使用）

(注8) 公的医療保険制度における「緩和ケア病棟入院料」、「緩和ケア診療加算」または「有床診療所緩和ケア診療加算」が算定されている入院によるもの

●通算の支払回数が120回に達したときは、121回目以後にリハビリ通院によって支払事由に該当した場合でも、がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金はお支払いしません。

●同じ月にがん治療給付金、特定3大疾病治療給付金の支払事由に複数該当したときは、その月の最初に支払事由に該当した日を支払事由に該当した日とします。ただし、同じ月に自由診療抗がん剤治療、先進医療による療養または患者申出療養による療養の支払事由に該当したときは、その月の最初にそれらの支払事由に該当した日を支払事由に該当した日とします。

●がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「がん」とは、**約款別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**約款別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
特定疾病治療保険の約款別表1⇒P.123

●悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

●特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「心疾患」「脳血管疾患」とは、**約款別表2**に定める心疾患および脳血管疾患をいいます。
特定疾病治療保険の約款別表2⇒P.124

- 心疾患・脳血管疾患による特定3大疾病治療給付金のお支払いは、責任開始期以後に発病した疾患を原因とする場合に限ります。そのため、責任開始期前にすでに医師の治療、投薬を受けていた場合や診察、検査で異常を指摘された場合で、その疾患により支払事由に該当したときは、責任開始期からの経過期間にかかわらず、特定3大疾病治療給付金はお支払いしません。**(注)**
(注) 契約締結時に責任開始期前の診察、治療などの事実につき正確かつ十分な告知があったうえでない場合は契約をお引き受けしたときには支払対象となります。
- がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「抗がん剤治療」（ホルモン剤治療を含む）は、世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法（ホルモン療法）」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤（ホルモン剤を含む）の投与または処方をいいます。
- がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「自由診療抗がん剤治療」（ホルモン剤治療を含む）は、世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法（ホルモン療法）」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養による療養として使用された医薬品、欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品またはがんゲノムプロファイリング検査により選定された医薬品の投与または処方をいいます。
- がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「先進医療」は、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、先進医療に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、隨時見直しされます。
- がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する「患者申出療養」は、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、患者申出療養に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める患者申出療養は、隨時見直しされます。
- 先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用が「0」となる療養、歯科のみで実施することが定められている療養は、支払対象外となります。

3 / がん診断確定の場合の特別取扱い

特定疾病治療保険(特定3大疾病型)のみのお取扱いとなります。

- がんを原因とする保障の責任開始期(注1)前にがんと診断確定されていた場合(注2)は、特定疾病治療保険(特則・特約を含みます)は無効となります。保険契約者、被保険者が告知の時前にその事実を知らなかった場合で、保険契約者から請求があったときは、がん診断確定の場合の特別取扱いを適用し、特定疾病治療保険、特定3大疾病保険料払込免除特則および先進医療・患者申出療養特約は無効としません。

【がん診断確定の場合の特別取扱い】

- ①契約日からその日を含めて5年を経過する日までの期間(がん不担保期間)中に診断確定されたがんについては、特定3大疾病治療給付金をお支払いしません。また、特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合でも保険料の払込みを免除しません。
- ②がんを原因とする保障の責任開始期前に診断確定されたがんが生じた臓器と同一種類の臓器(注3)に生じたがんについては、がん不担保期間経過後でも特定3大疾病治療給付金をお支払いしません。また、特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合でも保険料の払込みを免除しません。

(注1) がんを原因とする保障の責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。

(注2) 保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。

(注3) 約款別表20に定めています。

特定疾病治療保険の約款別表20⇒P.128

- がん診断確定の場合の特別取扱いを適用せず、保険契約が無効となった場合、すでに払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

- ①告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- ②告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
- ③告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がんを原因とする保障の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

! ご留意ください

がんを原因とする保障の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合でも、告知義務違反による解除(⇒II-3項:P.39)または重大事由による解除(⇒III-1項:P.47)に該当する場合は、告知義務違反または重大事由による解除の取り扱いとすることがあります。



がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）・ 特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）に 付加できる特則・特約

がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）（以下、がん診断一時金保険といいます）、特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）（以下、特定疾病治療保険といいます）に適用・付加できる特則・特約は以下のとおりです。

	がん診断 一時金保険	特定疾病治療保険	
		がん型	特定3大疾病型
がん保険料払込免除特則（⇒P.18）	○	○	—
特定3大疾病保険料払込免除特則（⇒P.19）	—	—	○
特定がん治療特約（⇒P.20）	○	—	—
がん診断一時金特約（2025）（⇒P.22）	—	○	○
がん初回診断一時金特約（⇒P.23）	○	○（注）	—
がん通院一時金特約（⇒P.23）	○	○	○
がん差額ベッド特約D（⇒P.24）	○	○	○
がん女性特定手術特約（⇒P.26）	○	○	○
がん先進医療・患者申出療養特約（2025）（⇒P.28）	○	○	—
先進医療・患者申出療養特約（⇒P.29）	—	—	○

（注）特定疾病治療保険（がん型）に付加する場合、がん診断一時金特約（2025）も付加する必要があります。

1 / がん保険料払込免除特則

- がん保険料払込免除特則（以下、がん払込免除特則といいます。）を適用したご契約について、以下の保険料の払込免除事由に該当した場合に、以後の保険料の払込みが免除となります。

保険料の払込免除事由	
がん（悪性新生物・上皮内新生物）	がんと診断確定されたとき

- がん払込免除特則の保険料の払込免除事由における「がん」とは、約款別表1-1に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが約款別表1-4に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。 [がん診断一時金保険の約款別表1⇒P.97](#) [特定疾病治療保険の約款別表1⇒P.123](#)

- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

- がん払込免除特則の適用後に、がん払込免除特則のみを取り消すことはできません。

2 / 特定3大疾病保険料払込免除特則

- 特定3大疾病保険料払込免除特則（以下、3大疾病払込免除特則といいます。）を適用したご契約について、以下の保険料の払込免除事由に該当した場合に、以後の保険料の払込みが免除となります。

保険料の払込免除事由	
がん（悪性新生物・上皮内新生物）	がんと診断確定されたとき
心疾患	心疾患を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病的治療を直接の目的として1日（注1）以上の入院をしたとき ・その疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	脳血管疾患を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病的治療を直接の目的として1日（注1）以上の入院をしたとき ・その疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

（注1）入院日数が「1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてなないろ生命が判断します。

- 3大疾病払込免除特則の保険料の払込免除事由における「がん」とは、[約款別表1-1](#)に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが[約款別表1-4](#)に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
[特定疾病治療保険の約款別表1⇒P.123](#)
- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

- 3大疾病払込免除特則の保険料の払込免除事由における「心疾患」「脳血管疾患」とは[約款別表2](#)に定める心疾患および脳血管疾患をいいます。
[特定疾病治療保険の約款別表2⇒P.124](#)

- 「心疾患」「脳血管疾患」による3大疾病払込免除特則の保険料の払込免除は、3大疾病払込免除特則の責任開始期以後に発病した疾病を原因とする場合に限ります。そのため、3大疾病払込免除特則の責任開始期より前にすでに医師の治療、投薬を受けていた場合や診療、検査で異常を指摘された場合で、その疾病により保険料の払込免除事由に該当したときは、3大疾病払込免除特則の責任開始期からの経過期間にかかわらず、保険料の払込みは免除しません。（注）

（注）3大疾病払込免除特則の「心疾患」「脳血管疾患」による保険料の払込免除については、契約締結時に責任開始期前の診察、治療などの事実につき正確かつ十分な告知があったうえでなないろ生命がご契約をお引き受けしたときには保険料払込免除の対象となります。

- 3大疾病払込免除特則の適用後に、3大疾病払込免除特則のみを取り消すことはできません。

3 / 特定がん治療特約

●以下の支払事由に該当した場合に特定がん治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度	受取人
がんにより表1のいずれかに該当したとき	支払事由に該当した日の属する月ごとに (1) 表1の②④⑤に該当したとき 特定がん治療給付金月額 × 2 (2) 表1の②④⑤以外に該当したとき 特定がん治療給付金月額	無制限 (注1)	主契約の がん診断一時金 受取人

※特定がん治療給付金のお支払いは、支払事由に該当した日の属する月（月の初日から末日まで）ごとに1回となります。同じ月に特定がん治療給付金の支払事由に複数該当した場合でも、特定がん治療給付金を重複してお支払いしません。

(表1) 特定がん治療給付金の支払事由に該当するがんの治療等

支払事由および支払事由に該当した日は以下のとおりです。

支払事由	支払事由に該当した日
①抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む）	医師が注射による抗がん剤の投与または抗がん剤の処方を行った日（医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療は、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日）
②自由診療抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む）	
③放射線治療	放射線照射日（一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線照射開始日）
④先進医療による療養	療養を受けた日（一連の療養として複数回の療養を受けたときは、最初の療養を受けた日）
⑤患者申出療養制度（以下、「患者申出療養」といいます。）による療養	
⑥診断確定されたがんの治療に関するセカンドオピニオン (注2)	診療に関する情報の提供 (注3) を受けた日
⑦抗がん剤治療または自由診療抗がん剤治療に関するがんゲノムプロファイリング検査 (注4)	がんゲノムプロファイリング検査 (注4) を受けた日またはがんゲノムプロファイリング検査 (注4) により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果の提供を受け、かつ、治療方針等について文書による説明を受けた日
⑧診断確定されたがんによって生じた状態の改善を目的とした、がんと診断確定された日以後のリハビリ通院 (注5)	リハビリ通院 (注5) 日の各日

(注1) 通算の支払回数が120回に達したときは、121回目以後にリハビリ通院によって支払事由に該当した場合でも、特定がん治療給付金はお支払いしません。

(注2) 診療に関する情報の提供 (注3) を受けた場合でも、これに基づく病院または診療所の受診をしていないときは給付金の支払対象とはなりません。

(注3) 公的医療保険制度における「診療情報提供料（Ⅱ）」が算定されている診療に関する情報の提供

(注4) 公的医療保険制度における「がんゲノムプロファイリング検査」または「がんゲノムプロファイリング評価提供料」が算定されているもの

(注5) 公的医療保険制度における「リハビリテーション料」が算定されている通院。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

- 特定がん治療給付金の支払事由に該当する「がん」とは、[特約別表1-1](#)に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが[特約別表1-4](#)に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

[特約別表1](#)⇒P.140

- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

- 同じ月に特定がん治療給付金の支払事由に複数該当したときは、その月の最初に支払事由に該当した日を支払事由に該当した日とします。ただし、同じ月に自由診療抗がん剤治療、先進医療による療養または患者申出療養による療養の支払事由に該当したときは、その月の最初にそれらの支払事由に該当した日を支払事由に該当した日とします。

- 支払事由に該当する「抗がん剤治療」（ホルモン剤治療を含む）は、世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法（ホルモン療法）」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤（ホルモン剤を含む）の投与または処方をいいます。

- 支払事由に該当する「自由診療抗がん剤治療」（ホルモン剤治療を含む）は、世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法（ホルモン療法）」などに該当し、かつ先進医療もしくは患者申出療養による療養として使用された医薬品、欧米で承認された医薬品のうち効能が認められた医薬品またはがんゲノムプロファイリング検査により選定された医薬品の投与または処方をいいます。

- 支払事由に該当する「先進医療」は、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、先進医療に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、隨時見直されます。

- 支払事由に該当する「患者申出療養」は、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、患者申出療養に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める患者申出療養は、隨時見直されます。

- 先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用が「0」となる療養、歯科のみで実施することが定められている療養は、支払対象外となります。

4 / がん診断一時金特約（2025）

- がん診断一時金特約（2025）のがん診断一時金の型には「がん診断A型」と「がん診断B型」の2つがあり、契約時にいずれか1つの型を選択いただきます。（契約後の変更は取り扱いません。）

がん診断一時金の型	支払限度
がん診断A型	180日に1回
がん診断B型	1年に1回

- 以下の支払事由に該当した場合にがん診断一時金をお支払いします。

がん診断一時金の型	支払事由	支払金額	受取人
がん診断A型	<p>初回 がんと診断確定されたとき。</p> <p>2回目以後 最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目以後、がんと診断確定されたとき。 なお、次のいずれかに該当した場合は、がんと診断確定されたものとして取り扱います。 ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に、がんの治療を直接の目的（注1）とする継続入院中のとき。 イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的（注1）とする入院を開始したとき。 ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的（注1）とする通院をしたとき。</p>	がん診断一時金額	主契約の がん治療 給付金 受取人 (注2)
がん診断B型	<p>初回 がんと診断確定されたとき。</p> <p>2回目以後 最終の支払事由該当日の1年後の応当日以後、がんと診断確定されたとき。 なお、次のいずれかに該当した場合は、がんと診断確定されたものとして取り扱います。 ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に、がんの治療を直接の目的（注1）とする継続入院中のとき。 イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的（注1）とする入院を開始したとき。 ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的（注1）とする通院をしたとき。</p>		

(注1) がんの治療を直接の目的

がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療は該当しません。

(注2) 主契約が特定疾病治療保険（特定3大疾病型）の場合は「主契約の特定3大疾病治療給付金受取人」と読み替えます。

- がん診断一時金の支払事由に該当する「がん」とは、**特約別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**特約別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

特約別表1⇒P.154

- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

- 同時にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

5 / がん初回診断一時金特約

- 以下の支払事由に該当した場合にがん初回診断一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	受取人
がんと診断確定されたとき	がん初回診断一時金額	主契約のがん診断一時金受取人 (注)

(注) 主契約が特定疾病治療保険（がん型）の場合は「主契約のがん治療給付金受取人」と読み替えます。

- がん初回診断一時金のお支払いは1回限りです。

- がん初回診断一時金の支払事由に該当する「がん」とは、**特約別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**特約別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

特約別表1⇒P.164

- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

6 / がん通院一時金特約

- 以下の支払事由に該当した場合にがん通院一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度	受取人
がんと診断確定された日以後、がんの治療を直接の目的とする通院をしたとき	支払事由に該当する通院をした日の属する月ごとに、 がん通院一時金額	1回のがん通院期間につき3回 (通算:無制限)	主契約のがん診断一時金受取人 (注)

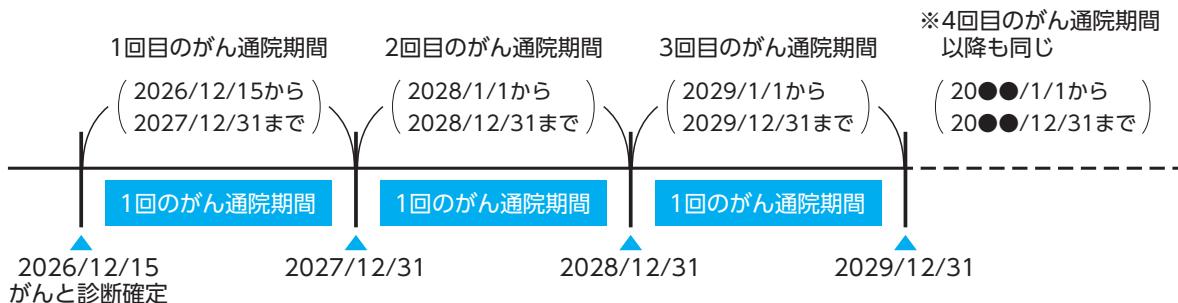
(注) 主契約が特定疾病治療保険（がん型）の場合は「主契約のがん治療給付金受取人」と、主契約が特定疾病治療保険（特定3大疾病型）の場合は「主契約の特定3大疾病治療給付金受取人」と読み替えます。

- がん通院期間は、がんと診断確定された日を基準として以下のとおりとし、1回目のがん通院期間、2回目以降のがん通院期間をそれぞれ「1回のがん通院期間」とします。

1回目のがん通院期間	がんと診断確定された日からその日を含めて、その1年後の応当日を含む月の末日までの期間
2回目以降のがん通院期間	最終のがん通院期間の満了日の翌日からその日を含めて1年間

※がん通院期間は、再発・転移により再度がんと診断確定された場合であっても、最初にがんと診断確定された日を基準として算出します。

<例> 2026年12月15日にがんと診断確定された場合



※がん通院一時金のお支払いは、それぞれ「1回のがん通院期間」ごとに3回を限度とします。

- がん通院一時金のお支払いは、支払事由に該当する通院をした日の属する月（月の初日から末日まで）ごとに1回となります。同じ月にがん通院一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん通院一時金を重複してお支払いしません。
- 入院日と同日の通院については、がん通院一時金をお支払いしません。
- 同日に、2つ以上のがん治療を目的として通院した場合でも、がん通院一時金を重複してお支払いしません。
- がん通院一時金の支払事由に該当する「がん」とは、[特約別表1-1](#)に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが[特約別表1-4](#)に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
[特約別表1](#)⇒P.175
- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

7 / がん差額ベッド特約D

- 以下の支払事由に該当した場合にがん差額ベッド給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	受取人
がんの治療を直接の目的として、入院日数1日以上の差額ベッド代（注1）が発生する入院をしたとき	がん差額ベッド給付金が支払われる入院1日につき、次のいずれか小さい金額 ・差額ベッド代（注1）と同額 ・がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額（注2）	主契約の がん診断一時金 受取人（注3）

(注1) 公的医療保険制度における選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別の療養環境の提供にあたる病室（以下、「特別療養環境室」といいます。）に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。なお、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ・同意書による同意を行っていない場合（当該同意書について、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含みます）
- ・治療上の必要により「特別療養環境室」に入室した場合
- ・病棟管理の必要性等から「特別療養環境室」に入室した場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

(注2) がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額は、契約時にご選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。

がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額
10,000円
30,000円

(注3) 主契約が特定疾病治療保険（がん型）の場合は「主契約のがん治療給付金受取人」と、主契約が特定疾病治療保険（特定3大疾病型）の場合は「主契約の特定3大疾病治療給付金受取人」と読み替えます。

- がん差額ベッド給付金の支払事由に該当する「がん」とは、[特約別表1-1](#)に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが[特約別表1-4](#)に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
[特約別表1⇒P.186](#)
- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

8 / がん女性特定手術特約

●以下の支払事由に該当した場合にがん女性特定手術給付金をお支払いします。

支払事由	支払額	支払限度	受取人
(1) 次のすべてを満たす手術（注1）を受けたとき。ただし、(3)または(4)に定める乳房再建術等は除く。 ① この特約の保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術（注1） ② 次のいずれかに該当する手術（注1） ア.医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術（注1） イ.乳房、子宮または卵巣・卵管（以下「卵巣等」といいます。）に対する手術（注1）	がん女性特定手術給付金額	無制限	主契約の がん診断 一時金 受取人 (注4)
(2) 次のすべてを満たす手術（注1）を受けたとき。ただし、(3)または(4)に定める乳房再建術等は除く。 ① この特約の保険期間中にがんと診断確定された被保険者が、がんと診断確定されていない乳房、子宮または卵巣等（がんを治療したことにより、がんが認められない状態となった乳房、子宮または卵巣等を含みます。）に対し、がんの発病の可能性を低減することを目的として受けた手術（注1） ② 次のいずれかに該当する手術（注1） ア.医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術（注1） イ.先進医療に該当する手術（注1）	がん女性特定手術給付金額 × 5	1乳房につき 1回	
(3) 次の①および②を満たす乳房再建術（注2）を受けたとき ① (1)または(2)の乳房の手術を受けた乳房に対する乳房再建術 ② 病院または診療所（注3）において受けた乳房再建術	がん女性特定手術給付金額	1乳房につき 1回	
(4) 次の①および②を満たす手術を受けたとき ① (3)の乳房再建術（注2）を受けた乳房に対し、再び、乳房再建術（注2）を受けた場合、または(3)の乳房再建術によって生じた状態の改善を目的とする手術を受けた場合 ② 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術 ただし、次に定める手術は除きます。 ア.創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ.切開術（皮膚） ウ.デブリードマン エ.皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術	がん女性特定手術給付金額	1乳房につき 1回	

(注1) 手術

「手術」とは、次のすべてを満たす手術をいいます。

- (1) 医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、医師の管理下において行われる手術
- (2) 治療を直接の目的とする手術
- (3) 器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加える手術
- (4) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術

なお、次の(1)から(3)などはがん女性特定手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
- (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術
- (3) 美容整形上の手術

(注2) 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房に対する手術により喪失された乳房（乳頭・乳輪は含みません。）の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする手術をいい、名称の如何を問いません。なお、乳房に対する「組織拡張器による再建術」は乳房再建術として取り扱います。

(注3) 病院または診療所

「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所、またはこれと同等の日本国外にある医療施設を指します。（「介護保険法」に定める介護保険施設や「老人福祉法」に定める老人福祉施設（養護老人ホーム）は含みません）。

(注4) 主契約が特定疾病治療保険（がん型）の場合は「主契約のがん治療給付金受取人」と、主契約が特定疾病治療保険（特定3大疾病型）の場合は「主契約の特定3大疾病治療給付金受取人」と読み替えます。

●同時期に同一の部位（乳房、子宮または卵巣等）に対する支払事由の(1)または(2)の手術を受けた場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してお支払いしません。なお、同時期に異なる部位（例えば子宮と卵巣等）の手術を受けた場合は、それぞれの部位の手術に対してがん女性特定手術給付金をお支払いします。

●がん女性特定手術給付金の支払事由に該当する「がん」とは、**特約別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**特約別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

特約別表1 ⇨ P.200

●悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

●次のいずれかの手術を複数回受けた場合でも、14日に1回（非電離放射線による療法の場合は60日に1回）の給付を限度とします。

- ・医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術
- ・同一の先進医療に該当する手術

●医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術は、その手術を受けた1日目についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。

9 / がん先進医療・患者申出療養特約（2025）

- 以下の支払事由に該当した場合にがん先進医療・患者申出療養給付金、がん先進医療・患者申出療養見舞金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額	受取人
がん先進医療・患者申出療養給付金	次のすべてを満たす療養を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因とする療養 (2) 公的医療保険制度における以下のいずれかの療養（歯科（注1）のみで実施することが定められているものを除く） ① 先進医療による療養 ② 患者申出療養制度（以下、「患者申出療養」といいます。）による療養	1回の療養につき、 先進医療 または 患者申出療養の技術にかかる費用と同額	主契約の がん診断一時金 受取人（注2）
がん先進医療・患者申出療養見舞金	がん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	1回の療養につき、 がん先進医療・患者申出療養給付金の支払金額の20%相当額	

（注1）「歯科」「歯科口腔外科」「矯正歯科」「小児歯科」をいいます。

（注2）主契約が特定疾病治療保険（がん型）の場合は「主契約のがん治療給付金受取人」と読み替えます。

- がん先進医療・患者申出療養給付金のお支払いは、通算して2,000万円を限度とします。がん先進医療・患者申出療養給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、がん先進医療・患者申出療養特約（2025）は消滅します。
- がん先進医療・患者申出療養給付金の支払事由に該当する「がん」とは、**特約別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**特約別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
特約別表1 ⇨ P.212
- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- ・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

- 支払事由に該当する「先進医療」は、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、先進医療に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、隨時見直しされます。
- 支払事由に該当する「患者申出療養」は、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、患者申出療養に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める患者申出療養は、隨時見直しされます。

- 厚生労働省が定める先進医療または患者申出療養はその医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）が決められています。また、医療技術や適応症、実施している病院等は変更されることがあります（注）。
- 最新の情報は厚生労働省のホームページで確認できます。
- （注）ご加入時点では厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養であっても、療養を受けた時点では一般的な保険診療に導入されている（公的医療保険制度の給付対象となっている）場合や、承認取り消し等の理由で厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養ではなくなっている場合などがあります。
- 厚生労働省が定める医療技術と名称が同一でも、その治疗方法や症例等によっては先進医療または患者申出療養に該当しない場合（注）もあります。治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。
- （注）例えば、医療技術の名称が同一であっても、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院等で療養を受けた場合や、適応症に合致しない場合（美容整形など）は非該当となります。
- 先進医療や患者申出療養の技術にかかる費用とは、先進医療や患者申出療養に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用が「0」となる療養は、支払対象外となります。
- がんを直接の原因として、同一の先進医療または患者申出療養による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたときは、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなします。
- 同一の被保険者において、先進医療給付（お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付）のあるなないろ生命の特約を重複して付加することはできません。

10 / 先進医療・患者申出療養特約

- 以下の支払事由に該当した場合に先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養見舞金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額	受取人
先進医療・患者申出療養給付金	次のすべてを満たす療養を受けたとき (1) 傷害または疾病（注1）を直接の原因とする療養 (2) 公的医療保険制度における以下のいずれかの療養（歯科（注2）のみで実施することが定められているものを除く） ① 先進医療による療養 ② 患者申出療養制度（以下、「患者申出療養」といいます。）による療養	1回の療養につき、 先進医療 または 患者申出療養の技術にかかる費用と同額	主契約の 特定3大疾病 治療給付金 受取人
先進医療・患者申出療養見舞金	先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	1回の療養につき、 先進医療・患者申出療養給付金の支払金額の10%相当額	

（注1）疾病には薬物依存を含みません。また、所定の不慮の事故以外の外因を直接の原因とする傷害については疾病とみなします。

（注2）「歯科」「歯科口腔外科」「矯正歯科」「小児歯科」をいいます。

- 先進医療・患者申出療養給付金のお支払いは、通算して2,000万円を限度とします。先進医療・患者申出療養給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、先進医療・患者申出療養特約は消滅します。

- 支払事由に該当する「先進医療」は、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、先進医療に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は、隨時見直しされます。
 - 支払事由に該当する「患者申出療養」は、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、患者申出療養に該当しないときはお支払いしません。なお、厚生労働大臣が定める患者申出療養は、隨時見直しされます。
 - 厚生労働省が定める先進医療または患者申出療養はその医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）が決められています。また、医療技術や適応症、実施している病院等は変更されることがあります（注）。
- 最新の情報は厚生労働省のホームページで確認できます。
- （注）ご加入時点では厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養であっても、療養を受けた時点では一般的な保険診療に導入されている（公的医療保険制度の給付対象となっている）場合や、承認取り消し等の理由で厚生労働大臣が定める先進医療または患者申出療養ではなくになっている場合などがあります。
- 厚生労働省が定める医療技術と名称が同一でも、その治療方法や症例等によっては先進医療または患者申出療養に該当しない場合（注）もあります。治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。
 - （注）例えば、医療技術の名称が同一であっても、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院等で療養を受けた場合や、適応症に合致しない場合（美容整形など）は非該当となります。
 - 先進医療や患者申出療養の技術にかかる費用とは、先進医療や患者申出療養に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用が「0」となる療養は、支払対象外となります。
 - 同一の傷害または疾病を直接の原因として、同一の先進医療または患者申出療養による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたときは、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなします。
 - 同一の被保険者において、先進医療給付（お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付）のあるなないろ生命の特約を重複して付加することはできません。

4

法令改正等による支払事由の変更について

- 法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）」「特定がん治療特約」「がん差額ベッド特約D」「がん女性特定手術特約」「がん先進医療・患者申出療養特約（2025）」「先進医療・患者申出療養特約」の支払事由に影響を及ぼす場合には、なないろ生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

5

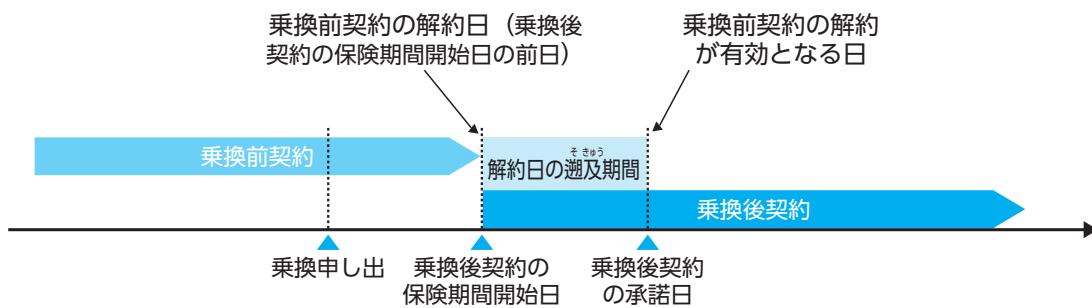
乗換制度について

現在のご契約を解約して「がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）」・「特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）」（以下、乗換後契約といいます）を申し込む場合、「乗換に関する特約」を付加することで、保障を乗り換える際に契約者が不利益を被る可能性がある「無保険期間の発生」および「保険料の二重収入」を回避することができます。（以下、乗換制度といいます。）

乗換制度を利用した場合、乗換後契約の承諾後に、解約する契約（以下、乗換前契約といいます）の解約が有効となり、乗換後契約の保険期間開始日の前日に遡っての解約となります。

なお、乗換後契約が不成立となった場合、乗換前契約の解約の効力は発生せず、解約のご請求はなかったものとなります。

[乗換制度の仕組図]



- 乗換制度を利用するためには、乗換前契約と乗換後契約の契約者・被保険者が同一であることを要します。
- 乗換後契約のがんを原因とする保障の責任開始期（保険期間開始日からその日を含めて91日目）の前日までに被保険者ががんと診断確定されたことにより乗換後契約が無効となるときは、乗換前契約の解約のご請求はなかったものとなります。
- 乗換制度の利用を含め、現在のご契約を解約、減額して新たなご契約のお申込みを行う場合、保険契約者にとって不利益となる場合があります。詳しくは II-7 項（⇒P.45）をご確認ください。

6 指定代理請求人による請求制度について

1 / 指定代理請求特約

- 「指定代理請求特約」を付加することで、給付金等の受取人である被保険者に次のいずれかの事情があるため、給付金等を請求できないとなないろ生命が認めたときに、指定代理請求人が被保険者に代わって、その給付金等を請求できます。

- ・傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合
- ・治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていない場合
- ・その他上記に準じる事情がある場合

- 保険契約者が法人の場合、「指定代理請求特約」を付加できません。

2 / 指定代理請求人

- 指定代理請求人は1名とし、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定する必要があります。
- 指定代理請求人が給付金等を請求する場合は、その請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

(1) 次の範囲の者

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の血族
- ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(2) 次の範囲の者のうち、なないろ生命所定の書類等によりその事実が確認でき、被保険者のために給付金等を請求する理由があるとなないろ生命が認める者

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている（1）以外の者
- ②被保険者と財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、被保険者の同意となないろ生命的の承諾を得て、指定代理請求人を変更できます。

3 / 代理請求の対象となる給付金等

- 被保険者が受取人となる次の給付金等、および被保険者と保険契約者が同一の場合の保険料払込免除

- | | | |
|-------------------|--------------|-------------------|
| ・がん診断一時金 | ・がん治療給付金 | ・特定3大疾病治療給付金 |
| ・特定がん治療給付金 | ・がん初回診断一時金 | ・がん通院一時金 |
| ・がん差額ベッド給付金 | ・がん女性特定手術給付金 | ・がん先進医療・患者申出療養給付金 |
| ・がん先進医療・患者申出療養見舞金 | | ・先進医療・患者申出療養給付金 |
| ・先進医療・患者申出療養見舞金 | | |

4 / その他の留意事項

- 指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人が給付金等を請求する場合は、その方がなないろ生命の定める指定代理請求人に該当することが確認できる書類を提出いただきます。その書類等でなないろ生命の定める指定代理請求人に該当すること、または給付金等を請求する適当な理由が確認できない場合は、給付金等をお支払いできることがあります。
- 指定代理請求人が親族以外の場合にお支払いする給付金等は、原則、給付金等の受取人様ご本人の口座へ振り込みます。
- 次の場合には、指定代理請求人は給付金等を請求できません。
 - ・被保険者の法令に定める代理人に給付金等の請求の代理権等が付与されている登記がある場合
 - ・指定代理請求人が故意に給付金等の支払事由を生じさせた場合
 - ・指定代理請求人が故意に被保険者が給付金等を請求できない状態に該当させた場合

! ご留意ください

- 「指定代理請求特約」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- 指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態（被保険者の病名ががんであることなど）について知る可能性があります。



7 その他の留意事項について

- この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取扱いもありません。

がん診断一時金保険／無解約還戻金型
(2025・特定疾病治療保険／無解約
返戻金型)(2025)について

ご契約に際して

給付金等について

保険料のお払込み

ご契約後について

その他ご契約に関するお知らせ

II. ご契約に際して

1

保険契約の締結および生命保険募集人について

1

なないろ生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

2

保険契約の締結および生命保険募集人について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様となないろ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してなないろ生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後に保険契約者の変更といったご契約内容の変更をする場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対するなないろ生命の承諾が必要になります。



ご留意ください

募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利（告知受領権）がないため、募集代理店の担当者に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご本人が「告知書」（電磁的方法による場合を含みます。）へご記入ください。

2 お申込み手続きについて

1 / 申込書、告知書の記入について

- 申込書、告知書（電磁的方法による場合を含みます）は、お申込み、ご記入内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身が正確に記入してください。
- 「告知」について、詳しくは II-3項（⇒P.39）をご確認ください。

2 / 第1回保険料（相当額）のお払込みについて

(1) 口座振替扱によるお払込み

- 「責任開始に関する特約」を付加した場合には、保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 保険料領収証は発行しません。

(2) 金融機関口座へのお振込み

- なないろ生命所定の金融機関口座へお振り込みいただきます。
- 振込金受取書を第1回保険料相当額のお払込みの証とさせていただきますので、大切に保管してください。
- 第1回保険料相当額の領収日は、なないろ生命所定の金融機関口座に着金した日となります。

(3) クレジットカード扱によるお払込み

- なないろ生命が提携しているカード会社を経由してお払い込みいただきます。
- 保険料領収証は発行しません。
- 第1回保険料相当額の領収日は、取扱クレジットカード会社による利用承認日となります。

3 / 責任開始に関する特約について

- この特約を付加したご契約の第1回保険料は、第1回保険料の払込期間（注1）中の振替日に保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 振替日に振り替えできなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます（保険料の払込方法が月払の場合は、第2回保険料とともに振り替えます）。
- 第1回保険料の猶予期間（注2）満了日までに第1回保険料のお払込みがないときは、ご契約は消滅します。この場合、以後、新たに「責任開始に関する特約」を付加したご契約のお申込みがあってもお取り扱いできない場合があります。

- 第1回保険料をお払い込みいただく前は、主契約の減額、特約のみの解約をすることはできないなど、なないろ生命所定の条件があります。

(注1) 保険期間開始日からその翌月末日までをいいます。

(注2) 第1回保険料の払込期間の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までをいいます。

4 / 契約日指定について

- 契約日は、原則、保険期間開始日を含む月の翌月1日としますが、保険期間開始日を含む月が被保険者の誕生月等で、その誕生日の前日までの日を契約日とすることで契約年齢が上がらないときは、次の要件を満たすことで、契約日を指定することができます。

- 保険契約者からの申出があること
- なないろ生命がその申出を承諾すること

- 契約日を指定する場合は、お申込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みを誕生日の前日までの日にすべて完了する必要があります。

- 契約日を指定した場合の契約日は、保険期間開始日となります。

5 / お申込み内容の確認について

ご契約をお引き受けしますと、なないろ生命は、「保険証券」等を保険契約者にお送りしますので、お申し込みいただいた内容およびお払い込みいただいた保険料と相違ないか、もう一度よくお確かめください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、すぐに「ご契約のしおり-約款」裏表紙に記載のお客様サービスセンターにご連絡ください。

3 ◀ 告知について

ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。

1 / 告知義務について

保険契約者および被保険者には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態等について「告知書」（電磁的方法による場合を含みます。以下、「告知書等」といいます。）でないろ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、なないろ生命（告知書等に記入いただく場合）が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利がないため、募集代理店の担当者（生命保険募集人）に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。

「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」をご検討されている方は次のこと にご留意ください。

- 一般のご契約と同様に告知義務があります。そのため「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は、「新たなご契約の保険期間開始日」から告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。そのため、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために解除または取消しとなることがあります。

2 / 告知義務違反について

事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、告知書等に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によつて、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、保険期間開始日から2年以内（注1）であれば、なないろ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。
- ご契約を解除したときは、たとえ給付金等の支払事由が発生していても、これをお支払いしません（注2）。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません（注2）。

- ご契約を解除するときは、解約返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
- 告知にあたり、募集代理店の担当者（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、なないろ生命はご契約を解除することはできません。ただし、募集代理店の担当者（生命保険募集人）のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、なないろ生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、なないろ生命はご契約を解除することができます。
- ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金等をお支払いできること、または保険料のお払込みを免除できないことがあります。

(例) 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は返金しません。

- (注1) 保険期間開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
- (注2) 「給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みを免除することができます。

3 / 傷病歴・通院事実等を告知した場合

- なないろ生命では、健康上の理由で、通常の保険に加入できない方向けの医療保険（注）も取り扱っています。健康に不安のある方はご検討ください。
- （注）健康に不安のある方向けの医療保険のため、なないろ生命のその他の医療保険と比べて保険料が割高となっています。ご契約に際しては、なないろ生命所定の条件があります。詳しくは募集代理店の担当者にお問い合わせください。

4 保険期間開始日および保障の責任開始期について

●保険契約は、保険契約者からのお申込みをなないろ生命が承諾したときに有効に成立します。承諾した場合、保険期間開始日は以下となります。

「責任開始に関する特約」を付加した場合 (第1回保険料を口座振替でお払い込みいただく場合)	お申込みと告知（診査）がともに完了した時
上記以外の場合	お申込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時（注）

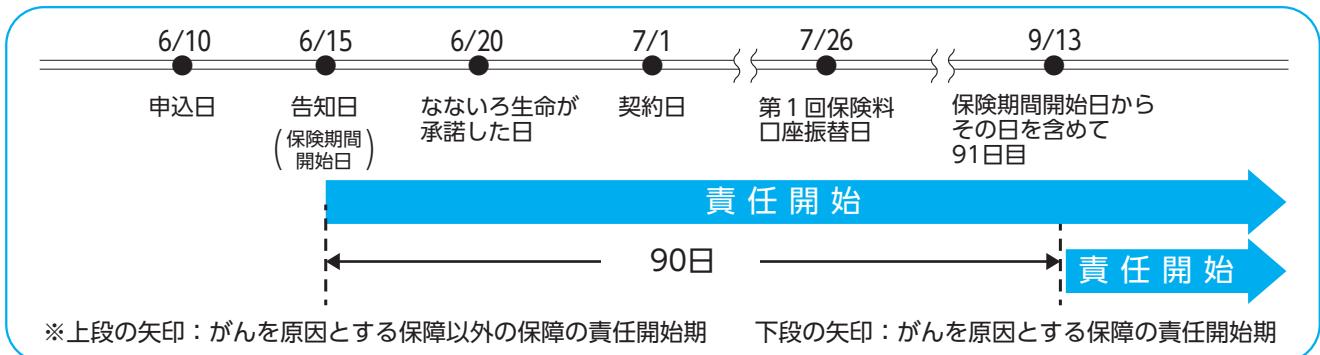
（注）第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込み内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	なないろ生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日

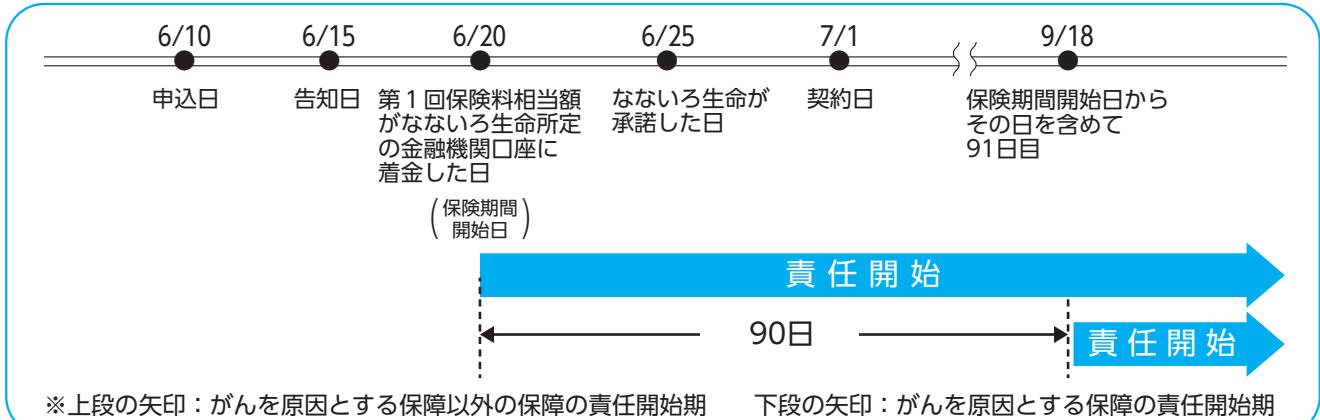
① ご留意ください

「がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）」「特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）」「がん保険料払込免除特則」、「特定3大疾病保険料払込免除特則」「特定がん治療特約」「がん診断一時金特約（2025）」「がん初回診断一時金特約」「がん通院一時金特約」「がん差額ベッド特約D」「がん女性特定手術特約」「がん先進医療・患者申出療養特約（2025）」のがんを原因とする保障の責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。

[例] 「責任開始に関する特約」を付加した場合



[例] 第1回保険料相当額を口座振込みでお払込みの場合



5

クーリング・オフ制度 (ご契約のお申込みの撤回等)について

1 / 適用期間

保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（注意喚起情報）の交付日（書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます）のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内（非営業日を含みます）。

2 / お申出方法

<書面によるお申込みの撤回>

書面によるお申出の場合、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じるので、**郵便によりないろ生命宛に発送してください**（店頭へ持参はせず郵送にてお申し出ください。また、保険契約者様からの口頭のみのお申出はお受けできませんのでご留意ください）。

〈記入例〉 書面には、保険契約者様ご本人が、次の①～③の内容をご記入ください（口座振替扱とクレジットカード扱では、記入項目が異なりますので、記入例を参照願います）。

- ① お申込みの撤回等をする旨の文言
- ② 申込者氏名（自署）、住所、電話番号
- ③ 申込番号（契約申込書の上部10桁の数字）、保険料、取扱代理店、申込日、申出日、
ご返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人フリガナ、口座名義人）

【口座振替扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社 行
今回の契約申込みを撤回します。
申込者氏名：○ ○ ○ ○
申込者住所：○○○○○○○○○○
電話番号：＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
申込番号：＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
保険料：＊＊＊＊＊円
取扱代理店：○○○会社○○店
申込日：20○○年○○月○○日
申出日：20○○年○○月○○日

【クレジットカード扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社 行
今回の契約申込みを撤回します。
申込者氏名：○ ○ ○ ○
申込者住所：○○○○○○○○○○
電話番号：＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
申込番号：＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
保険料：＊＊＊＊＊円
取扱代理店：○○○会社○○店
申込日：20○○年○○月○○日
申出日：20○○年○○月○○日

返金先口座：○○銀行○○支店（店番）
普通（口座番号）＊＊＊＊＊＊＊＊
口座名義人フリガナ ○○○○ ○○○○
口座名義人 ○○ ○○

【送付先】 〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 なないろ生命 クーリング・オフ担当

※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出いただきますようお願いします。

<電磁的方法によるお申込みの撤回>

なないろ生命では、電磁的方法によるお申込みの撤回等の窓口として、なないろ生命ホームページ上にお問合せ受付フォームを設置しています。お申込みの撤回等は電磁的方法による発信時（申出日）に効力を生じますので、入力画面に必要事項を入力し、発信ください。
(なないろ生命ホームページ：<https://www.nanairolife.co.jp/>)

3 / 第1回保険料充当金のご返金について

お申込みの撤回等がありクーリング・オフ制度が適用された場合、ご入金済の第1回保険料充当金は申込者様（保険契約者様）に全額ご返金します。申込者様等から特に申出のない場合は、申込時に登録いただいた保険料振替口座へご返金します。申込時に保険料振替口座を登録いただいている場合は、撤回お申出時にご返金する口座をご指定ください。

- 保険契約者様が法人または個人事業主（雇用主）の場合は、クーリング・オフ制度の適用対象外となります。

6

ご契約内容等の確認制度について

なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者がご契約内容等の確認のため、電話や訪問をすることがあります。この確認制度は生命保険会社各社が行っています。

1

お申込み時の契約確認について

ご契約のお申込みにあたり、後日、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、お申込み内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。

お申込み時に告知した内容が事実と相違したり、告知もれがありますと、将来、給付金等をお支払いできない場合があります。

2

給付金等のご請求時の確認・照会について

給付金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が、給付金等をお支払いするための確認・照会（以下、「支払確認・照会」といいます）に、保険契約者、被保険者または医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

支払確認・照会にあたりましては、お客様のプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきます。

(注) 支払確認・照会に際し、保険契約者、被保険者または受取人がなないろ生命からの支払確認・照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、これによりその確認が遅延した期間は遅滞の責任を負わず、その回答または同意を得て支払確認・照会が終わるまで給付金等をお支払いしません。

7

現在のご契約を解約、減額することを前提に、新たなご契約のお申込みをご検討されている方へ

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払込み保険料の累計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約したときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。**
- 新たにお申込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
- 新たにお申込みのがん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）、特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）、特定がん治療特約、がん診断一時金特約（2025）、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約、がん先進医療・患者申出療養特約（2025）について、主契約の保険期間開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合（注）には、給付金等はお支払いしません。また、保険期間開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合（注）には、がん保険料払込免除特則、特定3大疾病保険料払込免除特則による保険料の払込免除も行いません。
（注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。
- 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率が下がった場合には、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。

なないろ生命には「乗換制度」があります。詳しくは、**I-5項（⇒P.32）**をご確認ください。

III. 給付金等について

1

給付金等をお支払いできない場合等について

給付金等をお支払いできない場合について記載しています。

「**給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例について**」⇒P.50 もあわせてご確認ください。

1 / 免責事由に該当した場合

(1) 死亡給付金

- 被保険者が次のいずれかによって死亡したとき
 - 保険契約者または死亡給付金受取人の故意
 - 戦争その他の変乱 (注1)

(2) 先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養見舞金

- 被保険者が次のいずれかによって支払事由に該当したとき
 - 保険契約者の故意または重大な過失
 - 被保険者の故意または重大な過失
 - 被保険者の犯罪行為
 - 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの (注2)
 - 地震、噴火または津波 (注1)
 - 戦争その他の変乱 (注1)

(注1) 支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、給付金等の金額の一部または全部をお支払いします。

(注2) 他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

2 / 告知義務違反によりご契約が解除された場合

- 告知 (注) していただいた内容が事実と相違し、ご契約を解除したとき
 - (注) 詳しくは II-3 項 (⇒P.39) をご確認ください。

3 / 重大事由によりご契約が解除された場合

●次のいずれかの重大事由が生じたとき

- 保険契約者、被保険者 (注1) または給付金等の受取人が、給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致 (注2) をしたとき
- 給付金等の請求に関して、給付金等の受取人に詐欺行為 (注2) があったとき
- 他のご契約との重複により、給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき

- ・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
- ・反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- 次の事由などにより、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼が損なわれ、かつ、ご契約を継続することを期待し得ない上記重大事由のいずれかと同等の事由があるとき

- ・ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき
- ・保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

(注1) 死亡給付金の場合は、被保険者を除きます。

(注2) 未遂を含みます。

① ご留意ください

- 重大事由が生じた場合、なないろ生命はご契約を解除します。
- 重大事由が生じた時からご契約の解除までの間に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていても、なないろ生命は給付金等のお支払いおよび保険料の払込免除を行いません。すでに給付金等をお支払いしていた場合は、その返還を請求します。また、すでに保険料のお払込みを免除していた場合は、その保険料のお払込みを請求します。
- 重大事由によりご契約が解除された場合で、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者にお支払いします。

4 / 詐欺による取消しの場合

- 保険契約者または被保険者の詐欺によってなないろ生命がご契約のお申込みを承諾したとき

!**ご留意ください**

- 詐欺によりご契約のお申込みを承諾した場合は、なないろ生命はご契約を取り消し、お払い込みいただいた保険料は返還しません。

5 / 不法取得目的による無効の場合

- ご契約の加入状況、ご契約成立後の給付金等の請求状況などから判断して、保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的でご契約を締結したものと認められるとき

!**ご留意ください**

- 不法取得目的により締結されたご契約は無効とし、お払い込みいただいた保険料は返還しません。

6 / ご契約が消滅（未払消滅）した場合

- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過し、ご契約が消滅（未払消滅）**(注)** したとき

(注) 詳しくは**IV-3項** (\Rightarrow P.57) をご確認ください。

7 / 支払事由に該当しないその他の場合

- (1) がん診断一時金、がん治療給付金、特定3大疾病治療給付金、特定がん治療給付金、がん初回診断一時金、がん通院一時金、がん差額ベッド給付金、がん女性特定手術給付金、がん先進医療・患者申出療養給付金、がん先進医療・患者申出療養見舞金**

- がんを原因とする保障について、がんを原因とする保障の責任開始期 **(注1)** 前にがんと診断確定されていたとき
- がんを原因とする保障以外の保障について、がんを原因とする保障以外の保障の責任開始期 **(注1)** 前の疾病を原因とするとき

(2) 先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養見舞金

- 責任開始期（注1）前の傷害または疾病を原因とするとき（注2）
- 被保険者の薬物依存によるとき

（注1）詳しくは II-4項（⇒P.41）をご確認ください。

（注2）以下のいずれかに該当した場合には、責任開始期以後の疾病とみなします。

- ・告知等によりなないろ生命が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいている等の理由により、その原因に関する事実をなないろ生命が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき
- ・責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に療養等を受けたとき

給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例について

以下の各事例は、給付金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の代表例をご参考としてあげたものです。

ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取り扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取り扱いに関しては、ご契約内容・約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によってもお取り扱いに違いが生じることがあります。

【事例1】がんを原因とする保障の責任開始日前のがん診断確定による無効

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
保険期間開始日から100日目に胃がんと診断確定されてその後がんの治療をした場合。	保険期間開始日から80日目に胃がんと診断確定されてその後がんの治療をした場合。
解 説	
<p>がんを原因とする保障の責任開始日（保険期間開始日からその日を含めて91日目）より前に、がんと診断確定されていた場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます）には、保険契約（特則・特約を含みます）は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。</p>	

【事例2】がん診断一時金のお支払い〈支払事由非該当〉（がん診断A型の場合）

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
胃がんのため、がん診断一時金が支払われた後181日（注）経ってから、再発したがんの治療のため2週間入院した場合。	胃がんのため、がん診断一時金が支払われた後90日経ってから、再発したがんの治療のため2週間入院した場合。
解 説	
<p>がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）またはがん診断一時金特約（2025）の2回目以後のがん診断一時金は、前回のがん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」（注）以後にがん診断一時金の支払事由に該当した場合にお支払いします。</p>	

（注）がん診断B型の場合、がん診断一時金のお支払いは1年に1回を限度とし、上記事例中の「181日」を「1年」に、「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」を「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に読み替えます。

【事例3】がん治療給付金・特定3大疾病治療給付金・特定がん治療給付金のお支払い（支払事由に該当する治療を同一月に複数回受けた場合）

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
抗がん剤（抗悪性腫瘍薬）の投与を複数月にわたり受けた場合。	同一の月に2回目の抗がん剤（抗悪性腫瘍薬）の投与を受けた場合。
解 説	
<p>特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）のがん治療給付金・特定3大疾病治療給付金、および特定がん治療特約の特定がん治療給付金は、支払事由に該当する治療を受けた日の属する月ごとにお支払いします。ただし、支払事由に該当する治療を同一月に複数回受けた場合でも、がん治療給付金・特定3大疾病治療給付金・特定がん治療給付金は重複してお支払いしません。</p>	

【事例4】がん治療給付金・特定3大疾病治療給付金・特定がん治療給付金のお支払い（セカンドオピニオンによる治療）

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
主治医よりがんの治療内容の提示を受けたが、セカンドオピニオンを受診する旨を伝え、治療データの提供を受けた場合。	主治医よりがんの治療内容の提示を受けたが、主治医に相談することなく別の病院を受診し、がんの治療内容の相談をした場合。
解 説	
<p>がん治療給付金・特定3大疾病治療給付金・特定がん治療給付金の支払事由にあるセカンドオピニオンは、がんの治療内容の提示を受けた主治医に対し、セカンドオピニオンを受ける旨を伝え、主治医から診療に関する情報（医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表で「診療情報提供料（Ⅱ）」が算定されている診療に関する情報）の提供を受けた場合に支払事由に該当します。そのため、主治医に相談することなく別の病院を受診した場合にはがん治療給付金・特定3大疾病治療給付金・特定がん治療給付金はお支払いしません。なお、診療に関する情報の提供を受けた場合でも、これに基づく病院または診療所の受診をしていないときは給付金の支払対象とはなりません。</p>	

【事例5】がん通院一時金のお支払い（入院期間中の通院）

がん通院一時金をお支払いできる場合とお支払いできない場合の事例	
	お支払いできる場合
胃がんと診断確定後、胃がんの治療を目的として通院した場合。(通院①)	胃がんと診断確定後、胃がんの治療を目的として通院したが、その通院が入院期間中の通院の場合。(通院②)
解説	
<p>がん通院一時金は、がんを原因とする保障の責任開始期以降に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする通院をした場合にお支払いします。(1回のがん通院期間につき3回限度) ただし、入院期間中の通院の場合は、がん通院一時金をお支払いしません。</p>	

【事例6】がん差額ベッド給付金のお支払い（支払事由非該当）

解説	
	お支払いできる場合
がんの治療のため、差額ベッド代がかかる個室に入院した場合。	がんの治療のため入院したが、病院の都合で差額ベッド代がかからない個室に入院した場合。
解説	
<p>がん差額ベッド給付金は、がんを原因とする保障の責任開始期以降にがんの治療を直接の目的として差額ベッド代が発生する入院をした場合にお支払いします。</p>	

【事例7】がん女性特定手術給付金のお支払い（がんの発病の可能性を低減することを目的として受けた手術）

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
がんと診断確定された右乳房の切除術後に遺伝性乳癌卵巣癌症候群と診断されたため、がんの発病リスク低減を目的として、がんと診断確定されていない左乳房の切除術を受けた場合。	遺伝性乳癌卵巣癌症候群と診断されたため、がんの発病前に乳房の切除術を受けた場合。
解 説	
<p>がん女性特定手術給付金は、がんと診断確定された被保険者が乳房、子宮、卵巣等に対して、がんの発病リスク低減を目的として手術を受けた場合もお支払いします。ただし、がんと診断確定されていない被保険者ががんの発病リスク低減を目的として手術を受けた場合はお支払いしません。</p>	

【事例8】がん女性特定手術給付金のお支払い（乳房再建術等）

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
<p>右乳房ががんと診断されて右乳房の切除術を受けた被保険者が、乳房再建術（二期再建）を選択し、組織拡張器（エキスパンダー）を挿入する乳房再建術を受けた場合。</p> <p>また、その半年後、乳房再建術を受けた右乳房から組織拡張器の撤去およびシリコンインプラントの挿入をする手術（公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」において、手術料の算定対象として列挙されている手術）を受けた場合。</p>	右乳房ががんと診断されて右乳房の切除術を受け、乳房再建術（二期再建）を選択して右乳房に組織拡張器（エキスパンダー）を挿入する乳房再建術を受けた被保険者が、その半年後、右乳房から組織拡張器の撤去および脂肪を注入する乳房再建術（自由診療）を受けた場合。

解 説

当特約の保険期間中にがんと診断確定された被保険者が乳房の切除術を受け、その乳房に対して行う乳房再建術は、公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」において、手術料の算定対象として列挙されている手術か否かを問わずがん女性特定手術給付金をお支払いします。

一方、乳房再建術を受けた乳房に対して再度行う乳房再建術または乳房再建術によって生じた状態の改善を目的とする乳房に対する手術を受けた場合は、公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」において手術料の算定対象として列挙されている手術に該当する場合のみがん女性特定手術給付金をお支払いします。

3

給付金等のご請求に関する訴訟について

給付金等のご請求に関する訴訟については、なないろ生命の本社の所在地または給付金の受取人の所在地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

IV. 保険料のお払込み

1

保険料の払込方法(回数)について

保険料の払込方法（回数）には次のような方法があります。

払込回数	内容
月払	毎月、保険料をお払い込みいただく方法です。
年払	毎年1回、1年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。

がん診断一時金保険／無解約返戻金型
(2025・特定疾病治療保険／無解約
返戻金型)(2025)について

ご契約に際して

給付金等について

保険料のお払込み

ご契約後について

その他ご契約に関するお知らせ

2 保険料の払込方法(経路)について

払込方法(経路)には次のような方法があります。

1 / 口座振替扱によるお払込みについて

なないろ生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定した口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。お払い込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。

2 / クレジットカード扱によるお払込みについて

なないろ生命が提携しているカード会社を経由して、保険料をお払い込みいただく方法です。お払い込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。

クレジットカード扱には、なないろ生命所定の要件があります。

① ご留意ください

保険料の前納および予納は取り扱いません。

3

保険料払込みの猶予期間と消滅について

保険料は払込期月中にお払い込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料のお払込みの猶予期間とします。

お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅（未払消滅）となり、効力がなくなります。その場合、消滅したご契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活は取り扱いません）。

[しくみ]



4

保険料のお払込みが困難になられたときについて

保険料のお払込みが困難になられたときには、なないろ生命所定の範囲内で給付金額等を減額して、保険料の負担を軽減することができます。

5

保険料のお払込みが不要となった場合の お取扱いについて

- 保険料の払込方法（回数）が年払のご契約（以下「年払契約」といいます）が消滅（注1）した場合、または保険料のお払込みが免除された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その返還金をお支払いします。
- 保険料の未経過分に相当する返還金は、すでに払い込まれた保険料（注2）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約日の応当日（月単位）から、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約日の応当日（年単位）の前日までの月数に対応する保険料相当額となります。

（注1）ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

（注2）保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、その不要となった部分の保険料に限ります。

（例）契約日の応当日（年単位）が1月1日の年払契約について、1月20日に年払保険料のお払込み、5月25日に解約した場合

[保険料の未経過分に相当する返還金]

保険料のお払込みが不要となった日はご契約を解約した5月25日のため、その翌日以後最初に到来する契約日の応当日（月単位）は6月1日となります。そのため、6月1日から契約日の応当日（年単位）の前日となる12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額を保険料の未経過分に相当する返還金としてお支払いします。



！ご留意ください

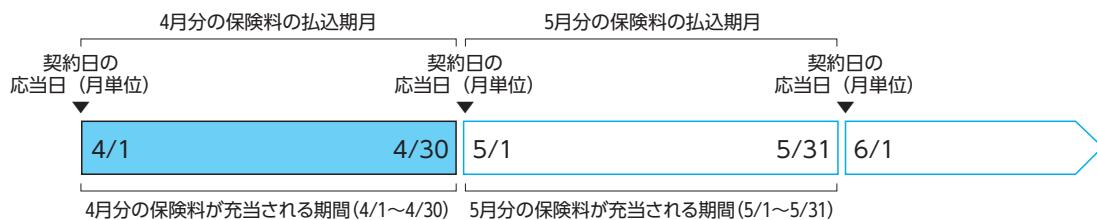
保険料の払込方法（回数）が月払のご契約については、保険料の未経過分に相当する返還金のお支払いはありません。

給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について

- 保険料は、払込期月ごとの契約日の応当日から次の払込期月の契約日の応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約日の応当日に払い込まれるものとして計算されています。
- 保険料のお払込みがないまま、払込期月の契約日の応当日以後に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときには、給付金等のお支払いの場合は給付金等からその未払込保険料を差し引き、保険料の払込免除の場合はその未払込保険料をお払い込みいただきます。

[例] 月払（契約日の応当日（月単位）が1日）のご契約の場合

4月分の保険料のお払込みがないまま、4月1日～4月30日に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したとき



[給付金等の支払事由が発生したとき]

4月分の未払込保険料を給付金等から差し引いて、給付金等をお支払いします。

[保険料の払込免除事由が発生したとき]

4月分の未払込保険料をお払い込みいただきます。

V. ご契約後について

1

諸請求に必要な書類について

1

給付金等のご請求について

●給付金等をご請求いただく場合は以下のような流れとなります。

1. 発生

【お支払いする可能性がある事由の発生】

以下のような事由が発生したとき、すみやかになないろ生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。

※保障内容によっては、支払事由に該当しない場合があります。

- ・がんで入院・手術・通院をした場合
- ・亡くなった場合
- ・がんと診断された場合
- ・入院しないで抗がん剤治療を受けている場合
- ・その他の支払事由に該当するかどうかご不明の場合

2. 連絡

【なないろ生命お客様サービスセンターへのご連絡】

お手元に、ご契約の証券番号が分かる書類（保険証券等）をご用意ください。
給付金等をもれなくご請求いただくために、以下の内容をお伺いします。

- ・証券番号、お電話をいただいた方のお名前、被保険者名
 - ・入退院日、病名、手術名、手術日、通院の有無など
- ※病名等は、必要書類をご案内するためにお伺いするものですが、差し支えのない範囲でお申し出願います。

なないろ生命

【請求のご案内】

ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求の詳しいご案内と請求書類をお届けします。

3. 提出

【請求書類のご提出】

ご案内した必要書類をお取り揃えのうえ、ご提出ください。

なないろ生命

【給付金等のお支払い】

給付金等をお支払いします。または、保険料のお払込みを免除します。

4. 受取

【お支払明細書をご確認ください】

お支払金額などを記載したお支払明細書をご郵送しますので、ご確認ください。

! ご留意ください

- なないろ生命は、約款・特約の別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めることが、または約款・特約の別表に記載された書類の一部のご提出を省略して取り扱うことがあります。
- 給付金等のご請求に際し、なないろ生命にご提出いただく書類（診断書等）の手配に関する諸費用は、お客様の負担となります。
- 代理人によるご請求の場合、約款・特約の別表に記載の書類の他に、受取人が給付金等をご請求できない事情を証明する書類があわせて必要となります。
- 給付金等のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることやなないろ生命の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- 給付金等は、請求権者が権利を行使できるようになった時から3年間を過ぎると、ご請求の権利がなくなります。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、なないろ生命にその登記事項証明書をご提出ください。

2 / その他のご請求について

- 保険契約に関する諸請求の際には、次の書類をご提出いただきます。

請求する事項	請求に必要な書類	なないろ生命所定の 請 求 書	保険契約者の 印鑑証明書
給付金額等の減額 (⇒V-4項:P.66)	●	●	●
解約 (⇒V-4項:P.66)	●	●	●
保険契約者の変更 (⇒V-3項:P.65)	●	●	●
給付金等の受取人の変更 (⇒V-3項:P.65)	●	●	●

- お手続きについてはお客様サービスセンターまでご連絡ください。

! ご留意ください

- なないろ生命は、上記以外の書類のご提出を求めるごとに、または上記書類の一部のご提出を省略して取り扱うことがあります。
- ご契約に関する諸請求に際し、なないろ生命にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、保険契約者の負担となります。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、なないろ生命にその登記事項証明書をご提出ください。

2

給付金等の支払期限について

- 給付金等のご請求があった場合、なないろ生命は、必要書類がなないろ生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて5営業日以内に給付金等をお支払いします。ただし、給付金等をお支払いするための確認・照会が必要な場合は、以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
1	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2) 給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	必要書類がなないろ生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
2	上記1の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 (1) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (3) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (4) 日本国外における調査が必要な場合	必要書類がなないろ生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

（注）必要書類がなないろ生命に到着した日とは、完備された必要書類がなないろ生命に到着した日をいいます。

- やむを得ず上記期限を超えてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。
- 給付金等をお支払いするための上記1・2の確認に際し、保険契約者・被保険者または給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、なないろ生命はこれによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いしません。

3 保険契約者、給付金等の受取人の変更について

1 / 保険契約者の変更について

- 保険契約者は、**被保険者の同意となないろ生命の承諾**を得て、保険契約者を変更できます。
- 保険契約者を変更した場合、保険契約上の権利義務（死亡給付金の受取人を変更する権利、保険料のお支払い義務など）はすべて新しい保険契約者に引き継がれます。

2 / 給付金等の受取人の変更について

- 保険契約者は支払事由が発生するまでは、**被保険者の同意**を得て、死亡給付金受取人を変更できます。
- 死亡給付金受取人を変更する場合は、すみやかになないろ生命へ通知ください。新しい死亡給付金受取人への変更手続きをしていただきます。
- 保険契約者は支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により死亡給付金受取人を変更することもできます。この場合、保険契約者がお亡くなりになった後、保険契約者の相続人からなないろ生命へ通知ください。
- 死亡給付金を除く給付金等の受取人は被保険者となります。
ただし、保険契約者が法人の場合には被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者とすることができます。なお、死亡給付金受取人が指定され死亡給付金受取人が保険契約者であるときは、保険契約者に限ります。
- 給付金等の受取人がお亡くなりになった場合は、すみやかになないろ生命へ通知ください。

！ ご留意ください

- 給付金等の受取人の変更に関する通知をなないろ生命が受ける前に変更前の給付金等の受取人に給付金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の給付金等の受取人から給付金等の請求を受けても、なないろ生命は給付金等をお支払いしません。

4 解約・減額と解約返戻金について

1 / 解約・減額について

- ご契約の解約・減額（注）はいつでもできますが、以後の保障はなくなります。
（注）「責任開始に関する特約」が付加されている契約は、第1回保険料の払込前の減額はお取り扱いできません。
- ご継続を迷われたときはお気軽にご相談ください。

2 / 解約返戻金について

- この保険契約には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約について以下の解約返戻金があります。（特約には解約返戻金はありません。）

がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）	がん診断一時金額の10%	
特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）	がん型	がん治療給付金月額の50%
	特定3大疾病型	特定3大疾病治療給付金月額の50%

3 / 被保険者による保険契約者への解約の請求について

- 被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、次の事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または給付金等の受取人がないろ生命に保険給付を行わせることを目的として給付金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②給付金等の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

4 / 契約当事者以外の者による解約について

- 保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知がなないろ生命に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約がなないろ生命に通知された時において、以下のすべてを満たす給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

- 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知がなないろ生命に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知がなないろ生命に到達した日に解約の効力が生じたとすればなないろ生命が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨をなないろ生命に対して通知すること（なないろ生命への通知についても期間内に行うこと）

5 生命保険と税金について

生命保険には税制上の特典があります。

以降の記載は**2025年8月現在**の税制に基づいています。将来的に税制が変更され、お取扱いが変わる場合があります。詳しくは、所轄の税務署等にご確認ください。

1 「生命保険料控除制度」について

- 「生命保険料控除制度」とは、お払い込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者の年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
- 「生命保険料控除」により所得から控除される金額は、お払い込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごと（「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」）に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します（「その他保険料」については、「生命保険料控除」の対象外となります）。

① 所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超40,000円以下	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{2}$) + 10,000円
40,000円超80,000円以下	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{4}$) + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、120,000円が上限となります。

② 住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超32,000円以下	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{2}$) + 6,000円
32,000円超56,000円以下	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{4}$) + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

③ 「控除証明区分」について

● 「ご契約のしおり」に掲載の各主契約・特約の「控除証明区分」は下表のとおりです。

介護医療保険料	
・がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）	・特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）
・特定がん治療特約	・がん診断一時金特約（2025）
・がん初回診断一時金特約	・がん通院一時金特約
・がん差額ベッド特約D	・がん女性特定手術特約
・がん先進医療・患者申出療養特約（2025）	・先進医療・患者申出療養特約

④ 「生命保険料控除証明書」について

●毎年10月頃に「生命保険料控除証明書」を郵送にてお届けしますので、申告のときまで大切に保管してください。

2 / 紹介金等の税制上のお取扱いについて

紹介金等にかかる税金は保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

(1) 死亡紹介金をお受取りの場合

①死亡紹介金の税制のお取扱いについて

契約内容	契 約 例			税 の 種 類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相 続 税
	夫	夫	子	
受取人が保険契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得） 住 民 税
	夫	子	夫	
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈 与 税
	夫	子	妻	

②相続税に関する死亡紹介金の非課税金額について

保険契約者と被保険者が同一で受取人が相続人の場合には、死亡紹介金（ご契約が2件以上のときは合計します）に対して相続税法上一定範囲で非課税扱いを受けることができます。

(2) その他の紹介金等をお受取りの場合

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にする他の親族に該当する場合、次の紹介金等は全額非課税となります。

- ・がん診断一時金
- ・特定がん治療給付金
- ・がん差額ベッド給付金
- ・がん先進医療・患者申出療養見舞金
- ・先進医療・患者申出療養見舞金
- ・がん治療給付金
- ・がん初回診断一時金
- ・がん女性特定手術給付金
- ・がん通院一時金
- ・がん先進医療・患者申出療養給付金
- ・先進医療・患者申出療養給付金

VI. その他ご契約に関するお知らせ

1

お客様に関する個人情報のお取扱いについて

1

なないろ生命における個人情報の利用目的について

保険契約等のお申し込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- なないろ生命の保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- なないろ生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供（注）、ご契約の維持管理
- なないろ生命の業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究（注）
（注）お客様のウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析し、商品・サービスのご案内・提供、広告の配信等を行うことを含みます。

※なないろ生命の個人情報のお取扱いにつきましては、なないろ生命ホームページ

（<https://www.nanairolife.co.jp/>）にも掲載しておりますので併せてご確認ください。

2

なないろ生命における機微（センシティブ）情報のお取扱いについて

被保険者等の身体、健康情報に関する保健医療等の情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、なないろ生命業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的のために取得、利用させていただきます。

3

再保険会社への個人情報の提供について

なないろ生命は、なないろ生命と保険契約者様との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するため再保険（再々保険を含みます）を行うことがあります。また、再保険会社における当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者様の個人情報のほか、被保険者様の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社（外国にある再保険会社を含みます）に提供することがあります。

契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について

なないろ生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記の通り、なないろ生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1 / 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

●なないろ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、なないろ生命の保険契約等に関する次の登録事項を共同して利用しております。

●保険契約等のお申込みがあった場合、なないろ生命は、(一社)生命保険協会に、保険契約等に関する次の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録内容は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活の日、増額の日または特約の中途付加の日から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

●なないろ生命的保険契約等に関する登録事項については、なないろ生命が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、なないろ生命的の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、なないろ生命的の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

(ア) なないろ生命があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

(イ) なないろ生命が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

(ウ) 本人が識別される保有個人データをなないろ生命が利用する必要がなくなった場合

- (工) なないろ生命が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

次の事項が登録されます。

〈2024年3月31日以前の登録事項〉

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活の日、増額の日および特約の中途付加の日
- (5) 取扱会社名

〈2024年4月1日以降の登録事項〉

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活の日、増額の日および特約の中途付加の日
- (9) 取扱会社名

※ 2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、なないろ生命ホームページ (<https://www.nanairolife.co.jp/>) の「個人情報の共同利用について」のページをご確認ください。

2 / 支払査定時照会制度について

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- なないろ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、なないろ生命を含む各生命保険会

社等の保有する保険契約等に関する次の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は次のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- なないろ生命が保有する相互照会事項記載の情報については、なないろ生命が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、なないろ生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、なないろ生命の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。
 - (ア) なないろ生命があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - (イ) なないろ生命が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - (ウ) 本人が識別される保有個人データをなないろ生命が利用する必要がなくなった場合
 - (エ) なないろ生命が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
 - (オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、なないろ生命ホームページ（<https://www.nanairolife.co.jp/>）の「個人情報の共同利用について」のページをご確認ください。

3 生命保険契約者保護機構について

なないろ生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（注1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き、責任準備金等（注3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません。（注4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（注1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）。

（注2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（*1）を超えていた契約を指します（*2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

（*1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、なないろ生命または保護機構のホームページで確認できます。

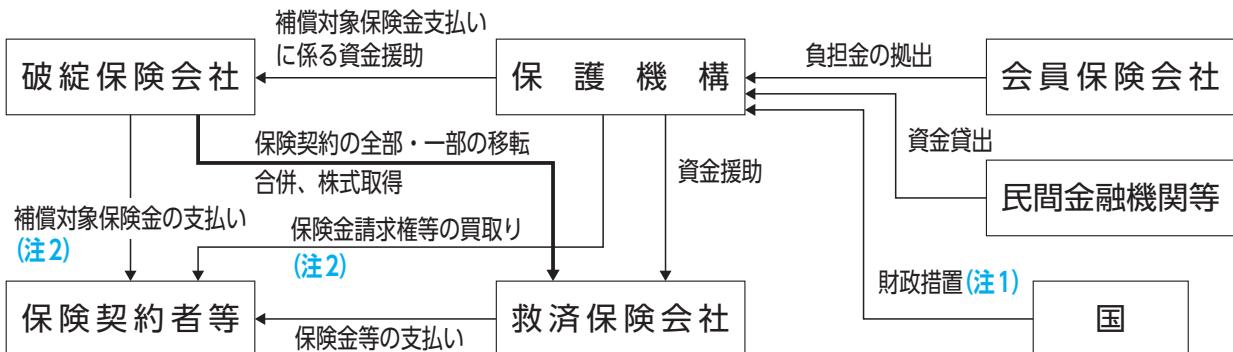
（*2）一つの保険契約において、主契約、特約の予定利率が異なる場合、主契約、特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、

被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

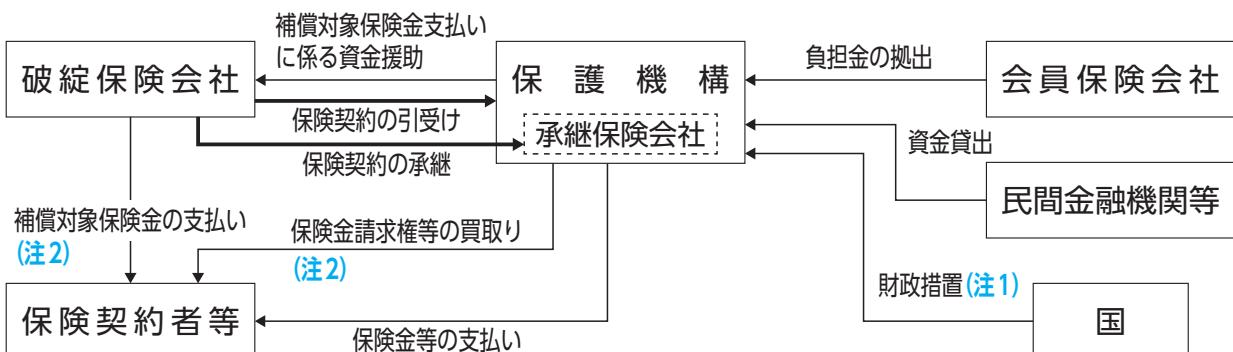
- (注3) 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。
- (注4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、令和9年（2027年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものであります。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、前ページ（注2）に記載の率となります。）。

●補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問合せ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

約

款

特

約

約款

約款 は、ご契約のとりきめを記載しています。

別

表

■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 〈本文〉

この約款の「本文」です。

2 〈補足説明〉

・「本文」に記載した用語について、説明しています。

(例：*1、*2…)

・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。

(例：A、B…)

※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】医療保険（無解約返戻金型）普通保険約款

3 給付金の支払いについて

第5条 給付金の支払い

- 当社は、次の表、本条の2、および本条の3、の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第6条）に該当するときは支払いません。なお、医療費充当給付金の給付倍率（第1条）が0倍の場合には、医療費充当給付金の支払いはなく、また、手術給付金の型（第3条）が手術なし型の場合には、手術給付金および放射線治療給付金の支払いはありません。

支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表4★）をしたとき	入院給付金受取人
	(1) 責任開始期（第4条）*1以後に生じた傷害*2または疾病*3が直接の原因とする入院	
	(2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院	
	(3) 病院または診療所（別表6★）への入院	
医療費充当給付金	被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表4★）を開始したとき	入院給付金受取人

第5条 補足説明

*1 責任開始期（第4条）

第4条（責任開始期）の規定により、当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

*2 傷害

責任開始期（第4条）*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*3 疾病

公的医療保険制度（別表8★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存A未含みません。なお、責任開始期（第4条）*1以後に生じた「不慮の事故（別表5★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A : 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

★別表4（P.104参照）、別表5（P.104参照）、別表6（P.104参照）、別表7（P.105参照）、別表8（P.105参照）、別表9（P.105参照）、別表10（P.105参照）、別表11（P.105参照）、別表12（P.105参照）、別表13（P.105参照）、別表14（P.105参照）、別表15（P.106参照）、別表16（P.106参照）、別表17（P.106参照）

3 〈脚注〉

「別表」や「ご契約のしおり」などを参照にしている部分について、その参照先のページを記載しています。

※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後の条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

〔例〕免責事由（第6条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）普通保険約款目次

この保険の特色	80	10 契約内容の変更等について	
1 がん診断一時金の型について		第21条 保険料払込方法の変更	92
第1条 がん診断一時金の型	80	第22条 がん診断一時金額の減額	92
2 保障の開始について		11 解約等について	
第2条 保険期間開始期	80	第23条 保険契約の解約	92
第3条 責任開始期	81	第24条 解約返戻金	92
3 がん診断一時金等の支払いについて		第25条 保険料の未経過分に相当する返還金	92
第4条 がん診断一時金・死亡給付金の支払い	81	第26条 がん診断一時金・死亡給付金の受取人による保険契約の存続	93
第5条 死亡給付金の免責事由	84	12 がん診断一時金受取人、死亡給付金受取人および保険契約者について	
4 がん診断一時金等の支払請求手続について		第27条 当社への通知によるがん診断一時金受取人または死亡給付金受取人の変更	93
第6条 がん診断一時金・死亡給付金の支払請求手続	85	第28条 遺言による死亡給付金受取人の変更	93
第7条 がん診断一時金・死亡給付金の支払時期	85	第29条 死亡給付金受取人の死亡	94
5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第30条 保険契約者の権利義務の承継	94
第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	87	第31条 保険契約者の代表者およびがん診断一時金・死亡給付金の受取人の代表者	94
6 保険料の払込みについて		13 契約年齢の計算等について	
第9条 保険料の払込み	87	第32条 契約年齢の計算	94
第10条 保険料の払込方法（経路）	87	第33条 契約年齢の誤りの処理	94
第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	88	第34条 性別の誤りの処理	94
第12条 保険料の前納	88	14 その他	
7 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について		第35条 契約者配当金	94
第13条 保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）	88	第36条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	95
8 取消しと無効について		第37条 保険契約者の住所の変更	95
第14条 この保険契約の責任開始期前のがん診断確定による無効	89	第38条 時効	95
第15条 詐欺による取消し	89	第39条 管轄裁判所	95
第16条 不法取得目的による無効	89	15 特則について	
9 告知義務と解除について		第40条 がん保険料払込免除特則	95
第17条 告知義務	89	第41条 この特則の責任開始期	95
第18条 告知義務違反による解除	90	第42条 保険料の払込免除	96
第19条 告知義務違反による解除ができないとき	90	第43条 この特則の保険料の払込免除の請求手続	96
第20条 重大事由による解除	91	第44条 この特則の無効	96
別表1 がん		第45条 この特則の取消し	96
1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）		第46条 解約返戻金	96
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義		第47条 本則の規定の準用	96
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定			97
4. 新生物の形態の性状コード			97
別表2 給付金等の請求に必要な書類			98
			98

がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）普通保険約款

(実施 2025.12)

この保険の特色							
目的・内容	がんの診断確定に対する保険期間終身の保障						
給付金の種類	(1) がん診断一時金 <table border="1"><thead><tr><th>がん診断一時金の型</th><th>支払限度</th></tr></thead><tbody><tr><td>がん診断A型</td><td>180日に1回</td></tr><tr><td>がん診断B型</td><td>1年に1回</td></tr></tbody></table> (2) 死亡給付金（保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）	がん診断一時金の型	支払限度	がん診断A型	180日に1回	がん診断B型	1年に1回
がん診断一時金の型	支払限度						
がん診断A型	180日に1回						
がん診断B型	1年に1回						
配当タイプ	無配当						
備考	この保険契約には、解約返戻金（第24条）はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には解約返戻金（第24条）があります。						

1 がん診断一時金の型について

第1条 がん診断一時金の型

- がん診断一時金の型には、次の2つがあります。保険契約者は、この保険契約締結の際、当社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

がん診断一時金の型	内容
がん診断A型	がん診断一時金（2回目以後のがん診断一時金の支払いは、第4条（がん診断一時金・死亡給付金の支払い）に定めるとおりとし、180日に1回を限度とします。）
がん診断B型	がん診断一時金（2回目以後のがん診断一時金の支払いは、第4条（がん診断一時金・死亡給付金の支払い）に定めるとおりとし、1年に1回を限度とします。）

- 本条の1.により選択されたがん診断一時金の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始期

- この保険契約の保険期間開始期は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始期
(1) 当社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 当社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第17条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

- 本条の1.に規定する保険期間開始期を含む日を保険期間開始日および契約日★とします。契約年齢（第32条）の計算にあたっては、契約日を基準とし、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日を算入します。

3. この保険契約の申込みに対して当社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 当社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 保険期間
- (6) 保険給付の額
- (7) 保険料およびその払込方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券を作成した年月日

★「契約日」⇒「ご契約のしあり」の「主な保険用語のご説明」に掲載しています（P.6参照）。

第3条 責任開始期

この保険契約の保障は、次の責任開始期に開始します。

給付の種類	責任開始期
がん診断一時金	保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目

3 がん診断一時金等の支払いについて

第4条 がん診断一時金・死亡給付金の支払い

1. 当社は次の表および本条の2. の規定のとおり、がん診断一時金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん診断一時金または死亡給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

がん診断一時金の型	支払事由（がん診断一時金または死亡給付金を支払う場合）	金額	受取人
がん診断一時金 （1）がん診断A型	被保険者が、次のいずれかに該当したとき ① 1回目のがん診断一時金 この保険契約の責任開始期（第3条）*1前に別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）と診断確定（別表1★の3. に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この保険契約の責任開始期（第3条）*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	1回につき、がん診断一時金額	がん診断一時金受取人

第4条 補足説明

* 1 責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

がん診断一時金の型	支払事由（がん診断一時金または死亡給付金を支払う場合）	金額	受取人
(1) がん診断A型	<p>② 2回目以後のがん診断一時金 がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんと診断確定されたとき なお、この保険契約の責任開始期（第3条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態になく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとします。</p> <p>ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に、がんの治療を直接の目的*2とする継続入院*3中のとき。この場合、その181日目にがんと診断確定されたものとします。</p> <p>イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的*2とする入院*3を開始したとき。この場合、「入院*3を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。</p> <p>ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的*2とする通院*5をしたとき。この場合、その181日以後、最初に「通院*5をした日」にがんと診断確定されたものとします。</p>	1回につき、 がん診断一時 金額	がん診 断一時 金受 取人

第4条 補足説明

* 2 がんの治療を直接の目的

がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療は該当しません。

* 3 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 5 通院

医師による治療が必要であり、病院または診療所*4（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、外来により、がんの治療を直接の目的*2とする「投薬、手術、放射線治療、その他の治療」を受けることをいいます（往診を含みます。）。治療を伴わない検査または治療を伴わない薬剤・治療材料の購入もしくは受取のみの場合は該当しません。

がん診断一時金の型	支払事由（がん診断一時金または死亡給付金を支払う場合）	金額	受取人
がん診断一時金 (2) がん診断B型	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目のがん診断一時金 この保険契約の責任開始期（第3条）*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この保険契約の責任開始期（第3条）*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき</p> <p>② 2回目以後のがん診断一時金 がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんと診断確定されたとき なお、この保険契約の責任開始期（第3条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態になく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとします。</p> <p>ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に、がんの治療を直接の目的*2とする継続入院*3中のとき。 この場合、その応当日にがんと診断確定されたものとします。</p> <p>イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的*2とする入院*3を開始したとき。 この場合、「入院*3を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。</p> <p>ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的*2とする通院*5をしたとき。 この場合、その応当日以後、最初に「通院*5をした日」にがんと診断確定されたものとします。</p>	1回につき、 がん診断一時 金額	がん診断一時 金受取人
死亡給付金	<p>被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。</p>	がん診断一時 金額 × 10%	死亡 給付 金受 取人

2. がん診断一時金または死亡給付金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

(1) がん診断一時金について

項目	内容
① がん診断一時金受取人	被保険者とします。ただし、保険契約者を法人とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者とすることができます。この場合、死亡給付金受取人 ^{*6} が指定され死亡給付金受取人 ^{*6} が保険契約者であるときは、保険契約者に限ります。
② がん診断一時金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	<p>ア. がん診断一時金受取人が被保険者の場合、次に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、がん診断一時金を代理して請求するものとします。</p> <p>(ア) 死亡給付金受取人 (イ) 死亡給付金受取人が指定されていないときは、保険契約者 (ウ) 死亡給付金受取人が指定されておらず、被保険者と保険契約者が同一のときは、被保険者の戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がないときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）</p> <p>イ. 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条の2.-(1)-②-ア. に定める請求を行うことができません。</p>
③ 被保険者が、同時に本条の1. に定めるがん診断一時金の支払事由に複数該当したとき	がん診断一時金を重複して支払いません。

(2) 死亡給付金について

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	当社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1 (P.97参照)

第4条 補足説明

* 6 死亡給付金受取人

死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

第5条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、当社は、死亡給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）	
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	支払事由（第4条）に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その影響の程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	<p>① 保険契約者に責任準備金^{*1}を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。</p> <p>② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。</p>

第5条 補足説明

* 1 責任準備金

がん診断一時金額の10%の金額を限度とします。

4 がん診断一時金等の支払請求手続について

第6条 がん診断一時金・死亡給付金の支払請求手続

- がん診断一時金・死亡給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- がん診断一時金・死亡給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、その受取人は、別表2★に定める必要書類（以下「必要書類」といいます。）をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡給付金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

第6条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類	
(1)	死亡給付金の支払請求に必要な書類
(2)	次のいずれかの書類
	<p>① 死亡退職金等^{*1}の受給者の請求内容確認書</p> <p>② 死亡退職金等^{*1}の受給者に死亡退職金等^{*1}を支払ったことを証明する書類</p>
(3)	死亡退職金等 ^{*1} の受給者本人であることを当該団体 ^{*2} が確認した書類

★別表2 (P.98参照)

第7条 がん診断一時金・死亡給付金の支払時期

- 当社は、必要書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、当社の本社でがん診断一時金または死亡給付金を支払います。

2. 当社は、がん診断一時金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時からがん診断一時金または死亡給付金請求時までに当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、がん診断一時金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) がん診断一時金・死亡給付金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由（第4条）に該当する事実の有無
(2) 死亡給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由（第4条）が発生した原因
(3) 告知義務違反（第18条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反（第18条）の事実の有無および告知義務違反（第18条）に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第20条）、詐欺（第15条）または不法取得目的（第16条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第20条（重大事由による解除）の1.-(4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくはがん診断一時金もしくは死亡給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくはがん診断一時金もしくは死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時からがん診断一時金もしくは死亡給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、がん診断一時金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
(2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
(3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者またはがん診断一時金もしくは死亡給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
(4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、当社は、がん診断一時金または死亡給付金の受取人（がん診断一時金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者またはがん診断一時金または死亡給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、当社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間はがん診断一時金または死亡給付金を支払いません。

第7条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認
当社が指定した医師による診断を含みます。

* 2 (1)から(4)に定める日数
(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき
当社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1.の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したこととすみやかに当社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を当社に提出することを必要とします。

6 保険料の払込みについて

第9条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)または(2)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日まで
(2) 月払	契約日（第2条）の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））の1.に定める払込方法（経路）に従い、本条の1.に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1.に定める猶予期間があります。
3. 第2回以後の保険料が本条の1.に定める払込期月中に払い込まれなかった場合、当社は保険契約者に次の事項を通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

- (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかつたこと
- (2) 猶予期間
- (3) 猶予期間満了日までに保険料が払い込まれないときは保険契約が消滅すること（第13条）

第9条 補足説明

- * 1 契約日（第2条）の応当日
保険期間中の契約日（第2条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第2条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

第10条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、当社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 当社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*1
- (4) 当社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
本条の1.-(1)から(3)の方 法において、この保険契約 が当社の定める保険料の払 込方法（経路）に関する取 扱いの範囲外となつたとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第10条 補足説明

- * 1 所属団体または集団を通じ
払い込む方法
所属団体または集団と当社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

- 保険料が払込期月（第9条）の契約日（第2条）の応当日^{*1}の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（がん診断一時金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき（第40条（がん保険料払込免除特則）によりがん保険料払込免除特則が適用された場合。以下同じ。）

- 保険料が払い込まれないまま、払込期月（第9条）の契約日（第2条）の応当日^{*1}以後猶予期間満了日（第9条）までに、がん診断一時金・死亡給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第42条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) がん診断一時金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第4条）の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、保険料の払込みを免除しません。

第12条 保険料の前納

- 保険契約者は、第2回以後の保険料について、当社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納することができます。ただし、月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第9条）を年払に変更することを必要とします。

項目	内容
年払契約における前納	前納保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、当社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して当社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約日（第2条）の応当日（年単位） ^{*1} ごとに保険料に充当します。

- 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

7 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第13条 保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第9条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって消滅します。

第11条 補足説明

- 1 契約日（第2条）の応当日
保険期間中の契約日（第2条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第2条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

第12条 補足説明

- 1 契約日（第2条）の応当日（年単位）

前納期間中の毎年の契約日（第2条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第2条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

8 取消しと無効について

第14条 この保険契約の責任開始期前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第17条）の時前または告知（第17条）の時からこの保険契約の責任開始期（第3条）*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに当社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知（第17条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、解約返戻金（第24条）がある場合には、当社は、この解約返戻金（第24条）を保険契約者に支払います。</p>
(2) 告知（第17条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第17条）の時からこの保険契約の責任開始期（第3条）*1の前日までにがんと診断確定されたとき	保険契約者に払い戻します。

- 本条の規定にかかわらず、第18条（告知義務違反による解除）または第20条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第15条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、当社がこの保険契約の申込みを承諾したときは、当社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに当社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第16条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに当社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|-----------------------------------|
| (1) がん診断一時金または死亡給付金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人にがん診断一時金または死亡給付金を不法に取得させる目的 |

9 告知義務と解除について

第17条 告知義務

- 当社は、この保険契約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

第14条 補足説明

* 1 この保険契約の責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん診断一時金・死亡給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第42条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

（第18条） 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第17条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、給付金等の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第42条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 紹介料等の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに紹介料等を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金等の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第42条）の発生が解除の原因となった事実によらなかつことを保険契約者、被保険者または紹介料等の受取人が証明したときは、当社は、紹介料等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者またはがん診断一時金もしくは死亡給付金の受取人に通知します。
 - (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合
5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、解約返戻金（第24条）があるときは、当社は、この解約返戻金（第24条）を保険契約者に支払います。

（第19条） 告知義務違反による解除ができないとき

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、第18条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。
 - (1) この保険契約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第17条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第17条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) 保険期間開始日（第2条）^{*2}からその日を含めて2年以内に紹介料等の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第42条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

（第19条） 補足説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始日（第2条）

第2条（保険期間開始期）に規定する保険期間開始日をいいます。

第20条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かつて解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）またはがん診断一時金もしくは死亡給付金（第40条（がん保険料払込免除特則）によりがん保険料払込免除特則が適用された場合には、保険料の払込免除を含みます。以下本項において「一時金」といいます。）の受取人が一時金を詐取する目的もしくは他人に一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 一時金の請求に関し、一時金の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または一時金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または一時金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者、被保険者または一時金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または一時金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 当社は、一時金等の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第42条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金等の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第42条）が生じていたときは、その一時金等の支払いまたは保険料の払込免除について、当社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 一時金等*1の支払いを行いません。
 - (2) すでに一時金等*1を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。
3. 重大事由による解除の通知については、第18条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、解約返戻金（第24条）があるときは、当社は、この解約返戻金（第24条）を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、一時金等の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し一時金等*1を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない一時金等に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の解約返戻金（第24条）を保険契約者に支払います。

第20条 補足説明

* 1 一時金等

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが一時金等の受取人のみであり、その一時金等の受取人が一時金等の一部の受取人であるときは、一時金等のうち、その受取人に支払われるべき一時金等をいいます。

約

がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）

10 契約内容の変更等について

第21条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、当社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第9条（保険料の払込み）および第10条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第9条）を月払から年払に変更するときは、次の保険年度から払込方法（回数）（第9条）を年払とします。

第22条 がん診断一時金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かってがん診断一時金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のがん診断一時金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん診断一時金額が減額されたときは、当社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 減額分を解約（第23条）されたものとして取り扱います。
 - (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
 - (3) がん診断一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

11 解約等について

第23条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、解約返戻金（第24条）があるときは、当社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に当社の本社でこの解約返戻金（第24条）を支払います。

第24条 解約返戻金

1. この保険契約には解約返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、解約返戻金があります。この場合、解約返戻金額は死亡給付金の金額（がん診断一時金額の10%の金額）と同額とします。
 - (1) 保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 解約返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第25条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合、第14条（この保険契約の責任開始期前のがん診断確定による無効）の2. -(1)-(2)に該当した場合または保険料の払込みが免除（第42条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 死亡給付金の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第18条）または重大事由（第20条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第22条）または解約（第23条）されたとき

第25条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第9条）が年払の場合で、当社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月末満の端数は切り捨てます。

第26条 がん診断一時金・死亡給付金の受取人による保険契約の存続

- 保険契約者以外の者で保険契約の解約（第23条）（減額（第22条）を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約（第23条）は、解約（第23条）の通知が当社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 本条の1. の解約（第23条）が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たすがん診断一時金または死亡給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、当社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約（第23条）はその効力を生じません。
 - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 保険契約者と異なる者であること
- 本条の1. の解約（第23条）の通知が当社に到達した日以後、その解約（第23条）の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由（第4条）が生じ、当社が死亡給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金の受取人に支払います。

12 がん診断一時金受取人、死亡給付金受取人および保険契約者について

第27条 当社への通知によるがん診断一時金受取人または死亡給付金受取人の変更

- がん診断一時金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者を法人とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により、がん診断一時金受取人を変更することができます。この場合、がん診断一時金受取人は、保険契約者または被保険者とします（死亡給付金受取人が指定され死亡給付金受取人が保険契約者であるときは、保険契約者に限ります。）。
- 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 本条の1. または2. にかかわらず、がん診断一時金・死亡給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由（第4条）に基づき支払われる部分については、がん診断一時金受取人または死亡給付金受取人を変更することはできません。
- 本条の1. または2. の通知が当社に到達する前に変更前のがん診断一時金受取人または死亡給付金受取人にがん診断一時金または死亡給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後のがん診断一時金受取人または死亡給付金受取人からがん診断一時金または死亡給付金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第28条 遺言による死亡給付金受取人の変更

- 第27条（当社への通知によるがん診断一時金受取人または死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人*1を変更することができます。ただし、死亡給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由（第4条）に基づき支払われる部分については、死亡給付金受取人*1を変更することはできません。
- 本条の1. の死亡給付金受取人*1の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 本条の1. および2. による死亡給付金受取人*1の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。

第26条 補足説明

* 1 当社が債権者等に支払うべき金額

その解約（第23条）の通知が当社に到達した日に解約（第23条）の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額とします。

第28条 補足説明

* 1 死亡給付金受取人

死亡給付金受取人以外の受取人を変更することはできません。

第29条 死亡給付金受取人の死亡

1. 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により死亡給付金受取人となつた者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡給付金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第30条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、当社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第31条 保険契約者の代表者およびがん診断一時金・死亡給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、当社が保険契約者の1人に対しした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。がん診断一時金についても同様とします。

13 契約年齢の計算等について

第32条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第33条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第32条）に誤りがあった場合で、契約日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、当社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、当社はこの保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、当社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更して処理します。

第34条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、当社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更して処理します。

14 その他

第35条 契約者配当金

この保険契約に対する契約者配当金はありません。

第32条 補足説明

* 1 契約日（第2条）の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約日（第2条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第2条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

第36条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務^{*1}に従事しても、またはどのような場所に転居しもしくは旅行しても、当社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第37条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに当社の本社または当社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を当社が確認できなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「当社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-08-7716）となります。

第38条 時効

がん診断一時金・死亡給付金（第4条）、解約返戻金（第24条）または保険料の払込免除（第42条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第39条 管轄裁判所

1. この保険契約におけるがん診断一時金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地またはがん診断一時金もしくは死亡給付金の受取人^{*1}の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除（第40条）の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

15 特則について

第40条 がん保険料払込免除特則

1. がん保険料払込免除特則（本条から第47条において「この特則」といいます。）の取扱いについては、本条から第47条に定めるところによります。
2. この特則は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、本則（この普通保険約款中、この特則を除いた部分をいいます。以下同じ。）の締結の際、当社が承諾したときに保険契約に適用します。
3. この特則を適用したときは、保険契約および保険契約に付加されている特約には、この特則を適用したときの保険料率を適用します。
4. この特則を適用したときは、本則の締結後の保険契約に特定がん治療特約、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約およびがん先進医療・患者申出療養特約（2025）を付加して締結する取扱いを行いません。

第41条 この特則の責任開始期

この特則による保険料の払込免除の保障は、次の責任開始期に開始します。

保険料の払込免除の種類	この特則の責任開始期
がんを直接の原因とする保険料の払込免除（以下「がんによる保険料の払込免除」といいます。）	保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目 ^{*1}

第36条 補足説明

* 1 業務

第20条（重大事由による解除）の1. -(4)に該当する場合を除きます。

第39条 補足説明

* 1 がん診断一時金もしくは死亡給付金の受取人

がん診断一時金もしくは死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

第41条 補足説明

* 1 保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目

この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期といいます。

第42条 保険料の払込免除

当社は、次の表のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第9条）から、保険料の払込みを免除します。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）

この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第41条）^{*1}前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第41条）^{*1}以後保険料払込期間中に、がんと診断確定されたとき

第42条 補足説明

* 1 この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第41条）

第41条（この特則の責任開始期）の規定により、「がんによる保険料の払込免除」について当社がこの特則上の責任を開始する時をいいます。

第43条 この特則の保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第42条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由（第42条）が生じたときは、保険契約者は、必要書類をすみやかに当社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（がん診断一時金・死亡給付金の支払時期）の規定を準用します。

第44条 この特則の無効

本則の責任開始期（第3条）^{*1}前のがん診断確定による無効（第14条）の規定はこの特則について準用します。

第44条 補足説明

* 1 本則の責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、当社が本則上の責任を開始する時をいいます。

第45条 この特則の取消し

保険契約者は、第40条（がん保険料払込免除特則）によるこの特則の適用後は、この特則の適用を取り消すことはできません。

第46条 解約返戻金

この特則を適用したときの保険契約の解約返戻金額は、この特則を適用しないときの解約返戻金（第24条）額と同額とします。

第47条 本則の規定の準用

この特則に特別の定めがないときは、本則の規定を準用します。

別表1 がん

1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）

「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00-C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45-C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60-C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
上皮内新生物<腫瘍>	D00-D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち、 ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髓線維症 ・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、 ・高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、 ・高度膣異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、 ・高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注

子宮頸部、膣および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2 給付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 給付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
2. 給付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることができます。

特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）普通保険約款目次

この保険の特色	100	11 解約等について	115
1 保険契約の型について		第24条 保険契約の解約	115
第1条 保険契約の型	100	第25条 解約返戻金	116
2 保障の開始について		第26条 保険料の未経過分に相当する返還金	116
第2条 保険期間開始期	100	第27条 給付金の受取人による保険契約の存続	116
第3条 責任開始期	101		
3 給付金の支払いについて		12 給付金の受取人および保険契約者について	117
第4条 給付金の支払い	102	第28条 当社への通知による給付金の受取人の変更	117
第5条 死亡給付金の免責事由	107	第29条 遺言による死亡給付金受取人の変更	117
4 給付金の支払請求手続について		第30条 死亡給付金受取人の死亡	117
第6条 給付金の支払請求手続	108	第31条 保険契約者の権利義務の承継	117
第7条 給付金の支払時期	108	第32条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	117
5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について			
第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	109	13 契約年齢の計算等について	118
6 保険料の払込みについて		第33条 契約年齢の計算	118
第9条 保険料の払込み	110	第34条 契約年齢の誤りの処理	118
第10条 保険料の払込方法（経路）	110	第35条 性別の誤りの処理	118
第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	110		
第12条 保険料の前納	111	14 その他	118
7 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について		第36条 契約者配当金	118
第13条 保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）	111	第37条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	118
8 取消しと無効について		第38条 保険契約者の住所の変更	118
第14条 がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効	111	第39条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	119
第15条 がん給付の責任開始期前のがん診断確定の場合の特別取扱い	112	第40条 時効	119
第16条 詐欺による取消し	112	第41条 管轄裁判所	119
第17条 不法取得目的による無効	113		
9 告知義務と解除について		15 特則について	119
第18条 告知義務	113	第42条 がん保険料払込免除特則	119
第19条 告知義務違反による解除	113	第43条 この特則の責任開始期	119
第20条 告知義務違反による解除ができないとき	114	第44条 保険料の払込免除	120
第21条 重大事由による解除	114	第45条 この特則の保険料の払込免除の請求手続	120
10 契約内容の変更等について		第46条 この特則の無効	120
第22条 保険料払込方法の変更	115	第47条 この特則の取消し	120
第23条 がん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額の減額	115	第48条 解約返戻金	120
別表1 がん		第49条 本則の規定の準用	120
1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）	123	第50条 特定3大疾病保険料払込免除特則	120
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	123	第51条 この特則の責任開始期	121
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	123	第52条 保険料の払込免除	121
4. 新生物の形態の性状コード	124	第53条 この特則の保険料の払込免除の請求手続	122
別表2 「心疾患」および「脳血管疾患」		第54条 この特則の無効および特別取扱い	122
別表3 抗がん剤治療		第55条 この特則の取消し	122
別表4 自由診療抗がん剤治療		第56条 解約返戻金	122
別表5 放射線治療		第57条 本則の規定の準用	122
別表6 手術			
別表7 公的医療保険制度			
別表8 セカンドオピニオン（診療に関する情報の提供）			
別表9 がんゲノムプロファイリング検査			
別表10 リハビリ通院			
別表11 疼痛緩和薬			
別表12 神経ブロック			
別表13 入院によるがん緩和ケア			
別表14 在宅医療			
別表15 入院			
別表16 処方			
別表17 医科診療報酬点数表			
別表18 病院または診療所			
別表19 給付金等の請求に必要な書類			
別表20 同一種類の臓器			
別表21 歯科診療報酬点数表			
別表22 造血幹細胞移植術			

特定疾病治療保険（無解約返戻金型）(2025) 普通保険約款

(実施 2025.12)

この保険の特色						
目的・内容	がんまたは特定3大疾病による所定の治療等に対する保険期間終身の保障					
給付金の種類	(1) 保険契約の型に応じた給付金の種類					
	保険契約の型	給付金の種類	疾病	支払限度		
(2) 死亡給付金（保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）	がん型	がん治療給付金	がん	1か月に1回		
	特定3大疾病型	特定3大疾病治療給付金	がん			
			心疾患			
			脳血管疾患			
配当タイプ	無配当					
備考	この保険契約には、解約返戻金（第25条）はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には解約返戻金（第25条）があります。					

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型には、次の2つがあります。保険契約者は、この保険契約締結の際、当社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。この保険契約の給付金の種類は、保険契約者が選択した保険契約の型に応じて、次のとおりとします。

保険契約の型	給付金の種類	疾病	支払限度
がん型	がん治療給付金	がん	1か月に1回
特定3大疾病型	特定3大疾病治療給付金	がん	
		心疾患	
		脳血管疾患	

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始期

1. この保険契約の保険期間開始期は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始期
(1) 当社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 当社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第18条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始期を含む日を保険期間開始日および契約日★とします。契約年齢（第33条）の計算にあたっては、契約日を基準とし、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日を算入します。

3. この保険契約の申込みに対して当社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 当社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 保険期間
- (6) 保険給付の額
- (7) 保険料およびその払込方法
- (8) 契約日
- (9) 保険証券を作成した年月日

★「契約日」⇒「ご契約のしあり」の「主な保険用語のご説明」に掲載しています(P.6参照)。■

第3条 責任開始期

1. この保険契約の保障は、保険契約者が選択した保険契約の型（第1条）に応じて、次の責任開始期に開始します。

保険契約の型	給付金の種類	責任開始期
がん型	がん治療給付金	保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目*1
特定3大疾病型	(1) 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする特定3大疾病治療給付金（以下がん治療給付金と合わせて「がん給付」といいます。）	保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目*1
	(2) 別表2★に定める心疾患（以下「心疾患」といいます。）を直接の原因とする特定3大疾病治療給付金（以下「心疾患の給付」といいます。）	保険期間開始期（第2条）*2
	(3) 別表2★に定める脳血管疾患（以下「脳血管疾患」といいます。）を直接の原因とする特定3大疾病治療給付金（以下「脳血管疾患の給付」といいます。）	保険期間開始期（第2条）*2

★別表1 (P.123参照)、別表2 (P.124参照) ■

第3条 補足説明

* 1 保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目

「がん給付」の責任開始期といいます。

* 2 保険期間開始期（第2条）「心疾患の給付」の責任開始期または「脳血管疾患の給付」の責任開始期といいます。

3 給付金の支払いについて

第4条 給付金の支払い

1. 当社は、次の表および本条の2.から4.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。
- (1) 保険契約の型（第1条）が、がん型の場合

支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
<p>「がん給付」の責任開始期（第3条）*1前にがんと診断確定（別表1★の3.に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始期（第3条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんにより次のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 診断確定されたがんの治療を直接の目的*2として次のいずれかの治療を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ア. 別表3★に定める抗がん剤治療（以下「抗がん剤治療」といいます。） イ. 別表4★に定める自由診療抗がん剤治療（以下「自由診療抗がん剤治療」といいます。） ウ. 別表5★に定める放射線治療（以下「放射線治療」といいます。） エ. 別表6★に定める手術（以下「手術」といいます。） オ. 別表4★の（注2）に定める先進医療（以下「先進医療」といいます。）による療養*3（以下「先進医療による療養」といいます。） カ. 別表4★の（注3）に定める患者申出療養制度（以下「患者申出療養」といいます。）による療養*5（以下「患者申出療養制度による療養」といいます。） キ. 別表8★に定める診療に関する情報の提供（以下「セカンドオピニオン」といいます。） ク. 本条の1.-(1)-①-ア. またはイ. に関する別表9★に定めるがんゲノムプロファイリング検査（以下「がんゲノムプロファイリング検査」といいます。） ② 診断確定されたがんによって生じた状態の改善を目的として、がんと診断確定された日以後に別表10★に定めるリハビリ通院（以下「リハビリ通院」といいます。）をしたとき ③ 診断確定されたがんによるがん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として次のいずれかのがん緩和ケアを受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ア. 別表11★に定める疼痛緩和薬（以下「疼痛緩和薬」といいます。）または別表12★に定める神経ブロック（以下「神経ブロック」といいます。）によるがん緩和ケア イ. 別表13★に定める入院によるがん緩和ケア（以下「入院によるがん緩和ケア」といいます。） ウ. 別表14★に定める在宅医療（以下「在宅医療」といいます。）によるがん緩和ケア ④ 診断確定されたがんの治療を直接の目的*2として入院日数が1日*7以上の別表15★に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたとき ⑤ 診断確定されたがんの治療を直接の目的*2として在宅医療を受けたとき 	本条の2.-(1)の規定によります。	がん治療給付金受取人

第4条 補足説明

* 1 「がん給付」の責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

* 2 がんの治療を直接の目的

がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療も該当します。

* 3 先進医療による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

- (1) 先進医療の技術にかかる費用*4が「0」となる療養
- (2) 「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」において、歯科Aのみで実施することが定められている療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

* 4 先進医療の技術にかかる費用

被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- (1) 別表7★に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- (2) 先進医療以外の評価療養のための費用
- (3) 選定療養のための費用
- (4) 食事療養のための費用
- (5) 生活療養のための費用

* 5 患者申出療養制度による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

- (1) 患者申出療養の技術にかかる費用*6が「0」となる療養

	支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
死亡給付金	被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	がん治療給付金月額 × 50%	死亡給付金 受取人

(2) 保険契約の型（第1条）が特定3大疾病型の場合

	支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
特定3大疾病治療給付金	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① がん 「がん給付」の責任開始期（第3条）*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始期（第3条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんにより次のいずれかに該当したとき</p> <p>ア. 診断確定されたがんの治療を直接の目的*2として次のいずれかの治療を受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 抗がん剤治療 (イ) 自由診療抗がん剤治療 (ウ) 放射線治療 (エ) 手術 (オ) 先進医療による療養 (カ) 患者申出療養制度による療養 (キ) セカンドオピニオン (ク) 本条の1.-(2)-①-ア.-(ア)または(イ)に関するがんゲノムプロファイリング検査 <p>イ. 診断確定されたがんによって生じた状態の改善を目的として、がんと診断確定された日以後にリハビリ通院をしたとき</p> <p>ウ. 診断確定されたがんによるがん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として次のいずれかのがん緩和ケアを受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 疼痛緩和薬または神経ブロックによるがん緩和ケア (イ) 入院によるがん緩和ケア (ウ) 在宅医療によるがん緩和ケア <p>エ. 診断確定されたがんの治療を直接の目的*2として入院日数が1日*7以上の入院をしたとき</p> <p>オ. 診断確定されたがんの治療を直接の目的*2として在宅医療を受けたとき</p> <p>② 心疾患 「心疾患の給付」の責任開始期（第3条）*8以後保険期間中に心疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>ア. 心疾患の治療を直接の目的として、入院日数が1日*7以上の入院をしたとき</p> <p>イ. 心疾患の治療を直接の目的として手術を受けたとき</p> <p>ウ. 心疾患によって生じた状態の改善を目的として、本条の1.-(2)-②-ア.またはイ.の支払事由に該当した日*9以後にリハビリ通院をしたとき</p>	本条の2.-(2)の規定によります。	特定3大疾病治療給付金受取人

- (2) 「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」において、歯科^Aのみで実施することが定められている療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

* 6 患者申出療養の技術にかかる費用

被保険者が受けた患者申出療養に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- (1) 公的医療保険制度の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- (2) 患者申出療養以外の評価療養のための費用
- (3) 選定療養のための費用
- (4) 食事療養のための費用
- (5) 生活療養のための費用

* 7 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして当社が判断します。

* 8 「心疾患の給付」の責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、「心疾患の給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

* 9 支払事由に該当した日

次の(1)から(10)をいいます。

- (1) 抗がん剤治療または自由診療抗がん剤治療のときは、医師が注射による抗がん剤の投与を行った日または医師が抗がん剤の別表16★に定める処方（以下「処方」といいます。）を行った日（医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日とします。）

	支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
特定3大疾病治療給付金	<p>③ 脳血管疾患 「脳血管疾患の給付」の責任開始期（第3条）*12以後保険期間中に脳血管疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア. 脳血管疾患の治療を直接の目的として、入院日数が1日*7以上の入院をしたとき イ. 脳血管疾患の治療を直接の目的として手術を受けたとき ウ. 脳血管疾患によって生じた状態の改善を目的として、本条の1.-(2)-③ーア. またはイ. の支払事由に該当した日*9以後にリハビリ通院をしたとき</p>	本条の2.-(2)の規定によります。	特定3大疾病治療給付金受取人
死亡給付金	<p>被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。</p>	特定3大疾病治療給付金月額 × 50%	死亡給付金受取人

2. 保険契約の型（第1条）に応じて、本条の1.のがん治療給付金等*13について支払う金額は、次のとおりです。

(1) 保険契約の型（第1条）が、がん型の場合

がん治療給付金の支払事由	金額
<p>① 本条の1.に定めるがん治療給付金の支払事由のうち、次のいずれかに該当したとき ア. 自由診療抗がん剤治療 イ. 先進医療による療養 ウ. 患者申出療養制度による療養</p>	がん治療給付金が支払われる支払事由に該当した日*9の属する月（月の初日から末日までとします。以下同じ。）ごとに、 がん治療給付金月額×2
<p>② 本条の1.に定めるがん治療給付金の支払事由のうち、次のいずれかに該当したとき ア. 抗がん剤治療 イ. 放射線治療 ウ. 手術 エ. セカンドオピニオン オ. がんゲノムプロファイリング検査 ハ. リハビリ通院 キ. がん緩和ケア ク. 入院 ケ. 在宅医療</p>	がん治療給付金が支払われる支払事由に該当した日*9の属する月ごとに、 がん治療給付金月額

(注)本条の4.-(1)-④ーア.の定めるところにより、被保険者が、同一の月に、がん治療給付金の支払事由に2回以上該当した場合でも、がん治療給付金を重複して支払いません。

- (2) 放射線治療のときは、放射線照射日（別表17★に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線照射開始日）
- (3) 手術のときは、手術日（一連の手術*10のときは、最初の手術を受けた日）
- (4) 先進医療または患者申出療養のときは、療養を受けた日（一連の療養*11のときは、最初の療養を受けた日）
- (5) セカンドオピニオンのときは、診療に関する情報の提供を受けた日
- (6) がんゲノムプロファイリング検査のときは、がんゲノムプロファイリング検査を受けた日またはがんゲノムプロファイリング検査により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果の提供を受け、かつ、治療方針等について文書による説明を受けた日
- (7) リハビリ通院のときは、通院日各日
- (8) がん緩和ケアのときは、次の①から③の日
 - ① 疼痛緩和薬または神経ブロックによるがん緩和ケアを受けた日
 - ② 入院によるがん緩和ケアを受けた入院日各日
 - ③ 在宅医療によるがん緩和ケアを受けた日
- (9) 入院のときは、入院日各日
- (10) 在宅医療のときは、在宅医療を受けた日

* 10 一連の手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

(2) 保険契約の型（第1条）が特定3大疾患病型の場合

特定3 大疾患病	特定3大疾患病療給付金の支払事由	金額
がん	① 本条の1. に定める特定3大疾患病療給付金の支払事由のうち、次のいずれかに該当したとき ア. 自由診療抗がん剤治療 イ. 先進医療による療養 ウ. 患者申出療養制度による療養	特定3大疾患病療給付金が支払われる支払事由に該当した日 ^{*9} の属する月ごとに、 特定3大疾患病療給付金月額 × 2
	② 本条の1. に定める特定3大疾患病療給付金の支払事由のうち、次のいずれかに該当したとき ア. 抗がん剤治療 イ. 放射線治療 ウ. 手術 エ. セカンドオピニオン オ. がんゲノムプロファイリング検査 カ. リハビリ通院 キ. がん緩和ケア ク. 入院 ケ. 在宅医療	特定3大疾患病療給付金が支払われる支払事由に該当した日 ^{*9} の属する月ごとに、 特定3大疾患病療給付金月額
心疾患	本条の1. に定める特定3大疾患病療給付金の支払事由のうち、次のいずれかに該当したとき ア. 入院 イ. 手術 ウ. リハビリ通院	
脳血管疾患	本条の1. に定める特定3大疾患病療給付金の支払事由のうち、次のいずれかに該当したとき ア. 入院 イ. 手術 ウ. リハビリ通院	

(注)本条の4. -(1)-(4)-イ. の定めるところにより、被保険者が、同一の月に、特定3大疾患病療給付金の支払事由に2回以上該当した場合でも、特定3大疾患病療給付金を重複して支払いません。

3. がん治療給付金等^{*13}の支払限度に関して、次のとおり取り扱います。

項目	支払回数の限度
(1) がん治療給付金	① 支払回数の限度はありません。 ② 本条の3. -①にかかわらず、通算の支払回数が120回に達したときは、121回目以後にリハビリ通院によってがん治療給付金等 ^{*13} の支払事由に該当した場合でも、がん治療給付金等 ^{*13} を支払いません。この場合、同一月にリハビリ通院以外の支払事由によってがん治療給付金等 ^{*13} の支払事由に該当したときは、がん治療給付金等 ^{*13} を支払います。
(2) 特定3大疾患病療給付金	

* 11 一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含まれません。

* 12 「脳血管疾患の給付」の責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、「脳血管疾患の給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

* 13 がん治療給付金等

次の(1)および(2)をいいます。

- (1) がん治療給付金
- (2) 特定3大疾患病療給付金

4. 給付金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

(1) がん治療給付金等^{*13}について

項目	内容
① がん治療給付金受取人および特定3大疾病治療給付金受取人	被保険者とします。ただし、保険契約者を法人とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者とすることができます。この場合、死亡給付金受取人 ^{*14} が指定され死亡給付金受取人 ^{*14} が保険契約者であるときは、保険契約者に限ります。
② がん治療給付金等 ^{*13} の支払事由に該当した日 ^{*9} の属する月中に、がん治療給付金受取人または特定3大疾病治療給付金受取人が変更されたとき	変更後のがん治療給付金受取人または特定3大疾病治療給付金受取人に支払います。ただし、保険契約者による変更の意思表示の通知が当社に到達する前にがん治療給付金等 ^{*13} を支払うときは、変更前のがん治療給付金受取人または特定3大疾病治療給付金受取人に支払います。
③ がん治療給付金等 ^{*13} の支払事由が生じ、支払うべきがん治療給付金等 ^{*13} がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	<p>ア. がん治療給付金受取人または特定3大疾病治療給付金受取人が被保険者の場合、次に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者はがん治療給付金または特定3大疾病治療給付金を代理して請求するものとします。</p> <p>(ア) 死亡給付金受取人 (イ) 死亡給付金受取人が指定されていないときは、保険契約者 (ウ) 死亡給付金受取人が指定されておらず、被保険者と保険契約者が同一のときは、被保険者の戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がないときは、法定相続人の協議により定めた代表者1人）</p> <p>イ. 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条の4.-(1)-(3)-ア. に定める請求を行うことができません。</p>
④ 被保険者が、同一の月に、がん治療給付金等 ^{*13} のうち同一の種類の給付金の支払事由に2回以上該当したとき	<p>ア. その月の最初に支払事由に該当した日^{*9}をがん治療給付金等^{*13}の支払事由に該当した日^{*9}とみなします。ただし、自由診療抗がん剤治療、先進医療による療養または患者申出療養制度による療養の支払事由に該当したときは、その月の最初に自由診療抗がん剤治療、先進医療による療養または患者申出療養制度による療養の支払事由に該当した日^{*9}をがん治療給付金等^{*13}の支払事由に該当した日^{*9}とみなします。</p> <p>イ. 同一の種類の給付金の支払事由に2回以上該当した場合でも、がん治療給付金等^{*13}を重複して支払いません。</p>
⑤ 被保険者が、がんの治療を直接の目的 ^{*2} とする入院中に、「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始したとき	その「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始した日以後の入院日のうち、がんの治療を直接の目的 ^{*2} とした入院日についてはがん治療給付金等 ^{*13} の支払事由に該当する入院とみなします。
⑥ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中にがんと診断確定され、そのがんの治療を開始したとき	入院日のうち、がんの治療を直接の目的 ^{*2} とした入院日については、そのがんの診断確定日以前以後にかかわらずがん治療給付金等 ^{*13} の支払事由に該当する入院とみなします。

第4条 補足説明

* 14 死亡給付金受取人

死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

項目	内容
⑦ 被保険者が「心疾患または脳血管疾患」の治療を直接の目的とする入院中に、「心疾患もしくは脳血管疾患以外の疾病または傷害」の治療を開始したとき	その「心疾患もしくは脳血管疾患以外の疾病または傷害」の治療を開始した日以後の入院日のうち、「心疾患または脳血管疾患」の治療を直接の目的とした入院日については特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当する入院とみなします。
⑧ 被保険者が「心疾患もしくは脳血管疾患以外の疾病または傷害」の治療を直接の目的とする入院中に、「心疾患または脳血管疾患」の治療を開始したとき	「心疾患または脳血管疾患」について入院の必要性がある場合 ^{*15} には、その治療を開始した日に、「心疾患または脳血管疾患」の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
⑨ 被保険者が、「心疾患の給付」の責任開始期（第3条） ^{*8} または「脳血管疾患の給付」の責任開始期（第3条） ^{*12} 前に発病した心疾患または脳血管疾患を原因として、入院をしたときまたは手術を受けたとき	この保険契約の締結の際に当社の承諾した範囲内で特定3大疾病治療給付金の支払事由に該当したものとみなします。ただし、告知義務違反（第19条）があったときは、この限りではありません。
⑩ がん治療給付金等 ^{*13} の支払事由に該当した日 ^{*9} の属する月中にがん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額が減額（第23条）されたとき	本条の4.-(1)-④-ア.に定めるその月の最初に支払事由に該当した日 ^{*9} のがん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額を適用します。

第4条 補足説明

* 15 入院の必要性がある場合
医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表18★に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）に入り、常に医師の管理下において治療に専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限ります。

(2) 死亡給付金について

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	当社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1 (P.123参照)、別表3 (P.124参照)、別表4 (P.125参照)、別表5 (P.126参照)、別表6 (P.126参照)、別表7 (P.126参照)、別表8 (P.126参照)、別表9 (P.127参照)、別表10 (P.127参照)、別表11 (P.127参照)、別表12 (P.127参照)、別表13 (P.127参照)、別表14 (P.127参照)、別表15 (P.127参照)、別表16 (P.127参照)、別表17 (P.127参照)、別表18 (P.128参照)

第5条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、当社は、死亡給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）	
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 戰争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	支払事由（第4条）に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その影響の程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金 ^{*1} を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。

第5条 補足説明

* 1 責任準備金

がん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額の50%の金額を限度とします。

4 給付金の支払請求手続について

第6条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、その受取人は、別表19★に定める必要書類（以下「必要書類」といいます。）をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡給付金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

第6条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類

- 死亡給付金の支払請求に必要な書類
- 次のいずれかの書類
 - 死亡退職金等^{*1}の受給者の請求内容確認書
 - 死亡退職金等^{*1}の受給者に死亡退職金等^{*1}を支払ったことを証明する書類
- 死亡退職金等^{*1}の受給者本人であることを当該団体^{*2}が確認した書類

★別表19 (P.128参照)

第7条 給付金の支払時期

- 当社は、必要書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、当社の本社で給付金を支払います。

2. 当社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認^{*1}を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 納入金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由（第4条）に該当する事実の有無
(2) 死亡給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由（第4条）が発生した原因
(3) 告知義務違反（第19条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反（第19条）の事実の有無および告知義務違反（第19条）に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第21条）、詐欺（第16条）または不法取得目的（第17条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第21条（重大事由による解除）の1.-(4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数^{*2}を経過する日とします。

(1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
(2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
(3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
(4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、当社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*3}は、当社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

5 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第8条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに当社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を当社に提出することを必要とします。

第7条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

当社が指定した医師による診断を含みます。

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

当社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

6 保険料の払込みについて

第9条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)または(2)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日まで
(2) 月払	契約日（第2条）の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。
3. 第2回以後の保険料が本条の1. に定める払込期月中に払い込まれなかった場合、当社は保険契約者に次の事項を通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

- (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
- (2) 猶予期間
- (3) 猶予期間満了日までに保険料が払い込まれないときは保険契約が消滅すること（第13条）

第10条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、当社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 当社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*1
- (4) 当社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
本条の1. -(1)から(3)の方 法において、この保険契約 が当社の定める保険料の払 込方法（経路）に関する取 扱いの範囲外となったとき	<p>① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。</p> <p>② 変更を行うまでの間の保険料は、当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。</p>

第11条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第9条）の契約日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき（第42条（がん保険料払込免除特則）によりがん保険料払込免除特則が適用された場合または第50条（特定3大疾病保険料払込免除特則）により特定3大疾病保険料払込免除特則が適用された場合。以下同じ。）

第9条 補足説明

- * 1 契約日（第2条）の応当日
保険期間中の契約日（第2条）
に対応する日をいいます。なお、
契約日（第2条）の応当日がな
い月の場合には、その月の末日
とします。

第10条 補足説明

- * 1 所属団体または集団を通じ
払い込む方法
所属団体または集団と当社との
間に団体協約、集団協約等が締
結されている場合に限り選択す
ることができます。

第11条 補足説明

- * 1 契約日（第2条）の応当日
保険期間中の契約日（第2条）
に対応する日をいいます。なお、
契約日（第2条）の応当日がな
い月の場合には、その月の末日
とします。

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月（第9条）の契約日（第2条）の応当日^{*1}以後猶予期間満了日（第9条）までに、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第44条・第52条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日（第9条）までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第4条）の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日（第9条）までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、保険料の払込みを免除しません。

第12条 保険料の前納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、当社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納することができます。ただし、月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第9条）を年払に変更することを必要とします。

項目	内容
年払契約における前納	前納保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、当社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して当社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約日（第2条）の応当日（年単位） ^{*1} ごとに保険料に充当します。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

7 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第13条 保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第9条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって消滅します。

8 取消しと無効について

第14条 がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第18条）の時前または告知（第18条）の時から「がん給付」の責任開始期（第3条）^{*1}前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。

第12条 拡補説明

* 1 契約日（第2条）の応当日（年単位）

前納期間中の毎年の契約日（第2条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第2条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

第14条 拡補説明

* 1 「がん給付」の責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

2. 本条の1. の場合には、それまでに当社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知（第18条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、解約返戻金（第25条）がある場合には、当社は、この解約返戻金（第25条）を保険契約者に支払います。
(2) 告知（第18条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第18条）の時から「がん給付」の責任開始期（第3条）*1の前日までにがんと診断確定されたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の規定にかかわらず、第19条（告知義務違反による解除）または第21条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第15条 がん給付の責任開始期前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第14条（がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この保険契約を無効としません。

- (1) 保険契約の型（第1条）が特定3大疾病型のとき
- (2) 被保険者が、保険契約締結の際の告知（第18条）の時前または告知（第18条）の時から「がん給付」の責任開始期（第3条）*1前にがんと診断確定されていたとき
- (3) 告知（第18条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたとき

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- (1) 第4条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、特定3大疾病治療給付金を支払いません。
- (2) 第4条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、この保険契約締結の際の告知（第18条）の時前または告知（第18条）の時から「がん給付」の責任開始期（第3条）*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（以下「同一の種類の臓器」といいます。）（別表20★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも特定3大疾病治療給付金を支払いません。

第15条 準備説明

*1 「がん給付」の責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

*2 がん不担保期間

契約日（第2条）からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

★別表20 (P.128参照)

第16条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、当社がこの保険契約の申込みを承諾したときは、当社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに当社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに当社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

9 告知義務と解除について

第18条 告知義務

1. 当社は、この保険契約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第44条・第52条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第19条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第44条・第52条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第44条・第52条）の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、当社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
 - (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合
5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、解約返戻金（第25条）があるときは、当社は、この解約返戻金（第25条）を保険契約者に支払います。

第20条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、第19条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。
 - (1) この保険契約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) 保険期間開始日（第2条）^{*2}からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第44条・第52条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第21条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かつて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金（第42条（がん保険料払込免除特則）によりがん保険料払込免除特則が適用された場合または第50条（特定3大疾病保険料払込免除特則）により特定3大疾病保険料払込免除特則が適用された場合には、保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。）の受取人が給付金を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

第20条 補足説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始日（第2条）

第2条（保険期間開始期）に規定する保険期間開始日をいいます。

2. 当社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第44条・第52条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第44条・第52条）が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 紹介料*1の支払いを行いません。
- (2) すでに紹介料*1を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第19条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
 4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、解約返戻金（第25条）があるときは、当社は、この解約返戻金（第25条）を保険契約者に支払います。
 5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、紹介料の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し紹介料*1を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない紹介料に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の解約返戻金（第25条）を保険契約者に支払います。

10 契約内容の変更等について

第22条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、当社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第9条（保険料の払込み）および第10条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
 2. 保険料の払込方法（回数）（第9条）を月払から年払に変更するときは、次の保険年度から払込方法（回数）（第9条）を年払とします。

第23条 がん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かってがん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のがん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
 2. がん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額が減額されたときは、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第24条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) がん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

11 解約等について

第24条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
 2. この保険契約が解約された場合で、解約返戻金（第25条）があるときは、当社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に当社の本社でこの解約返戻金（第25条）を支払います。

第21条 補足説明

* 1 紹介料

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが紹介料の受取人のみであり、その紹介料の受取人が紹介料の一部の受取人であるときは、紹介料のうち、その受取人に支払われるべき紹介料をいいます。

第25条 解約返戻金

1. この保険契約には解約返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、解約返戻金があります。この場合、解約返戻金額は死亡給付金の金額（がん治療給付金月額または特定3大疾病治療給付金月額の50%の金額）と同額とします。
 - (1) 保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 解約返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第26条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合、第14条（がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効）の2. -①-②に該当した場合または保険料の払込みが免除（第44条・第52条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 死亡給付金の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第23条）または解約（第24条）されたとき

第26条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第9条）が年払の場合で、当社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第27条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（第24条）（減額（第23条）を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約（第24条）は、解約（第24条）の通知が当社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約（第24条）が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、当社が債権者等に支払うべき金額^{*1}を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約（第24条）はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること
3. 本条の1. の解約（第24条）の通知が当社に到達した日以後、その解約（第24条）の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由（第4条）が生じ、当社が死亡給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金の受取人に支払います。

第27条 補足説明

* 1 当社が債権者等に支払うべき金額

その解約（第24条）の通知が当社に到達した日に解約（第24条）の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額とします。

12 給付金の受取人および保険契約者について

第28条 当社への通知による給付金の受取人の変更

1. がん治療給付金受取人・特定3大疾病治療給付金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者を法人とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により、がん治療給付金受取人・特定3大疾病治療給付金受取人を変更することができます。この場合、がん治療給付金受取人・特定3大疾病治療給付金受取人は、保険契約者または被保険者とします（死亡給付金受取人が指定され死亡給付金受取人が保険契約者であるときは、保険契約者に限ります。）。
2. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
3. 本条の1. または2. にかかわらず、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由（第4条）に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
4. 本条の1. または2. の通知が当社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第29条 遺言による死亡給付金受取人の変更

1. 第28条（当社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人^{*1}を変更することができます。ただし、死亡給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由（第4条）に基づき支払われる部分については、死亡給付金受取人^{*1}を変更することはできません。
2. 本条の1. の死亡給付金受取人^{*1}の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による死亡給付金受取人^{*1}の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。

第29条 補足説明

* 1 死亡給付金受取人
死亡給付金受取人以外の受取人を変更することはできません。

第30条 死亡給付金受取人の死亡

1. 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により死亡給付金受取人となつた者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡給付金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第31条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、当社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第32条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。がん治療給付金および特定3大疾病治療給付金についても同様とします。

13 契約年齢の計算等について

第33条 契約年齢の計算

- 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。
- 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第34条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第33条）に誤りがあった場合で、契約日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、当社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、当社はこの保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、当社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更して処理します。

第35条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、当社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更して処理します。

14 その他

第36条 契約者配当金

この保険契約に対する契約者配当金はありません。

第37条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務*1に従事しても、またはどのような場所に転居もししくは旅行しても、当社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第38条 保険契約者の住所の変更

- 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに当社の本社または当社の指定した場所★に通知することを必要とします。
- 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を当社が確認できなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「当社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-08-7716）となります。

第33条 補足説明

* 1 契約日（第2条）の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約日（第2条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第2条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

第37条 補足説明

* 1 業務

第21条（重大事由による解除）の1. -(4)に該当する場合を除きます。

第39条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 当社は、この保険契約の給付金の支払事由（第4条）にかかる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由（第4条）に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由（第4条）を変更することがあります。
 - (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - (2) 医療技術または医療環境の変化*2
2. この保険契約の支払事由（第4条）を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。
 - (1) この保険契約の支払事由（第4条）の変更を承諾する方法
 - (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第24条）する方法
4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第40条 時効

給付金（第4条）、解約返戻金（第25条）または保険料の払込免除（第44条・第52条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第41条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または給付金の受取人*1の所在地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除（第44条・第52条）の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

15 特則について

第42条 がん保険料払込免除特則

1. がん保険料払込免除特則（本条から第49条において「この特則」といいます。）の取扱いについては、本条から第49条に定めるところによります。
2. この特則は、保険契約の型（第1条）ががん型の場合に、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、本則（この普通保険約款中、この特則および特定3大疾病保険料払込免除特則を除いた部分をいいます。以下同じ。）の締結の際、当社が承諾したときに保険契約に適用します。
3. この特則を適用したときは、保険契約および保険契約に付加されている特約には、この特則を適用したときの保険料率を適用します。
4. この特則を適用したときは、本則の締結後の保険契約にがん診断一時金特約（2025）、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約およびがん先進医療・患者申出療養特約（2025）を付加して締結する取扱いを行いません。

第43条 この特則の責任開始期

この特則による保険料の払込免除の保障は、次の責任開始期に開始します。

保険料の払込免除の種類	この特則の責任開始期
がんを直接の原因とする保険料の払込免除（以下「がんによる保険料の払込免除」といいます。）	保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目*1

第39条 補足説明

* 1 変更日

支払事由（第4条）の変更にかかる認可日以後、当社の定める日の直後に到来する契約日（第2条）の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第41条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

第43条 補足説明

* 1 保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目

この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期といいます。

第44条 保険料の払込免除

当社は、次の表のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第9条）から、保険料の払込みを免除します。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）

この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第43条）^{*1}前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第43条）^{*1}以後保険料払込期間中に、がんと診断確定されたとき

第44条 補足説明

* 1 この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第43条）

第43条（この特則の責任開始期）の規定により、「がんによる保険料の払込免除」について当社がこの特則上の責任を開始する時をいいます。

第45条 この特則の保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第44条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由（第44条）が生じたときは、保険契約者は、必要書類をすみやかに当社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

第46条 この特則の無効

本則の「がん給付」の責任開始期（第3条）^{*1}前のがん診断確定による無効（第14条）の規定はこの特則について準用します。

第46条 補足説明

* 1 本則の「がん給付」の責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社が本則上の責任を開始する時をいいます。

第47条 この特則の取消し

保険契約者は、第42条（がん保険料払込免除特則）によるこの特則の適用後は、この特則の適用を取り消すことはできません。

第48条 解約返戻金

この特則を適用したときの保険契約の解約返戻金額は、この特則を適用しないときの解約返戻金（第25条）額と同額とします。

第49条 本則の規定の準用

この特則に特別の定めがないときは、本則の規定を準用します。

第50条 特定3大疾病保険料払込免除特則

1. 特定3大疾病保険料払込免除特則（本条から第57条において「この特則」といいます。）の取扱いについては、本条から第57条に定めるところによります。
2. この特則は、保険契約の型（第1条）が特定3大疾病型の場合に、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、本則（この普通保険約款中、がん保険料払込免除特則およびこの特則を除いた部分をいいます。以下同じ。）の締結の際、当社が承諾したときに保険契約に適用します。
3. この特則を適用したときは、保険契約および保険契約に付加されている特約には、この特則を適用したときの保険料率を適用します。
4. この特則を適用したときは、本則の締結後に保険契約に先進医療・患者申出療養特約、がん診断一時金特約（2025）、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約およびがん女性特定手術特約を付加して締結する取扱いを行いません。

第51条 この特則の責任開始期

この特則による保険料の払込免除の保障は、次の責任開始期に開始します。

保険料の払込免除の種類	この特則の責任開始期
(1) がんによる保険料の払込免除	保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目 ^{*1}
(2) 心疾患を直接の原因とする保険料の払込免除（以下「心疾患による保険料の払込免除」といいます。）	保険期間開始期（第2条） ^{*2}
(3) 脳血管疾患を直接の原因とする保険料の払込免除（以下「脳血管疾患による保険料の払込免除」といいます。）	保険期間開始期（第2条） ^{*2}

第52条 保険料の払込免除

- 当社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第9条）から、保険料の払込みを免除します。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
被保険者が、次のいずれかに該当したとき	
(1) がん	この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第51条） ^{*1} 前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第51条） ^{*1} 以後保険料払込期間中に、がんと診断確定されたとき
(2) 心疾患	この特則の「心疾患による保険料の払込免除」の責任開始期（第51条） ^{*2} 以後保険料払込期間中に、心疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ① 次のすべてを満たす入院を開始したとき <ul style="list-style-type: none"> ア. 心疾患の治療を直接の目的とする入院 イ. 病院または診療所への入院 ウ. 入院日数が1日^{*3}以上の入院 ② 心疾患の治療を直接の目的として手術を受けたとき
(3) 脳血管疾患	この特則の「脳血管疾患による保険料の払込免除」の責任開始期（第51条） ^{*4} 以後保険料払込期間中に、脳血管疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ① 次のすべてを満たす入院を開始したとき <ul style="list-style-type: none"> ア. 脳血管疾患の治療を直接の目的とする入院 イ. 病院または診療所への入院 ウ. 入院日数が1日^{*3}以上の入院 ② 脳血管疾患の治療を直接の目的として手術を受けたとき

第51条 補足説明

* 1 保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目

この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期といいます。

* 2 保険期間開始期（第2条）

この特則の「心疾患による保険料の払込免除」の責任開始期または「脳血管疾患による保険料の払込免除」の責任開始期といいます。

第52条 補足説明

* 1 この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第51条）

第51条（この特則の責任開始期）の規定により、「がんによる保険料の払込免除」について当社がこの特則上の責任を開始する時をいいます。

* 2 この特則の「心疾患による保険料の払込免除」の責任開始期（第51条）

第51条（この特則の責任開始期）の規定により、「心疾患による保険料の払込免除」について当社がこの特則上の責任を開始する時をいいます。

* 3 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして当社が判断します。

* 4 この特則の「脳血管疾患による保険料の払込免除」の責任開始期（第51条）

第51条（この特則の責任開始期）の規定により、「脳血管疾患による保険料の払込免除」について当社がこの特則上の責任を開始する時をいいます。

2. 本条の1. -(2)および(3)による保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、心疾患または脳血管疾患以外の疾病または傷害の治療を直接の目的とする入院中に、心疾患または脳血管疾患の治療を開始したとき	心疾患または脳血管疾患について入院の必要性がある場合 ^{*5} には、その治療を開始した日に、心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
(2) 被保険者が、この特則の「心疾患による保険料の払込免除」の責任開始期（第51条） ^{*2} またはこの特則の「脳血管疾患による保険料の払込免除」の責任開始期（第51条） ^{*4} 前に発病した心疾患または脳血管疾患を原因として、入院をしたときまたは手術を受けたとき	この特則の適用の際に当社の承諾した範囲内で保険料の払込みを免除します。ただし、告知義務違反（第19条）があったときは、この限りではありません。

第52条 補足説明

* 5 入院の必要性がある場合
医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限ります。

第53条 この特則の保険料の払込免除の請求手続

1. この特則の保険料の払込免除事由（第52条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. この特則の保険料の払込免除事由（第52条）が生じたときは、保険契約者は、必要書類をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除の請求手続については、本条の規定のほか、第7条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

第54条 この特則の無効および特別取扱い

1. 本則の「がん給付」の責任開始期（第3条）^{*1}前のがん診断確定による無効（第14条）の規定および本則の「がん給付」の責任開始期（第3条）^{*1}前のがん診断確定の場合の特別取扱い（第15条）の規定はこの特則について準用します。
2. 保険契約者から本則の「がん給付」の責任開始期（第3条）^{*1}前のがん診断確定の場合の特別取扱い（第15条）の請求があったときは、この特則についても特別取扱いの請求があったものとみなします。

第54条 補足説明

* 1 本則の「がん給付」の責任開始期（第3条）
第3条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社が本則上の責任を開始する時をいいます。

第55条 この特則の取消し

保険契約者は、第50条（特定3大疾病保険料払込免除特則）によるこの特則の適用後は、この特則の適用を取り消すことはできません。

第56条 解約返戻金

この特則を適用したときの保険契約の解約返戻金額は、この特則を適用しないときの解約返戻金（第25条）額と同額とします。

第57条 本則の規定の準用

この特則に特別の定めがないときは、本則の規定を準用します。

別表1 がん

1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）

「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00-C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45-C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60-C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
上皮内新生物<腫瘍>	D00-D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、 ・高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、 ・高度膣異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、 ・高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3 ……悪性、原発部位
/6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注

子宮頸部、膣および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2 「心疾患」および「脳血管疾患」

「心疾患」および「脳血管疾患」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
	虚血性心疾患	I20-I25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26-I28
	その他の型の心疾患	I30-I52
	動脈、細動脈及び毛細血管の疾患（I70-I79）のうち、 ・大動脈瘤及び解離	I71
(2) 脳血管疾患	脳血管疾患	I60 - I69
	その他の動脈瘤及び解離（I72）のうち、 ・頸動脈瘤及び解離（頭蓋内に限る。）	I72.0
	・その他の脳実質外動脈（脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈）の動脈瘤及び 解離（頭蓋内に限る。）	I72.5
	・椎骨動脈の動脈瘤及び解離（頭蓋内に限る。）	I72.6
	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G45

別表3 抗がん剤治療

「抗がん剤治療」とは、医師による治療が必要であり、医師の管理下で行われる次のすべてを満たす治療をいいます。

(1) 次のすべてを満たす医薬品の投与または処方

- ① 投与または処方を受けた時点において、被保険者が診断確定されたがんに対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品。
- ② がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品。
- ③ 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL 01、L 02、L 03、L 04、V 10に分類される医薬品。
ただし、以下に分類されない医薬品でも、以下に分類される医薬品と同等の効能または効果を有する場合で、当社が認めるときは、以下に分類される医薬品として取り扱います。

解剖治療化学分類法による医薬品分類
L 01. 抗悪性腫瘍薬
L 02. 内分泌療法（ホルモン療法（注））
L 03. 免疫賦活薬
L 04. 免疫抑制薬
V 10. 治療用放射性医薬品

- (2) (1)の投与または処方について、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または別表21に定める歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）で「薬剤料」または「処方せん料」が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、「薬剤料」または「処方せん料」に相当する費用が含まれる場合を含みます。）

注 ホルモン療法

「ホルモン療法」とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法のうち、「L 02. 内分泌療法（ホルモン療法）」に分類される抗がん剤による治療法をいいます。

別表4 自由診療抗がん剤治療

「自由診療抗がん剤治療」とは、医師による治療が必要であり、医師の管理下で行われる次のすべてを満たす医薬品の投与または処方を行う治療をいいます。

- (1) がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品
- (2) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL 01、L 02、L 03、L 04、V 10に分類される医薬品。ただし、以下に分類されない医薬品でも、以下に分類される医薬品と同等の効能または効果を有する場合で、当社が認めるときは、以下に分類される医薬品として取り扱います。

解剖治療化学分類法による医薬品分類	
L 01. 抗悪性腫瘍薬	
L 02. 内分泌療法（ホルモン療法（注1））	
L 03. 免疫賦活薬	
L 04. 免疫抑制薬	
V 10. 治療用放射性医薬品	

- (3) 医薬品の投与または処方を受けた時点において、以下のいずれかを満たす医薬品をいいます。

- ① 公的医療保険制度における先進医療（注2）による療養として使用された医薬品
- ② 公的医療保険制度における患者申出療養制度（注3）による療養として使用された医薬品
- ③ 欧米で承認された医薬品（注4）のうち、当該承認において被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品。ただし、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験（病院または診療所によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が0となる場合に限ります。）において使用された医薬品を除きます。
- ④ がんゲノムプロファイリング検査により選定された医薬品

（注1） ホルモン療法

「ホルモン療法」とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法のうち、「L 02. 内分泌療法（ホルモン療法）」に分類される抗がん剤による治療法をいいます。

（注2） 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。

（注3） 患者申出療養制度

「患者申出療養制度」とは、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。

（注4） 欧米で承認された医薬品

「欧米で承認された医薬品」とは、以下のいずれかに該当する医薬品をいいます。

- ア. 米国食品医薬品局（FDA）がNew Molecular Entity (NME) Drug and New Biologic ApprovalsまたはNew Molecular Entity and New Therapeutic Biological Product Approvalsの各年のリストに掲載した医薬品
- イ. 欧州医薬品庁（EMA）がNew Active Substanceとして承認した医薬品

別表5 放射線治療

「放射線治療」とは、次のすべてを満たす診療行為をいいます。

- (1) 医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、医師の管理下において行われる診療行為
- (2) がんの治療を直接の目的とする診療行為
- (3) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為（注1）

なお、次の①から④などは、がん治療給付金および特定3大疾病治療給付金の支払対象となる「放射線治療」には該当しません。

- | |
|-------------------------|
| ① 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など） |
| ② 検査（エックス線診断など） |
| ③ 血液照射 |
| ④ 歯科治療に伴う放射線照射（注2） |

（注1） 医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

（注2）

公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で「放射線治療料」が算定されている場合には、がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表6 手術

「手術」とは、次のいずれかに該当する手術をいいます。

- (1) 次のすべてを満たす手術
 - ① 医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、医師の管理下において行われる手術
 - ② がん、心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的とする手術
 - ③ 器具を用いた生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加える手術
 - ④ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術（注1）
- (2) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に「輸血料」の算定対象として列挙されている別表22に定める造血幹細胞移植術（以下「造血幹細胞移植術」といいます。）

なお、次のア、からオ、などは、がん治療給付金および特定3大疾病治療給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- | |
|--|
| ア. 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| イ. 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注2） |
| ウ. 美容整形上の手術 |
| エ. 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注2） |
| オ. 屈折異常に対する視力矯正手術 |

（注1） 医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表においても「手術料」の算定対象として列挙されている手術を含みます。

（注2）

公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で「手術料」が算定されている場合には、がん治療給付金または特定3大疾病治療給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表7 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表8 セカンドオピニオン（診療に関する情報の提供）

「セカンドオピニオン」とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表で「診療情報提供料（Ⅱ）」が算定されている診療に関する情報の提供をいいます。「診療情報提供料（Ⅱ）」が算定されている診療に関する情報の提供を受けた場合でも、これに基づく病院または診療所の受診をしていないときはがん治療給付金および特定3大疾病治療給付金の支払対象とはなりません。

別表9 がんゲノムプロファイリング検査

「がんゲノムプロファイリング検査」とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表で「がんゲノムプロファイリング検査」または「がんゲノムプロファイリング評価提供料」が算定されているがんゲノムプロファイリング検査をいいます。

別表10 リハビリ通院

「リハビリ通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいい、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって「リハビリテーション料」が算定されている通院をいいます。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

別表11 疼痛緩和薬

「疼痛緩和薬」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって疼痛緩和薬にかかる「薬剤料」または「処方せん料」が算定されている次のすべてを満たす薬剤をいいます。

- (1) オピオイド鎮痛薬（オピオイド受容体に親和性を示す化合物をいいます。）であること
- (2) がんによる疼痛（がんの治療による痛みを含みます。）の緩和を目的として使用された薬物であること（ただし、手術時等の麻醉導入または手術による傷の痛み止めに伴って使用された薬物を除きます。）

別表12 神経ブロック

「神経ブロック」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって神経ブロックにかかる「神経ブロック料」が算定されている次のすべてを満たす薬剤をいいます。

- (1) 医科診療報酬点数表に定める神経ブロック（局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用）または神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス高周波法使用）であること
- (2) がんによる疼痛（がんの治療による痛みを含みます。）の緩和を目的として使用された薬物であること（ただし、手術時等の麻醉導入または手術による傷の痛み止めに伴って使用された薬物を除きます。）

別表13 入院によるがん緩和ケア

「入院によるがん緩和ケア」とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって「緩和ケア病棟入院料」、「緩和ケア診療加算」または「有床診療所緩和ケア診療加算」が算定されている入院によるがん緩和ケアをいいます。

別表14 在宅医療

「在宅医療」とは、被保険者が病院または診療所への通院が困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被保険者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うことをいい、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表によって「在宅患者診療・指導料（ただし、往診料および救急搬送診療料を除きます。）」が算定されている在宅医療をいいます。

別表15 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において、治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

別表16 処方

処方せんの交付を受け、その処方せんに基づく医薬品の支給を受けている場合に限ります。

別表17 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、次の(1)から(7)の時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

- (1) 「抗がん剤治療」においては、「抗がん剤治療」を受けた時点
- (2) 「放射線治療」および「手術」においては、2020年9月1日以降、「放射線治療」または「手術」を受けた時点までの間
- (3) 「セカンドオピニオン」においては、「セカンドオピニオン（診療に関する情報の提供）」を受けた時点
- (4) 「がんゲノムプロファイリング検査」においては、「がんゲノムプロファイリング検査」を受けた時点
- (5) 「リハビリ通院」においては、「リハビリ通院」をした通院日の各日時点
- (6) 「がん緩和ケア」においては、次のいずれかの時点
 - ① 「疼痛緩和薬または神経ブロックによるがん緩和ケア」においては、「疼痛緩和薬または神経ブロックによるがん緩和ケア」を受けた時点
 - ② 「入院によるがん緩和ケア」においては、「入院によるがん緩和ケア」を受けた入院日の各日時点
- (7) 「在宅医療」においては、「在宅医療」を受けた時点

別表18 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所。ただし、入院の適用にあたっては、患者を入院させるための施設を有する診療所であることを要します。
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表19 納付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 納付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 納付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることができます。

別表20 同一種類の臓器

「同一種類の臓器」とは、下表の1. ~ 19.、29. および32. ~ 41. に属する臓器をいい、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2. 鼻（副鼻腔を含む。）
3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5. 甲状腺
6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7. 肺臓・胸膜・気管・気管支
8. 胃・十二指腸
9. 肝臓・胆嚢・胆管
10. 脾臓
11. 盲腸（虫様突起を含む。）
12. 大腸・小腸
13. 直腸・肛門
14. 腎臓・尿管
15. 膀胱・尿道
16. 前立腺
17. 睾丸・副睾丸
18. 乳房（乳腺を含む。）
19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
32. 食道
33. 胸腺・心臓・縦隔
34. 骨・関節・関節軟骨
35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髓・脾臓・リンパ節を含む。）
36. 末梢神経・自律神経系
37. 後腹膜・腹膜
38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。）
39. 頸膜・脳・脳神経・脊髄
40. 副腎
41. 1. ~ 19.、29. および32. ~ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表21 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、次の(1)から(7)の時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

- (1) 「抗がん剤治療」においては、「抗がん剤治療」を受けた時点
- (2) 「放射線治療」および「手術」においては、2020年9月1日以降、「放射線治療」または「手術」を受けた時点までの間
- (3) 「セカンドオピニオン」においては、「セカンドオピニオン（診療に関する情報の提供）」を受けた時点
- (4) 「がんゲノムプロファイリング検査」においては、「がんゲノムプロファイリング検査」を受けた時点
- (5) 「リハビリ通院」においては、「リハビリ通院」をした時点
- (6) 「がん緩和ケア」においては、次のいずれかの時点
 - ① 「疼痛緩和薬または神経ブロックによるがん緩和ケア」においては、「疼痛緩和薬または神経ブロックによるがん緩和ケア」を受けた時点
 - ② 「入院によるがん緩和ケア」においては、「入院によるがん緩和ケア」を受けた入院日の各日時点
- (7) 「在宅医療」においては、「在宅医療」を受けた時点

別表22 造血幹細胞移植術

「造血幹細胞移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対して組織の機能の回復または付与を目的として造血幹細胞を輸注することをいいます。なお、移植術はヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植は含みません。

特定がん治療特約目次

この特約の特色	131	8 告知義務と解除について	136
1 保障の開始について		第9条 告知義務	136
第1条 特約の責任開始期	131	第10条 告知義務違反による解除	136
2 特定がん治療給付金の支払いについて		第11条 告知義務違反による解除ができないとき	136
第2条 特定がん治療給付金の支払い	132	第12条 重大事由による解除	137
3 特定がん治療給付金の支払請求手続について		9 内容の変更について	
第3条 特定がん治療給付金の支払請求手続	134	第13条 特定がん治療給付金月額の減額	137
4 保険期間および保険料払込期間について		10 解約等について	
第4条 特約の保険期間および保険料払込期間	134	第14条 特約の解約	138
5 保険料の払込みについて		第15条 特約の消滅	138
第5条 特約の保険料の払込み	135	第16条 解約返戻金	138
第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	135	11 その他	
6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について		第17条 契約者配当	138
第7条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）	135	第18条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	138
7 無効について		第19条 管轄裁判所	138
第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効	135	第20条 普通保険約款の規定の準用	138
別表1 がん		12 特則について	
1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）	140	第21条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則が適用される場合の特則	139
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	140	第22条 主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合の特則	139
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	140	第23条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合の特則	139
4. 新生物の形態の性状コード	141		
別表2 抗がん剤治療	141		
別表3 自由診療抗がん剤治療	141		
別表4 放射線治療	142		
別表5 公的医療保険制度	142		
別表6 セカンドオピニオン（診療に関する情報の提供）	143		
別表7 がんゲノムプロファイリング検査	143		
別表8 リハビリ通院	143		
別表9 処方	143		
別表10 医科診療報酬点数表	143		
別表11 給付金等の請求に必要な書類	143		
別表12 歯科診療報酬点数表	143		

特定がん治療特約

(実施 2025.12)

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の治療等に対する保険期間終身の保障
給付金の種類	特定がん治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約には解約返戻金（第16条）はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始期

- この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
(1) 当社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目
(2) 当社が、主契約の締結後にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	次のいずれか遅い日 ① 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日からその日を含めて91日目 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った日からその日を含めて91日目

- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加して締結したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

特

約

特定がん治療特約

2 特定がん治療給付金の支払いについて

第2条 特定がん治療給付金の支払い

1. 当社は次の表および本条の2.から4.の規定のとおり、特定がん治療給付金の支払事由が生じたときは、特定がん治療給付金をその受取人に支払います。

支払事由（特定がん治療給付金を支払う場合）	金額	受取人
<p>この特約の責任開始期（第1条）*1前に別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）と診断確定（別表1★の3.に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の責任開始期（第1条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんにより次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 診断確定されたがんの治療を直接の目的*2として次のいずれかの治療を受けたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 別表2★に定める抗がん剤治療（以下「抗がん剤治療」といいます。） ② 別表3★に定める自由診療抗がん剤治療（以下「自由診療抗がん剤治療」といいます。） ③ 別表4★に定める放射線治療（以下「放射線治療」といいます。） ④ 別表3★の（注2）に定める先進医療（以下「先進医療」といいます。）による療養*3（以下「先進医療による療養」といいます。） ⑤ 別表3★の（注3）に定める患者申出療養制度（以下「患者申出療養」といいます。）による療養*5（以下「患者申出療養制度による療養」といいます。） ⑥ 別表6★に定める診療に関する情報の提供（以下「セカンドオピニオン」といいます。） ⑦ 本条の1.-(1)-①または②に関する別表7★に定めるがんゲノムプロファイリング検査（以下「がんゲノムプロファイリング検査」といいます。） <p>(2) 診断確定されたがんによって生じた状態の改善を目的として、がんと診断確定された日以後に別表8★に定めるリハビリ通院（以下「リハビリ通院」といいます。）をしたとき</p>	本条の2.の規定によります。	主契約のがん診断一時金受取人

第2条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期（第1条）
第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

- * 2 がんの治療を直接の目的
がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療も該当します。

- * 3 先進医療による療養
次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。
- (1) 先進医療の技術にかかる費用*4が「0」となる療養
 - (2) 「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」において、歯科Aのみで実施することが定められている療養
- A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

- * 4 先進医療の技術にかかる費用
被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。
- (1) 別表5★に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
 - (2) 先進医療以外の評価療養のための費用
 - (3) 選定療養のための費用
 - (4) 食事療養のための費用
 - (5) 生活療養のための費用

- * 5 患者申出療養制度による療養
次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。
- (1) 患者申出療養の技術にかかる費用*6が「0」となる療養

2. 本条の1. の特定がん治療給付金について支払う金額は、次のとおりです。

特定がん治療給付金の支払事由	金額
(1) 本条の1. に定める特定がん治療給付金の支払事由のうち、次のいずれかに該当したとき ① 自由診療抗がん剤治療 ② 先進医療による療養 ③ 患者申出療養制度による療養	特定がん治療給付金が支払われる支払事由に該当した日 ^{*7} の属する月（月の初日から末日までとします。以下同じ。）ごとに、 特定がん治療給付金月額 × 2
(2) 本条の1. に定める特定がん治療給付金の支払事由のうち、次のいずれかに該当したとき ① 抗がん剤治療 ② 放射線治療 ③ セカンドオピニオン ④ がんゲノムプロファイリング検査 ⑤ リハビリ通院	特定がん治療給付金が支払われる支払事由に該当した日 ^{*7} の属する月ごとに、 特定がん治療給付金月額

(注) 本条の4. -(1)–(2)の定めるところにより、被保険者が、同一の月に、特定がん治療給付金の支払事由に2回以上該当した場合でも、特定がん治療給付金を重複して支払いません。

3. 特定がん治療給付金の支払限度について、次のとおり取り扱います。

項目	支払回数の限度
特定がん治療給付金	(1) 支払回数の限度はありません。 (2) 本条の3. -(1)にかかわらず、通算の支払回数が120回に達したときは、121回目以後にリハビリ通院によって特定がん治療給付金の支払事由に該当した場合でも、特定がん治療給付金を支払いません。この場合、同一月にリハビリ通院以外によって特定がん治療給付金の支払事由に該当したときは、特定がん治療給付金を支払います。

- (2) 「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」において、歯科^Aのみで実施することが定められている療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

* 6 患者申出療養の技術にかかる費用

被保険者が受けた患者申出療養に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- (1) 公的医療保険制度の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- (2) 患者申出療養以外の評価療養のための費用
- (3) 選定療養のための費用
- (4) 食事療養のための費用
- (5) 生活療養のための費用

* 7 支払事由に該当した日

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 抗がん剤治療または自由診療抗がん剤治療のときは、医師が注射による抗がん剤の投与を行った日または医師が抗がん剤の別表9★に定める処方（以下「処方」といいます。）を行った日（医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日とします。）
- (2) 放射線治療のときは、放射線照射日（別表10★に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線照射開始日）
- (3) 先進医療または患者申出療養のときは、療養を受けた日（一連の療養^{*8}のときは、最初の療養を受けた日）
- (4) セカンドオピニオンのときは、診療に関する情報の提供を受けた日

4. 特定がん治療給付金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、同一の月に、特定がん治療給付金の支払事由に2回以上該当したとき	<p>① その月の最初に支払事由に該当した日^{*7}を特定がん治療給付金の支払事由に該当した日^{*7}とみなします。ただし、自由診療抗がん剤治療、先進医療による療養または患者申出療養制度による療養の支払事由に該当したときは、その月の最初に自由診療抗がん剤治療、先進医療による療養または患者申出療養制度による療養の支払事由に該当した日^{*7}を特定がん治療給付金の支払事由に該当した日^{*7}とみなします。</p> <p>② 特定がん治療給付金の支払事由に2回以上該当した場合でも、特定がん治療給付金を重複して支払いません。</p>
(2) 特定がん治療給付金の支払事由に該当した日 ^{*7} の属する月中に特定がん治療給付金月額が減額（第13条）されたとき	本条の4.-(1)-①に定めるその月の最初に支払事由に該当した日 ^{*7} の特定がん治療給付金月額を適用します。
(3) 特定がん治療給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定がん治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の給付金等の受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定がん治療給付金の支払いについて、普通保険約款の規定を準用します。

★別表1 (P.140参照)、別表2 (P.141参照)、別表3 (P.141参照)、別表4 (P.142参照)、別表5 (P.142参照)、別表6 (P.143参照)、別表7 (P.143参照)、別表8 (P.143参照)、別表9 (P.143参照)、別表10 (P.143参照)

3 特定がん治療給付金の支払請求手続について

第3条 特定がん治療給付金の支払請求手続

- 特定がん治療給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- 特定がん治療給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、その受取人は、別表11★に定める必要書類をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表11 (P.143参照)

4 保険期間および保険料払込期間について

第4条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

- (5) がんゲノムプロファイリング検査のときは、がんゲノムプロファイリング検査を受けた日またはがんゲノムプロファイリング検査により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果の提供を受け、かつ、治療方針等について文書による説明を受けた日
- (6) リハビリ通院のときは、通院日各日

* 8 一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

5 保険料の払込みについて

第5条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第14条）されたものとします。

第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特定がん治療給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- 特定がん治療給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第2条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第7条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

7 無効について

第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第9条）の時前または告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1前にがんと診断確定されていた場合は、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この特約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに当社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知（第9条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>
(2) 告知（第9条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

第8条 補足説明

* 1 特約の責任開始期（第1条）

第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

3. 本条の規定にかかわらず、第10条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

8 告知義務と解除について

第9条 告知義務

1. 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定がん治療給付金の支払事由（第2条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第9条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、特定がん治療給付金の支払事由（第2条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 特定がん治療給付金の支払いは行いません。
 - (2) すでに特定がん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、特定がん治療給付金の支払事由（第2条）の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、特定がん治療給付金の支払いを行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。
 - (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、第10条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第9条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) 次のいずれか遅い日からその日を含めて2年以内に特定がん治療給付金の支払事由（第2条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日
 - ② この特約の保険料に相当する金額または保険料を受け取った日

第11条 補足説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第12条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が特定がん治療給付金を詐取する目的もしくは他人に特定がん治療給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 特定がん治療給付金の請求に関し、特定がん治療給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 当社は、特定がん治療給付金の支払事由（第2条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定がん治療給付金の支払事由（第2条）が生じていたときは、その特定がん治療給付金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定がん治療給付金の支払いを行いません。
- (2) すでに特定がん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第10条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第13条 特定がん治療給付金月額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって特定がん治療給付金月額を減額することができます。ただし、当社は、減額後の特定がん治療給付金月額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2. 特定がん治療給付金月額が減額されたときは、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第14条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特定がん治療給付金月額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

10 解約等について

第14条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第15条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第16条 解約返戻金

1. この特約には解約返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第17条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第18条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 当社は、この特約の特定がん治療給付金の支払事由（第2条）にかかる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由（第2条）に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日^{*1}から将来に向かって、この特約の支払事由（第2条）を変更することがあります。
 - (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - (2) 医療技術または医療環境の変化^{*2}
2. この特約の支払事由（第2条）を変更するときは、変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日^{*1}の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。
 - (1) この特約の支払事由（第2条）の変更を承諾する方法
 - (2) 変更日^{*1}の前日にこの特約を解約（第14条）する方法
4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日^{*1}が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第18条 拡補説明

* 1 変更日

支払事由（第2条）の変更にかかる認可日以後、当社の定める日の直後に到来する主契約の契約日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第19条 管轄裁判所

この特約における特定がん治療給付金に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第21条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約にはがん保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。
- (2) がん保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第22条 主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加して締結する取扱いを行いません。

第23条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 非喫煙者区分料率
- (2) 喫煙者区分料率

特
約

特
定
が
ん
治
療
特
約

別表1 がん

1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）

「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 · 慢性骨髓増殖性疾患 · 本態性（出血性）血小板血症 · 骨髓線維症 · 慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、 · 高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、 · 高度膣異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、 · 高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3……悪性、原発部位
/6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注

子宮頸部、膣および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2 抗がん剤治療

「抗がん剤治療」とは、医師による治療が必要であり、医師の管理下で行われる次のすべてを満たす治療をいいます。

(1) 次のすべてを満たす医薬品の投与または処方

- ① 投与または処を受けた時点において、被保険者が診断確定されたがんに対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品。
- ② がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品。
- ③ 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL 01、L 02、L 03、L 04、V 10に分類される医薬品。
ただし、以下に分類されない医薬品でも、以下に分類される医薬品と同等の効能または効果を有する場合で、当社が認めるときは、以下に分類される医薬品として取り扱います。

解剖治療化学分類法による医薬品分類
L 01.抗悪性腫瘍薬
L 02.内分泌療法（ホルモン療法（注））
L 03.免疫賦活薬
L 04.免疫抑制薬
V 10.治療用放射性医薬品

- (2) (1)の投与または処方にについて、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または別表12に定める歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）で「薬剤料」または「処方せん料」が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、「薬剤料」または「処方せん料」に相当する費用が含まれる場合を含みます。）

注 ホルモン療法

「ホルモン療法」とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法のうち、「L 02. 内分泌療法（ホルモン療法）」に分類される抗がん剤による治療法をいいます。

別表3 自由診療抗がん剤治療

「自由診療抗がん剤治療」とは、医師による治療が必要であり、医師の管理下で行われる次のすべてを満たす医薬品の投与または処方を行う治療をいいます。

- (1) がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品
- (2) 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL 01、L 02、L 03、L 04、V 10に分類される医薬品。ただし、以下に分類されない医薬品でも、以下に分類される医薬品と同等の効能または効果を有する場合で、当社が認めるときは、以下に分類される医薬品として取り扱います。

解剖治療化学分類法による医薬品分類
L 01.抗悪性腫瘍薬
L 02.内分泌療法（ホルモン療法（注1））
L 03.免疫賦活薬
L 04.免疫抑制薬
V 10.治療用放射性医薬品

- (3) 医薬品の投与または処方を受けた時点において、以下のいずれかを満たす医薬品をいいます。
- ① 公的医療保険制度における先進医療（注2）による療養として使用された医薬品
 - ② 公的医療保険制度における患者申出療養制度（注3）による療養として使用された医薬品
 - ③ 欧米で承認された医薬品（注4）のうち、当該承認において被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品。ただし、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験（病院または診療所によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が0となる場合に限ります。）において使用された医薬品を除きます。
 - ④ がんゲノムプロファイリング検査により選定された医薬品

(注1) ホルモン療法

「ホルモン療法」とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法のうち、「L 02. 内分泌療法（ホルモン療法）」に分類される抗がん剤による治療法をいいます。

(注2) 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。

(注3) 患者申出療養制度

「患者申出療養制度」とは、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。

(注4) 欧米で承認された医薬品

「欧米で承認された医薬品」とは、以下のいずれかに該当する医薬品をいいます。

ア. 米国食品医薬品局（FDA）がNew Molecular Entity（NME）Drug and New Biologic ApprovalsまたはNew Molecular Entity and New Therapeutic Biological Product Approvalsの各年のリストに掲載した医薬品

イ. 歐州医薬品庁（EMA）がNew Active Substanceとして承認した医薬品

別表4 放射線治療

「放射線治療」とは、次のすべてを満たす診療行為をいいます。

- (1) 医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、医師の管理下において行われる診療行為
- (2) がんの治療を直接の目的とする診療行為
- (3) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為（注1）

なお、次の①から④などは、特定がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」には該当しません。

- | |
|-------------------------|
| ① 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など） |
| ② 検査（エックス線診断など） |
| ③ 血液照射 |
| ④ 歯科治療に伴う放射線照射（注2） |

(注1) 医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

(注2)

公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で「放射線治療料」が算定されている場合には、特定がん治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 セカンドオピニオン（診療に関する情報の提供）

「セカンドオピニオン」とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表で「診療情報提供料（Ⅱ）」が算定されている診療に関する情報の提供をいいます。「診療情報提供料（Ⅱ）」が算定されている診療に関する情報の提供を受けた場合でも、これに基づく病院または診療所の受診をしていないときは特定がん治療給付金の支払対象とはなりません。

別表7 がんゲノムプロファイリング検査

「がんゲノムプロファイリング検査」とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表で「がんゲノムプロファイリング検査」または「がんゲノムプロファイリング評価提供料」が算定されているがんゲノムプロファイリング検査をいいます。

別表8 リハビリ通院

「リハビリ通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けたことをいい、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって「リハビリテーション料」が算定されている通院をいいます。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

別表9 処方

処方せんの交付を受け、その処方せんに基づく医薬品の支給を受けている場合に限ります。

別表10 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、次の(1)から(5)の時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

- (1) 「抗がん剤治療」においては、「抗がん剤治療」を受けた時点
- (2) 「放射線治療」においては、2020年9月1日以降、「放射線治療」を受けた時点までの間
- (3) 「セカンドオピニオン」においては、「セカンドオピニオン（診療に関する情報の提供）」を受けた時点
- (4) 「がんゲノムプロファイリング検査」においては、「がんゲノムプロファイリング検査」を受けた時点
- (5) 「リハビリ通院」においては、「リハビリ通院」をした通院日の各日時点

別表11 給付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 給付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 給付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることができます。

別表12 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、次の(1)から(5)の時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

- (1) 「抗がん剤治療」においては、「抗がん剤治療」を受けた時点
- (2) 「放射線治療」においては、2020年9月1日以降、「放射線治療」を受けた時点までの間
- (3) 「セカンドオピニオン」においては、「セカンドオピニオン（診療に関する情報の提供）」を受けた時点
- (4) 「がんゲノムプロファイリング検査」においては、「がんゲノムプロファイリング検査」を受けた時点
- (5) 「リハビリ通院」においては、「リハビリ通院」を受けた時点

がん診断一時金特約（2025）目次

この特約の特色	145	10 内容の変更について	151
第14条 がん診断一時金額の減額			
1 がん診断一時金の型について		11 解約等について	151
第1条 がん診断一時金の型	145	第15条 特約の解約	151
2 保障の開始について		第16条 特約の消滅	151
第2条 特約の責任開始期	145	第17条 解約返戻金	151
3 がん診断一時金の支払いについて		12 その他	151
第3条 がん診断一時金の支払い	146	第18条 契約者配当金	151
4 がん診断一時金の支払請求手続について		第19条 管轄裁判所	151
第4条 がん診断一時金の支払請求手続	148	第20条 普通保険約款の規定の準用	152
5 保険期間および保険料払込期間について		13 特則について	
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	148	第21条 この特約を医療保険（無解約返戻金型） （2022）契約に付加する場合の特則	152
6 保険料の払込みについて		第22条 この特約をがん治療サポート保険（無解約 返戻金型）（2022）契約に付加する場合の 特則	152
第6条 特約の保険料の払込み	148	第23条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻 金型）（2025）契約の特定3大疾病型に付 加する場合の特則	152
第7条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶 予期間満了日までに支払事由が生じた場合 の取扱い	148	第24条 この特約が付加された主契約にがん保険料 払込免除特則、特定疾病保険料払込免除特 則または特定3大疾病保険料払込免除特則 が適用される場合の特則	152
7 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について		第25条 主契約にがん保険料払込免除特則、特定疾 病保険料払込免除特則または特定3大疾病 保険料払込免除特則が適用されている場合 の特則	152
第8条 保険料の払込みがないことによる消滅（未 払消滅）	148	第26条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用され ている場合の特則	153
8 無効について		第27条 主契約に区分料率適用特約が適用されてい る場合の特則	153
第9条 この特約の責任開始期前のがん診断確定に よる無効	149	別表1 がん	154
9 告知義務と解除について		1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）	154
第10条 告知義務	149	2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	154
第11条 告知義務違反による解除	149	3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	154
第12条 告知義務違反による解除ができないとき	150	4. 新生物の形態の性状コード	155
第13条 重大事由による解除	150	別表2 給付金等の請求に必要な書類	155

がん診断一時金特約（2025）

(実施 2025.12)

この特約の特色							
目的・内容	がんの診断確定に対する保険期間終身の保障						
給付金の種類	がん診断一時金 <table><thead><tr><th>がん診断一時金の型</th><th>支払限度</th></tr></thead><tbody><tr><td>がん診断A型</td><td>180日に1回</td></tr><tr><td>がん診断B型</td><td>1年に1回</td></tr></tbody></table>	がん診断一時金の型	支払限度	がん診断A型	180日に1回	がん診断B型	1年に1回
がん診断一時金の型	支払限度						
がん診断A型	180日に1回						
がん診断B型	1年に1回						
配当タイプ	無配当						
備考	この特約には解約返戻金（第17条）はありません。						

1 がん診断一時金の型について

第1条 がん診断一時金の型

1. がん診断一時金の型には、次の2つがあります。保険契約者は、この特約を付加して締結する際、当社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

がん診断一時金の型	内容
がん診断A型	がん診断一時金（2回目以後のがん診断一時金の支払いは、第3条（がん診断一時金の支払い）に定めるとおりとし、180日に1回を限度とします。）
がん診断B型	がん診断一時金（2回目以後のがん診断一時金の支払いは、第3条（がん診断一時金の支払い）に定めるとおりとし、1年に1回を限度とします。）

2. 本条の1. により選択されたがん診断一時金の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 特約の責任開始期

1. この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
(1) 当社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目
(2) 当社が、主契約の締結後にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	次のいずれか遅い日 ① 被保険者に関する告知（第10条）を受けた日からその日を含めて91日目 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った日からその日を含めて91日目

2. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加して締結したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

特
約

がん診断一時金特約（2025）

3 がん診断一時金の支払いについて

第3条 がん診断一時金の支払い

1. 当社は次の表および本条の2. の規定のとおり、がん診断一時金の支払事由が生じたときは、がん診断一時金をその受取人に支払います。

がん診断一時金の型	支払事由（がん診断一時金を支払う場合）	金額	受取人
がん診断一時金 (1) がん診断A型	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目のがん診断一時金 この特約の責任開始期（第2条）*1前に別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）と診断確定（別表1★の3. に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の責任開始期（第2条）*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき</p> <p>② 2回目以後のがん診断一時金 がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんと診断確定されたとき なお、この特約の責任開始期（第2条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態になく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとします。 ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」に、がんの治療を直接の目的*2とする継続入院*3中のとき。この場合、その181日にがんと診断確定されたものとします。 イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的*2とする入院*3を開始したとき。この場合、「入院*3を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。 ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて181日目」以後、がんの治療を直接の目的*2とする通院*4をしたとき。この場合、その181日以後、最初に「通院*4をした日」にがんと診断確定されたものとします。</p>	1回につき、 がん診断一時金額	主契約の がん治療給付金受取人

第3条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期（第2条）
第2条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

- * 2 がんの治療を直接の目的
がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療は該当しません。

- * 3 入院
医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

- * 4 通院
医師による治療が必要であり、病院または診療所*5（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、外来により、がんの治療を直接の目的*2とする「投薬、手術、放射線治療、その他の治療」を受けることをいいます（往診を含みます）。治療を伴わない検査または治療を伴わない薬剤・治療材料の購入もしくは受取りのみの場合は該当しません。

- * 5 病院または診療所
次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

がん診断一時金の型	支払事由（がん診断一時金を支払う場合）	金額	受取人
がん診断一時金 (2) がん診断B型	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 1回目のがん診断一時金 この特約の責任開始期（第2条）*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始期（第2条）*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき</p> <p>② 2回目以後のがん診断一時金 がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんと診断確定されたとき なお、この特約の責任開始期（第2条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態にななく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとします。</p> <p>ア. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」に、がんの治療を直接の目的*2とする継続入院*3中のとき。 この場合、その応当日にがんと診断確定されたものとします。</p> <p>イ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的*2とする入院*3を開始したとき。 この場合、「入院*3を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。</p> <p>ウ. がん診断一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の1年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的*2とする通院*4をしたとき。 この場合、その応当日以後、最初に「通院*4をした日」にがんと診断確定されたものとします。</p>	1回につき、 がん診断一時 金額	主契約のがん治療給付金受取人

2. がん診断一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、同時に本条の1. に定めるがん診断一時金の支払事由に複数該当したとき	がん診断一時金を重複して支払いません。
(2) がん診断一時金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の給付金等の受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん診断一時金の支払いについて、普通保険約款の規定を準用します。

★別表1 (P.154参照)

4 がん診断一時金の支払請求手続について

第4条 がん診断一時金の支払請求手続

- がん診断一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- がん診断一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、その受取人は、別表2★に定める必要書類をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.155参照)

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第15条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん診断一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- がん診断一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第3条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第8条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

8 無効について

第9条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第10条）の時前または告知（第10条）の時からこの特約の責任開始期（第2条）*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この特約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに当社に払い込まれたこの特約の保険料は次とおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知（第10条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>
(2) 告知（第10条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第10条）の時からこの特約の責任開始期（第2条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

- 本条の規定にかかわらず、第11条（告知義務違反による解除）または第13条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

9 告知義務と解除について

第10条 告知義務

- 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん診断一時金の支払事由（第3条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条 告知義務違反による解除

- この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 当社は、がん診断一時金の支払事由（第3条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次とおり取り扱います。
 - がん診断一時金の支払いを行いません。
 - すでにがん診断一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 本条の2.の規定にかかわらず、がん診断一時金の支払事由（第3条）の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、がん診断一時金の支払いを行います。

第9条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期（第2条）
第2条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

特
約

がん診断一時金特約（2025）

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、第11条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事實を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第10条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第10条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事實でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれか遅い日からその日を含めて2年以内にがん診断一時金の支払事由（第3条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① 被保険者に関する告知（第10条）を受けた日
 - ② この特約の保険料に相当する金額または保険料を受け取った日

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第10条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第12条 補足説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第13条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者ががん診断一時金を詐取する目的もしくは他人にがん診断一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) がん診断一時金の請求に関し、がん診断一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 当社は、がん診断一時金の支払事由（第3条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん診断一時金の支払事由（第3条）が生じていたときは、そのがん診断一時金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん診断一時金の支払いを行いません。
(2) すでにがん診断一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第11条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第14条 がん診断一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん診断一時金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のがん診断一時金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん診断一時金額が減額されたときは、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第15条）されたものとして取り扱います。
(2) がん診断一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

11 解約等について

第15条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第16条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第17条 解約返戻金

1. この特約には解約返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第18条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第19条 管轄裁判所

この特約におけるがん診断一時金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第21条 この特約を医療保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合の特則

この特約を医療保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約の責任開始期）の1.-(1)中、「主契約の保険期間開始日」とあるのを「主契約の責任開始日」と読み替えます。
- (2) 第3条（がん診断一時金の支払い）の1.中、「主契約のがん治療給付金受取人」とあるのを「主契約の入院給付金受取人」と読み替えます。

第22条 この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合の特則

この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合、第3条（がん診断一時金の支払い）の1.中、「主契約のがん治療給付金受取人」とあるのを「主契約のがん治療サポート給付金受取人」と読み替えます。

第23条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約の特定3大疾病型に付加する場合の特則

この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約の特定3大疾病型に付加する場合、第3条（がん診断一時金の支払い）の1.中、「主契約のがん治療給付金受取人」とあるのを「主契約の特定3大疾病治療給付金受取人」と読み替えます。

第24条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約にはがん保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。
- (2) がん保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第25条 主契約にがん保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約にがん保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加して締結する取扱いを行いません。

第26条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 非喫煙者区分料率
- (2) 喫煙者区分料率

第27条 主契約に区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 優良区分料率
- (2) 標準区分料率

特

約

がん診断一時金特約(2025)

別表1 がん

1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）

「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 · 慢性骨髓増殖性疾患 · 本態性（出血性）血小板血症 · 骨髓線維症 · 慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、 · 高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、 · 高度膣異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、 · 高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注

子宮頸部、膣および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2 給付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 給付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
2. 給付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることができます。

がん初回診断一時金特約目次

この特約の特色	157	8 告知義務と解除について	160
1 保障の開始について		第9条 告知義務	160
第1条 特約の責任開始期	157	第10条 告知義務違反による解除	160
2 がん初回診断一時金の支払いについて	157	第11条 告知義務違反による解除ができないとき	160
第2条 がん初回診断一時金の支払い	157	第12条 重大事由による解除	161
3 がん初回診断一時金の支払請求手続について	158	9 内容の変更について	161
第3条 がん初回診断一時金の支払請求手続	158	第13条 がん初回診断一時金額の減額	161
4 保険期間および保険料払込期間について	158	10 解約等について	162
第4条 特約の保険期間および保険料払込期間	158	第14条 特約の解約	162
5 保険料の払込みについて	158	第15条 特約の消滅	162
第5条 特約の保険料の払込み	158	第16条 解約返戻金	162
第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶 予期間満了日までに支払事由が生じた場合 の取扱い	159	11 その他	162
6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について	159	第17条 契約者配当金	162
第7条 保険料の払込みがないことによる消滅（未 払消滅）	159	第18条 管轄裁判所	162
7 無効について	159	第19条 普通保険約款の規定の準用	162
第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定に による無効	159	12 特則について	162
別表1 がん		第20条 この特約をがん治療サポート保険（無解約 返戻金型）（2022）契約に付加する場合の 特則	162
1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）	164	第21条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻 金型）（2025）契約のがん型に付加する場 合の特則	162
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	164	第22条 主契約にがん保険料払込免除特則が適用さ れている場合の特則	163
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	164	第23条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用され ている場合の特則	163
別表2 給付金等の請求に必要な書類	165		165

がん初回診断一時金特約

(実施 2025.12)

この特約の特色	
目的・内容	がんの初回の診断確定に対する保険期間終身の保障
給付金の種類	がん初回診断一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約には解約返戻金（第16条）はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始期

- この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
(1) 当社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目
(2) 当社が、主契約の締結後にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	次のいずれか遅い日 ① 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日からその日を含めて91日目 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った日からその日を含めて91日目

- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加して締結したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

2 がん初回診断一時金の支払いについて

第2条 がん初回診断一時金の支払い

- 当社は次の表および本条の2. の規定のとおり、がん初回診断一時金の支払事由が生じたときは、がん初回診断一時金をその受取人に支払います。

支払事由（がん初回診断一時金を支払う場合）	金額	受取人
がん初回診断一時金 この特約の責任開始期（第1条）*1前に別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）と診断確定（別表1★の3. に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の責任開始期（第1条）*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	がん初回診断一時金額	がん診断一時金受取人 主契約の 受取人

第2条 補足説明

- *1 特約の責任開始期(第1条)
第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

特
約

がん初回診断一時金特約

2. がん初回診断一時金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、同時にがん初回診断一時金の支払事由に複数該当したとき	がん初回診断一時金を重複して支払いません。
(2) がん初回診断一時金を支払ったとき	① この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 ② その後にがん初回診断一時金の支払請求を受けても、がん初回診断一時金は支払いません。
(3) がん初回診断一時金の支払事由が生じ、支払うべきがん初回診断一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の給付金等の受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん初回診断一時金の支払いについて、普通保険約款の規定を準用します。

★別表1 (P.164参照)

3 がん初回診断一時金の支払請求手続について

第3条 がん初回診断一時金の支払請求手続

- がん初回診断一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- がん初回診断一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、その受取人は、別表2★に定める必要書類をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.165参照)

4 保険期間および保険料払込期間について

第4条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

5 保険料の払込みについて

第5条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第14条）されたものとします。

第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん初回診断一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん初回診断一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第2条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第7条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

7 無効について

第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第9条）の時前または告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに当社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知（第9条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>
(2) 告知（第9条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の規定にかかわらず、第10条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

第8条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期（第1条）
第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

8 告知義務と解除について

第9条 告知義務

- 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん初回診断一時金の支払事由（第2条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 告知義務違反による解除

- この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第9条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 当社は、がん初回診断一時金の支払事由（第2条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。
 - がん初回診断一時金の支払いを行いません。
 - すでにがん初回診断一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 本条の2. の規定にかかわらず、がん初回診断一時金の支払事由（第2条）の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、がん初回診断一時金の支払いを行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。
 - 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条 告知義務違反による解除ができないとき

- 当社は、次のいずれかに該当するときは、第10条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第9条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - 次のいずれか遅い日からその日を含めて2年以内にがん初回診断一時金の支払事由（第2条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日
 - この特約の保険料に相当する金額または保険料を受け取った日
- 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第11条 準備説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第12条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者ががん初回診断一時金を詐取する目的もしくは他人にがん初回診断一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) がん初回診断一時金の請求に関し、がん初回診断一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 当社は、がん初回診断一時金の支払事由（第2条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん初回診断一時金の支払事由（第2条）が生じていたときは、そのがん初回診断一時金の支払いについて、当社は、次とおり取り扱います。
 - (1) がん初回診断一時金の支払いを行いません。
 - (2) すでにがん初回診断一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 重大事由による解除の通知については、第10条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第13条 がん初回診断一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん初回診断一時金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のがん初回診断一時金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん初回診断一時金額が減額されたときは、当社は、次とおり取り扱います。
 - (1) 減額分を解約（第14条）されたものとして取り扱います。
 - (2) がん初回診断一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

10 解約等について

第14条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第15条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) がん初回診断一時金を支払ったとき
- (2) 被保険者が死亡したとき
- (3) 主契約が(2)以外の事由によって消滅したとき

第16条 解約返戻金

1. この特約には解約返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第17条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第18条 管轄裁判所

この特約におけるがん初回診断一時金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第20条 この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022） 契約に付加する場合の特則

この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合、第2条（がん初回診断一時金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療サポート給付金受取人」と読み替えます。

第21条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約 のがん型に付加する場合の特則

この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約のがん型に付加する場合、第2条（がん初回診断一時金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療給付金受取人」と読み替えます。

第22条 主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加して締結する取扱いを行いません。

第23条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 非喫煙者区分料率
- (2) 喫煙者区分料率

特
約

がん初回診断一時金特約

別表1 がん

1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）

「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
□唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病【好酸球増加症候群】	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、 ・高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
腟のその他の非炎症性障害（N89）のうち、 ・高度腟異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、 ・高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注

子宮頸部、膣および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2 給付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 給付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
2. 給付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることができます。

がん通院一時金特約目次

この特約の特色	167	9 内容の変更について	
第13条 がん通院一時金額の減額	172		
1 保障の開始について		10 解約等について	
第1条 特約の責任開始期	167	第14条 特約の解約	173
2 がん通院一時金の支払いについて		第15条 特約の消滅	173
第2条 がん通院一時金の支払い	168	第16条 解約返戻金	173
3 がん通院一時金の支払請求手続について		11 その他	
第3条 がん通院一時金の支払請求手続	169	第17条 契約者配当金	173
4 保険期間および保険料払込期間について		第18条 管轄裁判所	173
第4条 特約の保険期間および保険料払込期間	169	第19条 普通保険約款の規定の準用	173
5 保険料の払込みについて		12 特則について	
第5条 特約の保険料の払込み	170	第20条 この特約をがん治療サポート保険（無解約 返戻金型）（2022）契約に付加する場合の 特則	173
第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶 予期間満了日までに支払事由が生じた場合 の取扱い	170	第21条 この特約を特定3大疾病一時金保険（無解 約返戻金型）契約に付加する場合の特則	173
6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について		第22条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻 金型）（2025）契約に付加する場合の特則	174
第7条 保険料の払込みがないことによる消滅（未 払消滅）	170	第23条 この特約が付加された主契約にがん保険料 払込免除特則または特定3大疾病保険料払 込免除特則が適用される場合の特則	174
7 無効について		第24条 主契約にがん保険料払込免除特則または 特定3大疾病保険料払込免除特則が適用され ている場合の特則	174
第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定に よる無効	170	第25条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用され ている場合の特則	174
8 告知義務と解除について		第26条 主契約に区分料率適用特約が適用されてい る場合の特則	174
第9条 告知義務	171		
第10条 告知義務違反による解除	171		
第11条 告知義務違反による解除ができないとき	171		
第12条 重大事由による解除	172		
別表1 がん			
1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）	175		
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	175		
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	175		
4. 新生物の形態の性状コード	176		
別表2 通院	176		
別表3 病院または診療所	176		
別表4 給付金等の請求に必要な書類	176		

がん通院一時金特約

(実施 2025.12)

この特約の特色	
目的・内容	がんによる通院に対する保険期間終身の保障
給付金の種類	がん通院一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約には解約返戻金（第16条）はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始期

- この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
(1) 当社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目
(2) 当社が、主契約の締結後にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	次のいずれか遅い日 ① 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日からその日を含めて91日目 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った日からその日を含めて91日目

- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加して締結したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

特

約

がん通院一時金特約

2 がん通院一時金の支払いについて

第2条 がん通院一時金の支払い

1. 当社は、次の表、本条の2. および本条の3. の規定のとおり、がん通院一時金の支払事由が生じたときは、がん通院一時金をその受取人に支払います。

支払事由（がん通院一時金を支払う場合）	金額	受取人
<p>この特約の責任開始期（第1条）*1前に別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）と診断確定（別表1★の3. に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の責任開始期（第1条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんにより次のすべてを満たす別表2★に定める通院（以下「通院」といいます。）をしたとき</p> <p>(1) 診断確定されたがんの治療を直接の目的*2とする通院。ただし、がんと診断確定された日以後の通院に限ります。</p> <p>(2) 別表3★に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）への通院</p> <p>(3) 本条の2. に定めるがん通院期間（以下「がん通院期間」といいます。）中の通院</p>	<p>がん通院一時金が支払われる通院をした日の属する月（月の初日から末日までとします。以下同じ。）ごとに、 がん通院一時金額</p>	主契約のがん診断一時金受取人

2. がん通院期間は、次のとおりとします。

- (1) この特約の責任開始期（第1条）*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始期（第1条）*1以後保険期間中に初めてがんと診断確定された日からその日を含めてその1年後の応当日（応当日がない月の場合には、その月の末日とします。）を含む月の末日までの期間をがん通院期間とします。
- (2) 本条の2. -(1)のがん通院期間の満了日の翌日からその日を含めて1年間を新たながん通院期間とします。それ以後についても同様とします。

第2条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期（第1条）
第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

- * 2 がんの治療を直接の目的
がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療も該当します。

3. がん通院一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、同一の月に、本条の1. に定めるがん通院一時金の支払事由に該当する複数の通院をしたとき	その月の最初の通院に対してのみがん通院一時金を支払い、重複して支払いません。
(2) がん通院一時金の支払限度	1回のがん通院期間について3回とします。
(3) 被保険者が入院している日のがん通院一時金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対するがん通院一時金は支払いません。
(4) がん通院一時金が支払われる通院をした日の属する月中にがん通院一時金額が減額（第13条）されたとき	その通院をした日現在のがん通院一時金額を適用します。
(5) がん通院一時金の支払事由が生じ、支払うべきがん通院一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の給付金等の受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん通院一時金の支払いについて、普通保険約款の規定を準用します。

★別表1 (P.175参照)、別表2 (P.176参照)、別表3 (P.176参照)

3 がん通院一時金の支払請求手続について

第3条 がん通院一時金の支払請求手続

- がん通院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- がん通院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、その受取人は、別表4★に定める必要書類をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4 (P.176参照)

4 保険期間および保険料払込期間について

第4条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

5 保険料の払込みについて

第5条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第14条）されたものとします。

第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん通院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- がん通院一時金を支払うときは、未払保険料を差し引いて支払います。
- (1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払保険料に不足するときは、保険契約者は、未払保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第2条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第7条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅するときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

7 無効について

第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第9条）の時前または告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1前にがんと診断確定されていた場合は、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この特約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに当社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知（第9条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>
(2) 告知（第9条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

第8条 補足説明

* 1 特約の責任開始期(第1条)

第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

3. 本条の規定にかかわらず、第10条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

8 告知義務と解除について

第9条 告知義務

1. 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん通院一時金の支払事由（第2条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、がん通院一時金の支払事由（第2条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) がん通院一時金の支払いを行いません。
 - (2) すでにがん通院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん通院一時金の支払事由（第2条）の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、がん通院一時金の支払いを行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。
 - (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、第10条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第9条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) 次のいずれか遅い日からその日を含めて2年以内にがん通院一時金の支払事由（第2条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日
 - ② この特約の保険料に相当する金額または保険料を受け取った日

第11条 補足説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第12条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者ががん通院一時金を詐取する目的もしくは他人にがん通院一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) がん通院一時金の請求に関し、がん通院一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 当社は、がん通院一時金の支払事由（第2条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん通院一時金の支払事由（第2条）が生じていたときは、そのがん通院一時金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん通院一時金の支払いを行いません。
- (2) すでにがん通院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第10条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第13条 がん通院一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、がん通院一時金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のがん通院一時金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2. がん通院一時金額が減額されたときは、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第14条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん通院一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

10 解約等について

第14条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第15条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第16条 解約返戻金

1. この特約には解約返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第17条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第18条 管轄裁判所

この特約におけるがん通院一時金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第20条 この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022） 契約に付加する場合の特則

この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合、第2条（がん通院一時金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療サポート給付金受取人」と読み替えます。

第21条 この特約を特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に 付加する場合の特則

この特約を特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合、第2条（がん通院一時金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約の特定3大疾病一時金受取人」と読み替えます。

第22条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険契約の型が、がん型の場合

第2条（がん通院一時金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療給付金受取人」と読み替えます。

- (2) 主契約の保険契約の型が特定3大疾病型の場合

第2条（がん通院一時金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約の特定3大疾病治療給付金受取人」と読み替えます。

第23条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約にはがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。
- (2) がん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
- ① 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第24条 主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加して締結する取扱いを行いません。

第25条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 非喫煙者区分料率
(2) 喫煙者区分料率

第26条 主契約に区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 優良区分料率
(2) 標準区分料率

別表1 がん

1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）

「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髓線維症 ・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、 ・高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、 ・高度膣異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、 ・高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注

子宮頸部、膣および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます。）。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 給付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 給付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 給付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

がん差額ベッド特約D 目次

この特約の特色	178	9 告知義務と解除について	181
1 がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額について		第10条 告知義務	181
第1条 がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額	178	第11条 告知義務違反による解除	181
2 保障の開始について	178	第12条 告知義務違反による解除ができないとき	182
第2条 特約の責任開始期	178	第13条 重大事由による解除	182
3 がん差額ベッド給付金の支払いについて		10 解約等について	
第3条 がん差額ベッド給付金の支払い	179	第14条 特約の解約	183
4 がん差額ベッド給付金の支払請求手続について		第15条 特約の消滅	183
第4条 がん差額ベッド給付金の支払請求手続	180	第16条 解約返戻金	183
5 保険期間および保険料払込期間について		11 その他	
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	180	第17条 契約者配当金	183
6 保険料の払込みについて		第18条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	183
第6条 特約の保険料の払込み	180	第19条 管轄裁判所	184
第7条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	180	第20条 普通保険約款の規定の準用	184
7 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について		12 特則について	
第8条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）	180	第21条 この特約を特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則	184
8 無効について		第22条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約に付加する場合の特則	184
第9条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効	181	第23条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則	184
別表1 がん		第24条 主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則	185
1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）	186	第25条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合の特則	185
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	186	第26条 主契約に区分料率適用特約が適用されている場合の特則	185
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	186		187
4. 新生物の形態の性状コード	187		187
別表2 入院			187
別表3 病院または診療所			187
別表4 差額ベッド代			187
別表5 給付金等の請求に必要な書類			187
別表6 公的医療保険制度			187

がん差額ベッド特約D

(実施 2025.12)

この特約の特色	
目的・内容	がんによる差額ベッド代が発生する入院に対する保険期間終身の保障
給付金の種類	がん差額ベッド給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約には解約返戻金（第16条）はありません。

1 がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額について

第1条 がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額

1. がん差額ベッド給付金の入院1日当たりの支払限度額（以下「入院1日当たりの限度額」といいます。）は、次の2つがあります。保険契約者は、この特約を付加して締結する際、当社の取扱いの範囲内で、いずれか1つを選択することを必要とします。

入院1日当たりの限度額
30,000円
10,000円

2. 本条の1.により選択された入院1日当たりの限度額の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 特約の責任開始期

1. この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
(1) 当社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目
(2) 当社が、主契約の締結後にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	次のいずれか遅い日 ① 被保険者に関する告知（第10条）を受けた日からその日を含めて91日目 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った日からその日を含めて91日目

2. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加して締結したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

3 がん差額ベッド給付金の支払いについて

第3条 がん差額ベッド給付金の支払い

1. 当社は次の表および本条の2. の規定のとおり、がん差額ベッド給付金の支払事由が生じたときは、がん差額ベッド給付金をその受取人に支払います。

支払事由（がん差額ベッド給付金を支払う場合）	金額	受取人
<p>この特約の責任開始期（第2条）*1前に別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）と診断確定（別表1★の3. に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の責任開始期（第2条）*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす別表2★に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この特約の責任開始期（第2条）*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的*2とする入院 (2) 別表3★に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）への入院 (3) 入院日数が1日*3以上の入院 (4) 別表4★に定める差額ベッド代（以下「差額ベッド代」といいます。）が発生する入院 	<p>がん差額ベッド給付金が支払われる入院1日につき、次のいずれか小さい金額</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 差額ベッド代と同額 (2) 入院1日当たりの限度額（第1条） 	主契約のがん診断一時金受取人

2. がん差額ベッド給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、がん差額ベッド給付金が支払われる入院中に、「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始したとき	その「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始した日以後の入院日のうち、がんの治療を直接の目的*2とした入院日についてはがんの治療を直接の目的*2とした入院とします。
(2) 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中にがんと診断確定され、そのがんの治療を開始したとき	入院日のうち、がんの治療を直接の目的*2とした入院日については、がんの治療を直接の目的*2とした入院とします。
(3) がん差額ベッド給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん差額ベッド給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の給付金等の受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん差額ベッド給付金の支払いについて、普通保険約款の規定を準用します。

[★別表1 (P.186参照)、別表2 (P.187参照)、別表3 (P.187参照)、別表4 (P.187参照)]

第3条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期(第2条)
第2条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

- * 2 がんの治療を直接の目的
がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療およびがん緩和ケア（例：がん性疼痛緩和のためのがん緩和ケア）も該当します。

* 3 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして当社が判断します。

特
約

がん差額ベッド特約
D

4 がん差額ベッド給付金の支払請求手続について

第4条 がん差額ベッド給付金の支払請求手続

- がん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- がん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、その受取人は、別表5★に定める必要書類をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表5 (P.187参照)

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第14条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- がん差額ベッド給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第3条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第8条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

8 無効について

第9条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第10条）の時前または告知（第10条）の時からこの特約の責任開始期（第2条）*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この特約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに当社に払い込まれたこの特約の保険料は次とおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知（第10条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>
(2) 告知（第10条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第10条）の時からこの特約の責任開始期（第2条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

- 本条の規定にかかわらず、第11条（告知義務違反による解除）または第13条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

9 告知義務と解除について

第10条 告知義務

- 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条 告知義務違反による解除

- この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 当社は、がん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。
 - がん差額ベッド給付金の支払いは行いません。
 - すでにがん差額ベッド給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 本条の2.の規定にかかわらず、がん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、がん差額ベッド給付金の支払いを行います。

第9条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期（第2条）
第2条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

特
約

がん差額ベッド特約D

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、第11条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事實を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第10条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第10条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事實でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれか遅い日からその日を含めて2年以内にがん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① 被保険者に関する告知（第10条）を受けた日
 - ② この特約の保険料に相当する金額または保険料を受け取った日

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第10条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第12条 補足説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第13条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者ががん差額ベッド給付金を詐取する目的もしくは他人にがん差額ベッド給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) がん差額ベッド給付金の請求に関し、がん差額ベッド給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 当社は、がん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）が生じていたときは、そのがん差額ベッド給付金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん差額ベッド給付金の支払いは行いません。
- (2) すでにがん差額ベッド給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第11条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 解約等について

第14条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第15条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第16条 解約返戻金

1. この特約には解約返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第17条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第18条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 当社は、この特約のがん差額ベッド給付金の支払事由（第3条）にかかる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由（第3条）に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日^{*1}から将来に向かって、この特約の支払事由（第3条）を変更することができます。

- (1) 法令等の改正による別表6★に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化^{*2}

2. この特約の支払事由（第3条）を変更するときは、変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日^{*1}の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由（第3条）の変更を承諾する方法
- (2) 変更日^{*1}の前日にこの特約を解約（第14条）する方法

第18条 補足説明

* 1 変更日

支払事由（第3条）の変更にかかる認可日以後、当社の定める日の直後に到来する主契約の契約日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日^{*1}が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

★別表6 (P.187参照)

第19条 管轄裁判所

この特約におけるがん差額ベッド給付金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第21条 この特約を特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合、第3条（がん差額ベッド給付金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約の特定3大疾病一時金受取人」と読み替えます。

第22条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険契約の型が、がん型の場合

第3条（がん差額ベッド給付金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療給付金受取人」と読み替えます。

(2) 主契約の保険契約の型が特定3大疾病型の場合

第3条（がん差額ベッド給付金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約の特定3大疾病治療給付金受取人」と読み替えます。

第23条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約にはがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。
- (2) がん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第24条 主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加して締結する取扱いを行いません。

第25条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 非喫煙者区分料率
- (2) 喫煙者区分料率

第26条 主契約に区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 優良区分料率
- (2) 標準区分料率

別表1 がん

1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）

「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
□唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病【好酸球増加症候群】	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、 ・高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
腟のその他の非炎症性障害（N89）のうち、 ・高度腟異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、 ・高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3 ……悪性、原発部位
/6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注

子宮頸部、膣および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において、治療に専念する入院をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 差額ベッド代

「差額ベッド代」とは、公的医療保険制度における選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別の療養環境の提供にあたる病室（以下、「特別療養環境室」といいます。）に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。なお、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 同意書による同意を行っていない場合（当該同意書について、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含みます。）
- (2) 治療上の必要により「特別療養環境室」に入室した場合
- (3) 病棟管理の必要性等から「特別療養環境室」に入室した場合であって、実質的に患者の選択によらない場合

別表5 給付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 給付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

- 1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
- 2. 給付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることができます。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

がん女性特定手術特約目次

この特約の特色	189	9 内容の変更について	
第13条 がん女性特定手術給付金額の減額	196		
1 保障の開始について		10 解約等について	
第1条 特約の責任開始期	189	第14条 特約の解約	197
2 がん女性特定手術給付金の支払いについて		第15条 特約の消滅	197
第2条 がん女性特定手術給付金の支払い	190	第16条 解約返戻金	197
3 がん女性特定手術給付金の支払請求手続について		11 その他	
第3条 がん女性特定手術給付金の支払請求手続	193	第17条 契約者配当金	197
4 保険期間および保険料払込期間について		第18条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	197
第4条 特約の保険期間および保険料払込期間	193	第19条 管轄裁判所	197
5 保険料の払込みについて		第20条 普通保険約款の規定の準用	197
第5条 特約の保険料の払込み	193	12 特則について	
第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	193	第21条 この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合の特則	198
6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について		第22条 この特約を特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則	198
第7条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）	193	第23条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約に付加する場合の特則	198
7 無効について		第24条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則	198
第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効	194	第25条 主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則	198
8 告知義務と解除について		第26条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合の特則	199
第9条 告知義務	194	第27条 主契約に区分料率適用特約が適用されている場合の特則	199
第10条 告知義務違反による解除	195		
第11条 告知義務違反による解除ができないとき	195		
第12条 重大事由による解除	196		
別表1 がん			
1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）	200		
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	200		
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	201		
4. 新生物の形態の性状コード	201		
別表2 手術			201
別表3 公的医療保険制度			201
別表4 医科診療報酬点数表			201
別表5 先進医療			202
別表6 乳房再建術			202
別表7 病院または診療所			202
別表8 非電離放射線			202
別表9 給付金等の請求に必要な書類			202

がん女性特定手術特約

(実施 2025.12)

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の手術に対する保険期間終身の保障
給付金の種類	がん女性特定手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約には解約返戻金（第16条）はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始期

- この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
(1) 当社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目
(2) 当社が、主契約の締結後にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	次のいずれか遅い日 ① 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日からその日を含めて91日目 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った日からその日を含めて91日目

- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加して締結したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

特
約

が
ん
女
性
特
定
手
術
特
約

2 がん女性特定手術給付金の支払いについて

第2条 がん女性特定手術給付金の支払い

1. 当社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、がん女性特定手術給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん女性特定手術給付金をその受取人に支払います。

支払事由（がん女性特定手術給付金を支払う場合）	金額	受取人
<p>この特約の責任開始期（第1条）*1前に別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）と診断確定（別表1★の3. に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 次のすべてを満たす別表2★に定める手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき。ただし、本条の1. -(3)または(4)に定める乳房再建術等は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① この特約の責任開始期（第1条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術 ② がんと診断確定された乳房、子宮または卵巣・卵管（以下「卵巣等」といいます。）に対する手術 ③ 次のいずれかに該当する手術 <ul style="list-style-type: none"> ア. 別表3★に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）に基づく別表4★に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術 イ. 別表5★に定める先進医療（以下「先進医療」といいます。）に該当する手術*2 <p>(2) 次のすべてを満たす手術を受けたとき。ただし、本条の1. -(3)または(4)に定める乳房再建術等は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① この特約の責任開始期（第1条）*1以後保険期間中にがんと診断確定された被保険者が、がんと診断確定されていない乳房、子宮または卵巣等（がんを治療したことにより、がんが認められない状態となった乳房、子宮または卵巣等を含みます。）に対し、がんの発病の可能性を低減することを目的として受けた手術 ② 次のいずれかに該当する手術 <ul style="list-style-type: none"> ア. 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術 イ. 先進医療に該当する手術*2 	がん女性特定手術 給付金額	主契約のがん診断一時金受取人

がん女性特定手術給付金

第2条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期（第1条）
第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

- * 2 先進医療に該当する手術
放射線治療および温熱療法による診療行為は含まれません。

支払事由（がん女性特定手術給付金を支払う場合）	金額	受取人
(3) この特約の保険期間中に次の①および②を満たす別表6★に定める乳房再建術（以下「乳房再建術」といいます。）を受けたとき ① 本条の1.-(1)または(2)に定める乳房の手術を受けた乳房に対する乳房再建術 ② 別表7★に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）において受けた乳房再建術	がん女性特定手術 給付金額 × 5	主契約のがん診断一時金受取人
(4) この特約の保険期間中に次の①および②を満たす手術を受けたとき ① 本条の1.-(3)に定める乳房再建術を受けた乳房に対し再び乳房再建術を受けた場合、または本条の1.-(3)に定める乳房再建術によって生じた状態の改善を目的とする乳房に対する手術を受けた場合 ② 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ. 切開術（皮膚） ウ. デブリードマン エ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術	がん女性特定手術 給付金額	

第2条 補足説明

* 3 手術

医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療に該当する手術を除きます。

2. がん女性特定手術給付金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、同一の乳房に対する次のいずれかの手術を同時期に重複して受けたとき ① 本条の1.-(1)に該当する手術*3 ② 本条の1.-(2)に該当する手術*3	がん女性特定手術給付金を重複して支払いません。
(2) 被保険者が、子宮に対する次のいずれかの手術を同時期に重複して受けたとき ① 本条の1.-(1)に該当する手術*3 ② 本条の1.-(2)に該当する手術*3	がん女性特定手術給付金を重複して支払いません。
(3) 被保険者が、卵巣等に対する次のいずれかの手術を同時期に重複して受けたとき ① 本条の1.-(1)に該当する手術*3 ② 本条の1.-(2)に該当する手術*3	がん女性特定手術給付金を重複して支払いません。

項目	内容
(4) 被保険者が、本条の1.-(1)または(2)に定めるがん女性特定手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*4に該当するとき	<p>ア. 一連の手術*4のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表8★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を同一手術期間とします。</p> <p>イ. 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表8★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。</p> <p>ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.-(1)または(2)の規定に基づき、がん女性特定手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。</p>
(5) 被保険者が、同一の先進医療に該当する手術*2を複数回受けたとき	それらの手術については、一連の手術*4とみなして本条の2.-(4)の規定を適用します。
(6) 被保険者が、本条の2.-(1)から(5)に該当する手術を除き、本条の1.に定める手術*3を同時に重複して受けたとき	重複して受けた手術それぞれに対して、がん女性特定手術給付金を支払います。
(7) 本条の1.-(3)に定める乳房再建術に対するがん女性特定手術給付金の支払限度	一乳房につき1回とします。
(8) 本条の1.-(4)に定める手術に対するがん女性特定手術給付金の支払限度	一乳房につき1回とします。
(9) 被保険者が受けた手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において、手術料が「1日につき」算定されるものとして定められているとき	その手術の開始日についてのみがん女性特定手術給付金を支払います。
(10) がん女性特定手術給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん女性特定手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の給付金等の受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん女性特定手術給付金の支払いについて、普通保険約款の規定を準用します。

第2条 補足説明

* 4 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術
本条の2.-(4)および(5)において「一連の手術」といいます。

★別表1 (P.200参照)、別表2 (P.201参照)、別表3 (P.201参照)、別表4 (P.201参照)、別表5 (P.202参照)、別表6 (P.202参照)、別表7 (P.202参照)、別表8 (P.202参照)

3 がん女性特定手術給付金の支払請求手続について

第3条 がん女性特定手術給付金の支払請求手続

- がん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- がん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、その受取人は、別表9★に定める必要書類をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表9 (P.202参照)

4 保険期間および保険料払込期間について

第4条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

5 保険料の払込みについて

第5条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第14条）されたものとします。

第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- がん女性特定手術給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第2条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第7条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

特

約

がん女性特定手術特約

7 無効について

第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第9条）の時前または告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1前にがんと診断確定されていた場合は、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この特約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに当社に払い込まれたこの特約の保険料は次とおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知（第9条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>
(2) 告知（第9条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

- 本条の規定にかかわらず、第10条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

第8条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期(第1条)
第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

8 告知義務と解除について

第9条 告知義務

- 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事實を告げなかったか、または事實でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、がん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) がん女性特定手術給付金の支払いを行いません。
 - (2) すでにがん女性特定手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）の発生が解除の原因となった事實によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、がん女性特定手術給付金の支払いを行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。
 - (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、第10条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事實を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第9条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事實でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) 次のいずれか遅い日からその日を含めて2年以内にがん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日
 - ② この特約の保険料に相当する金額または保険料を受け取った日
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第11条 補足説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第12条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者ががん女性特定手術給付金を詐取する目的または他人にがん女性特定手術給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) がん女性特定手術給付金の請求に関し、がん女性特定手術給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 当社は、がん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）が生じていたときは、そのがん女性特定手術給付金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) がん女性特定手術給付金の支払いを行いません。
 - (2) すでにがん女性特定手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 重大事由による解除の通知については、第10条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第13条 がん女性特定手術給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん女性特定手術給付金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のがん女性特定手術給付金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん女性特定手術給付金額が減額されたときは、当社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 減額分を解約（第14条）されたものとして取り扱います。
 - (2) がん女性特定手術給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

10 解約等について

第14条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第15条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第16条 解約返戻金

1. この特約には解約返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第17条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第18条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 当社は、この特約のがん女性特定手術給付金の支払事由（第2条）にかかる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由（第2条）に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日^{*1}から将来に向かって、この特約の支払事由（第2条）を変更することができます。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化^{*2}

2. この特約の支払事由（第2条）を変更するときは、変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日^{*1}の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由（第2条）の変更を承諾する方法
- (2) 変更日^{*1}の前日にこの特約を解約（第14条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日^{*1}が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第18条 拡補説明

* 1 変更日

支払事由（第2条）の変更にかかる認可日以後、当社の定める日の直後に到来する主契約の契約日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第19条 管轄裁判所

この特約におけるがん女性特定手術給付金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第21条 この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合の特則

この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合、第2条（がん女性特定手術給付金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療サポート給付金受取人」と読み替えます。

第22条 この特約を特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合、第2条（がん女性特定手術給付金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約の特定3大疾病一時金受取人」と読み替えます。

第23条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険契約の型が、がん型の場合

第2条（がん女性特定手術給付金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療給付金受取人」と読み替えます。

(2) 主契約の保険契約の型が特定3大疾病型の場合

第2条（がん女性特定手術給付金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約の特定3大疾病治療給付金受取人」と読み替えます。

第24条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約にはがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。
- (2) がん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第25条 主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約にがん保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加して締結する取扱いを行いません。

第26条 主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に喫煙区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 非喫煙者区分料率
- (2) 喫煙者区分料率

第27条 主契約に区分料率適用特約が適用されている場合の特則

主契約に区分料率適用特約が適用されている場合、次のいずれかの保険料率のうち、主契約と同じ料率をこの特約にも適用します。

- (1) 優良区分料率
- (2) 標準区分料率

特

約

がん女性特定手術特約

別表1 がん

1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）

「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00-C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45-C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51-C58
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
口腔、食道及び胃の上皮内癌	D00
その他及び部位不明の消化器の上皮内癌	D01
中耳及び呼吸器系の上皮内癌	D02
上皮内黒色腫	D03
皮膚の上皮内癌	D04
乳房の上皮内癌	D05
子宮頸（部）の上皮内癌	D06
その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち、	
・子宮内膜	D07.0
・外陰部	D07.1
・膀胱	D07.2
・その他及び部位不明の女性生殖器	D07.3
その他及び部位不明の上皮内癌	D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち、	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
・骨髄線維症	D47.4
・慢性好酸球性白血病【好酸球増加症候群】	D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、	
・高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膀胱のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
・高度膀胱異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
・高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号

- | | |
|----|-------------------------------|
| ／2 | ……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性 |
| ／3 | ……悪性、原発部位 |
| ／6 | ……悪性、転移部位
悪性、続発部位 |
| ／9 | ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳 |

注

子宮頸部、膣および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2 手術

「手術」とは、次のすべてを満たす手術をいいます。

- (1) 医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、医師の管理下において行われる手術
 - (2) 治療を直接の目的とする手術
 - (3) 器具を用いた生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加える手術
 - (4) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術
- なお、次の①から③などは、がん女性特定手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- | |
|---|
| ① 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| ② 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| ③ 美容整形上の手術 |

注

公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で「手術料」が算定される場合には、がん女性特定手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、2020年9月1日以降、「手術」を受けた時点までの間に、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5 先進医療

「先進医療」とは、2020年9月1日以降、手術を受けた時点までの間ににおいて、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。ただし、2020年9月1日以降、手術を受けた時点までの間ににおいて、医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術は除きます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表6 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房に対する手術により喪失された乳房（乳頭・乳輪は含みません。）の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする手術をいい、名称の如何を問いません。なお、乳房に対する「組織拡張器による再建術」は乳房再建術として取り扱います。

別表7 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表8 非電離放射線

「非電離放射線」とは、物質を電離する能力をもたない電磁波（マイクロ波、ラジオ波、可視光線など）および超音波をいいます。

別表9 給付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 給付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
2. 給付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることができます。

がん先進医療・患者申出療養特約(2025) 目次

この特約の特色	204	8 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第9条 告知義務	208
第1条 特約の責任開始期	204	第10条 告知義務違反による解除	208
2 給付金等の支払いについて		第11条 告知義務違反による解除ができないとき	208
第2条 給付金・見舞金の支払い	205	第12条 重大事由による解除	209
3 給付金等の支払請求手続について		9 解約等について	
第3条 給付金等の支払請求手続	206	第13条 特約の解約	209
4 保険期間および保険料払込期間について		第14条 特約の消滅	209
第4条 特約の保険期間および保険料払込期間	206	第15条 解約返戻金	210
5 保険料の払込みについて		10 その他	
第5条 特約の保険料の払込み	206	第16条 契約者配当金	210
第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	207	第17条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	210
6 保険料の払込みがないことによる消滅(未払消滅)について		第18条 管轄裁判所	210
第7条 保険料の払込みがないことによる消滅(未払消滅)	207	第19条 普通保険約款の規定の準用	210
7 無効について		11 特則について	
第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効	207	第20条 この特約をがん治療サポート保険(無解約返戻金型)(2022)契約に付加する場合の特則	210
別表1 がん		第21条 この特約を特定疾病治療保険(無解約返戻金型)(2025)契約のがん型に付加する場合の特則	210
1. がん(悪性新生物および上皮内新生物)	212	第22条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則が適用される場合の特則	211
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	212	第23条 主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合の特則	211
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	212		213
4. 新生物の形態の性状コード	213		213
別表2 公的医療保険制度	213		213
別表3 先進医療	213		213
別表4 患者申出療養制度	213		213
別表5 給付金等の請求に必要な書類	213		

がん先進医療・患者申出療養特約 (2025)

(実施 2025.12)

この特約の特色	
目的・内容	がんを直接の原因とする先進医療または患者申出療養制度による療養に対する保険期間終身の保障
給付金等の種類	(1) がん先進医療・患者申出療養給付金 (2) がん先進医療・患者申出療養見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約には解約返戻金（第15条）はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始期

- この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
(1) 当社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	主契約の保険期間開始日からその日を含めて91日目
(2) 当社が、主契約の締結後にこの特約を付加して締結することを承諾した場合	次のいずれか遅い日 ① 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日からその日を含めて91日目 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った日からその日を含めて91日目

- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加して締結したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・見舞金の支払い

1. 当社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または見舞金（以下「給付金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金等をその受取人に支払います。

支払事由（給付金等を支払う場合）	金額	受取人
<p>この特約の責任開始期（第1条）*1前に別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）と診断確定（別表1★の3. に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養*2を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（第1条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんを直接の原因とする療養</p> <p>(2) 別表2★に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）における以下のいずれかの療養</p> <p>① 別表3★に定める先進医療（以下「先進医療」といいます。）による療養*3</p> <p>② 別表4★に定める患者申出療養制度（以下「患者申出療養」といいます。）による療養*4</p>	<p>1回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用*5または患者申出療養の技術にかかる費用*6と同額</p>	主契約のがん診断一時金受取人
被保険者が、この特約の保険期間中にがん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養*2を受けたとき	1回の療養につき、がん先進医療・患者申出療養給付金の支払金額の20%相当額	

第2条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期（第1条）
第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

* 2 療養

- 次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいいます。
- (1) 診察
 - (2) 薬剤または治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療

* 3 先進医療による療養

- 次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。
- (1) 先進医療の技術にかかる費用*5が「0」となる療養
 - (2) 「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」において、歯科Aのみで実施することが定められている療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

* 4 患者申出療養制度による療養

- 次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。
- (1) 患者申出療養の技術にかかる費用*6が「0」となる療養
 - (2) 「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」において、歯科Aのみで実施することが定められている療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

* 5 先進医療の技術にかかる費用

- 被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- (1) 公的医療保険制度の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- (2) 先進医療以外の評価療養のための費用
- (3) 選定療養のための費用

特
約

がん先進医療・患者申出療養特約（2025）

2. 給付金等の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、同一の先進医療または患者申出療養による療養を複数回にわたって一連の療養 ⁷ として受けたとき	一連の療養 ⁷ として受けた同一の先進医療または患者申出療養による複数回の療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養 ⁷ を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。 (注) 一連の療養 ⁷ として受けた先進医療の技術にかかる費用 ⁵ または患者申出療養の技術にかかる費用 ⁶ の総額を、本条の1. に定める先進医療の技術にかかる費用 ⁵ または患者申出療養の技術にかかる費用 ⁶ とします。
(2) がん先進医療・患者申出療養給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(3) 給付金等の支払事由が生じ、支払うべき給付金等がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の給付金等の受取人が被保険者の場合には、支払うべき給付金等の支払いについて、普通保険約款の規定を準用します。

★別表1 (P.212参照)、別表2 (P.213参照)、別表3 (P.213参照)、別表4 (P.213参照)

3 給付金等の支払請求手続について

第3条 給付金等の支払請求手続

- 給付金等の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- 給付金等の支払事由（第2条）が生じたときは、その受取人は、別表5★に定める必要書類をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表5 (P.213参照)

4 保険期間および保険料払込期間について

第4条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

5 保険料の払込みについて

第5条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第13条）されたものとします。

- (4) 食事療養のための費用
- (5) 生活療養のための費用

* 6 患者申出療養の技術にかかる費用

被保険者が受けた患者申出療養に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- (1) 公的医療保険制度の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- (2) 患者申出療養以外の評価療養のための費用
- (3) 選定療養のための費用
- (4) 食事療養のための費用
- (5) 生活療養のための費用

* 7 一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

第6条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金等の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金等を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第2条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第7条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

7 無効について

第8条 この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第9条）の時前または告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに当社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 告知（第9条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>
(2) 告知（第9条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第9条）の時からこの特約の責任開始期（第1条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の規定にかかわらず、第10条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

第8条 補足説明

- * 1 特約の責任開始期(第1条)

第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

8 告知義務と解除について

第9条 告知義務

- 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金等の支払事由（第2条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 告知義務違反による解除

- この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 当社は、給付金等の支払事由（第2条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。
 - 給付金等の支払いを行いません。
 - すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 本条の2. の規定にかかわらず、給付金等の支払事由（第2条）の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、給付金等の支払いを行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。
 - 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条 告知義務違反による解除ができないとき

- 当社は、次のいずれかに該当するときは、第10条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第9条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - 次のいずれか遅い日からその日を含めて2年以内に給付金等の支払事由（第2条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - 被保険者に関する告知（第9条）を受けた日
 - この特約の保険料に相当する金額または保険料を受け取った日
- 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第11条 補足説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第12条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が給付金等^{*1}を詐取する目的もしくは他人に給付金等^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 紙付金等^{*1}の請求に関し、給付金等^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 当社は、給付金等^{*1}の支払事由（第2条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金等^{*1}の支払事由（第2条）が生じていたときは、その給付金等^{*1}の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 紙付金等^{*1}の支払いを行いません。
- (2) すでに給付金等^{*1}を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第10条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 解約等について

第13条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第14条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約によるがん先進医療・患者申出療養給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき

第12条 補足説明

* 1 紙付金等

この特約の給付金または見舞金をいいます。

第15条 解約返戻金

- この特約には解約返戻金はありません。
- 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

10 その他

第16条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第17条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

- 当社は、この特約の給付金等の支払事由（第2条）にかかる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由（第2条）に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日¹から将来に向かって、この特約の支払事由（第2条）を変更することがあります。
 - 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - 医療技術または医療環境の変化²
- この特約の支払事由（第2条）を変更するときは、変更日¹の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日¹の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。
 - この特約の支払事由（第2条）の変更を承諾する方法
 - 変更日¹の前日にこの特約を解約（第13条）する方法
- 本条の3. の指定がなされないまま変更日¹が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第17条 條款説明

* 1 変更日

支払事由（第2条）の変更にかかる認可日以後、当社の定める日の直後に到来する主契約の契約日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第18条 管轄裁判所

この特約における給付金等の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

11 特則について

第20条 この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合の特則

この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約に付加する場合、第2条（給付金・見舞金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療サポート給付金受取人」と読み替えます。

第21条 この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約のがん型に付加する場合の特則

この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約のがん型に付加する場合、第2条（給付金・見舞金の支払い）の1. 中、「主契約のがん診断一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療給付金受取人」と読み替えます。

第22条 この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約にはがん保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。
- (2) がん保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第23条 主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加して締結する取扱いを行いません。

別表1 がん

1. がん（悪性新生物および上皮内新生物）

「がん（悪性新生物および上皮内新生物）」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
□唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病【好酸球増加症候群】	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、 ・高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
腟のその他の非炎症性障害（N89）のうち、 ・高度腟異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、 ・高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
- (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3 ……悪性、原発部位
/6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注

子宮頸部、膣および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表2 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表3 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。

別表4 患者申出療養制度

「患者申出療養制度」とは、公的医療保険制度において、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度における療養の給付の対象となる療養を除きます。

別表5 給付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 給付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

- 1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
- 2. 給付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることができます。

先進医療・患者申出療養特約目次

この特約の特色	215	8 解約等について	220
1 保障の開始について		第13条 特約の解約	220
第1条 特約の責任開始期	215	第14条 特約の消滅	220
2 給付金等の支払いについて	215	第15条 解約返戻金	220
第2条 給付金・見舞金の支払い	215		
第3条 免責事由	217		
3 給付金等の支払請求手続について	217	9 その他	220
第4条 給付金等の支払請求手続	217	第16条 契約者配当金	220
4 保険期間および保険料払込期間について	217	第17条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	220
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	217	第18条 管轄裁判所	221
5 保険料の払込みについて	218	第19条 普通保険約款の規定の準用	221
第6条 特約の保険料の払込み	218		
第7条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶 予期間満了日までに支払事由が生じた場合 の取扱い	218	10 特則について	220
6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について	218	第20条 特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契 約に付加する場合の特則	221
第8条 保険料の払込みがないことによる消滅（未 払消滅）	218	第21条 特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型） 契約に付加する場合の特則	221
7 告知義務と解除について	218	第22条 特定疾病治療保険（無解約返戻金型） （2025）契約の特定3大疾病型に付加する 場合の特則	221
第9条 告知義務	218	第23条 この特約が付加された主契約に特定疾病保 険料払込免除特則、7大疾病保険料払込免 除特則または特定3大疾病保険料払込免除 特則が適用される場合の特則	222
第10条 告知義務違反による解除	218	第24条 主契約に特定疾病保険料払込免除特則、7 大疾病保険料払込免除特則または特定3大 疾病保険料払込免除特則が適用されている 場合の特則	222
第11条 告知義務違反による解除ができないとき	219		
第12条 重大事由による解除	219		
別表1 公的医療保険制度	223		
別表2 先進医療	223		
別表3 患者申出療養制度	223		
別表4 対象となる不慮の事故	223		
別表5 給付金等の支払請求に必要な書類	224		

先進医療・患者申出療養特約

(実施 2022.5／改正 2025.12)

この特約の特色	
目的・内容	先進医療または患者申出療養制度による療養に対する保険期間終身の保障
給付金等の種類	(1) 先進医療・患者申出療養給付金 (2) 先進医療・患者申出療養見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約には解約返戻金（第15条）はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始期

1. この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
(1) 当社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始期
(2) 当社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第9条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始期を含む日をこの特約の責任開始日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・見舞金の支払い

1. 当社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または見舞金（以下「給付金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金等をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

支払事由（給付金等を支払う場合）	金額	受取人
先進医療・患者申出療養給付金 被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養 ^{*1} を受けたとき (1) この特約の責任開始期（第1条） ^{*2} 以後に生じた傷害 ^{*3} または疾病 ^{*4} を直接の原因とする療養 (2) 公的医療保険制度（別表1★）における以下のいずれかの療養 ① 先進医療（別表2★）（以下、「先進医療」といいます。）による療養 ^{*5} ② 患者申出療養制度（別表3★）（以下、「患者申出療養」といいます。）による療養 ^{*6}	1回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用 ^{*7} または患者申出療養の技術にかかる費用 ^{*8} と同額	主契約の入院給付金受取人

第2条 指定説明

* 1 療養

次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 診察
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療

* 2 特約の責任開始期（第1条）

第1条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

* 3 傷害

この特約の責任開始期（第1条）^{*2}以後に生じた不慮の事故（別表4★）を直接の原因とする傷害をいいます。

* 4 疾病

公的医療保険制度（別表1★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含まれません。なお、この特約の責任開始期（第1条）^{*2}以後に生じた「不慮の事故（別表4★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

特
約

先進医療・患者申出療養特約

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金額	受取人
先進医療・患者申出療養見舞金	被保険者が、この特約の保険期間中に先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養 ^{*1} を受けたとき	1回の療養につき、先進医療・患者申出療養給付金の支払金額の10%相当額	主契約の入院給付金受取人

2. 給付金等の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始期（第1条） ^{*2} 前に生じた原因による療養を受けたとき	<p>次のいずれかの場合には、この特約の責任開始期（第1条）^{*2}以後の疾病によるものとみなします。</p> <p>ア. この特約の責任開始日（第1条）^{*9}からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けた場合</p> <p>イ. この特約の付加の際に、当社が、告知（第9条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知（第9条）されなかつたこと等により、その原因に関する事実を当社が正確に知ることができなかつた場合には、この特約の責任開始期（第1条）^{*2}以後の疾病によるものとみなしません。</p> <p>ウ. その原因について、この特約の責任開始期（第1条）^{*2}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等^{*10}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始期（第1条）^{*2}以後の疾病によるものとみなしません。</p>
(2) 被保険者が、同一の傷害 ^{*3} または同一の疾病 ^{*11} を直接の原因として、同一の先進医療または患者申出療養による療養を複数回にわたりて一連の療養 ^{*12} として受けたとき	<p>一連の療養^{*12}として受けた同一の先進医療または患者申出療養による複数回の療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養^{*12}を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。</p> <p>（注）一連の療養^{*12}として受けた先進医療の技術にかかる費用^{*7}または患者申出療養の技術にかかる費用^{*8}の総額を、本条の1. に定める先進医療の技術にかかる費用^{*7}または患者申出療養の技術にかかる費用^{*8}とします。</p>
(3) 先進医療・患者申出療養給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(4) 給付金等の支払事由が生じ、支払うべき給付金等がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の給付金等の受取人が被保険者の場合には、支払うべき給付金等の支払いについて、普通保険約款の規定を準用します。

★別表1 (P.223参照)、別表2 (P.223参照)、別表3 (P.223参照)、別表4 (P.223参照)

* 5 先進医療による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

- (1) 先進医療の技術にかかる費用^{*7}が「0」となる療養
- (2) 「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」において、歯科^Aのみで実施することが定められている療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

* 6 患者申出療養制度による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

- (1) 患者申出療養の技術にかかる費用^{*8}が「0」となる療養
- (2) 「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」において、歯科^Aのみで実施することが定められている療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

* 7 先進医療の技術にかかる費用

被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- (1) 公的医療保険制度（別表1★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- (2) 先進医療以外の評価療養のための費用
- (3) 選定療養のための費用
- (4) 食事療養のための費用
- (5) 生活療養のための費用

* 8 患者申出療養の技術にかかる費用

被保険者が受けた患者申出療養に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- (1) 公的医療保険制度（別表1★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- (2) 患者申出療養以外の評価療養のための費用
- (3) 選定療養のための費用

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、当社は、給付金等を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養見舞金を支払わない場合）
先進医療・患者申出療養給付金、先進医療・患者申出療養見舞金	<p>支払事由が次のいずれかによるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの^{*1}（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって給付金等の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その影響の程度に応じ、給付金等の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金等の支払請求手続

- 給付金等の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
- 給付金等の支払事由（第2条）が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表5（P.224参照）

4 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

- (4) 食事療養のための費用
- (5) 生活療養のための費用

* 9 特約の責任開始日（第1条）

第1条（特約の責任開始期）に規定するこの特約の責任開始日（第1条）をいいます。

* 10 健康診断等

定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

* 11 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病^{*4}をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

* 12 一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

第3条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

5 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第13条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金等の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- 給付金等を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第2条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第8条 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

7 告知義務と解除について

第9条 告知義務

- 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金等の支払事由（第2条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 告知義務違反による解除

- この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 当社は、給付金等の支払事由（第2条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。

- 給付金等の支払いを行いません。
- すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金等の支払事由（第2条）の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、給付金等の支払いを行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 当社は、次のいずれかに該当するときは、第10条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の告知をするこを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第9条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) この特約の責任開始日（第1条）^{*2}からその日を含めて2年以内に給付金等の支払事由（第2条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により当社が告知を求める事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第12条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が給付金等^{*1}を詐取する目的もしくは他人に給付金等^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金等^{*1}の請求に関し、給付金等^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

第11条 拡補説明

* 1 保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始日(第1条)

第1条（特約の責任開始期）に規定するこの特約の責任開始日（第1条）をいいます。

第12条 拡補説明

* 1 給付金等

この特約の給付金または見舞金をいいます。

2. 当社は、給付金等の支払事由（第2条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金等の支払事由（第2条）が生じていたときは、その給付金等の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金等の支払いを行いません。
- (2) すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第10条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

8 解約等について

第13条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第14条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による先進医療・患者申出療養給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき

第15条 解約返戻金

1. この特約には解約返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

9 その他

第16条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第17条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 当社は、この特約の給付金等の支払事由（第2条）にかかる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由（第2条）に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日^{*1}から将来に向かって、この特約の支払事由（第2条）を変更することができます。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化^{*2}

2. この特約の支払事由（第2条）を変更するときは、変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日^{*1}の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由（第2条）の変更を承諾する方法
- (2) 変更日^{*1}の前日にこの保険契約を解約（第13条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日^{*1}が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第17条 指定説明

* 1 変更日

支払事由（第2条）の変更にかかる認可日以後、当社の定める日の直後に到来する主契約の契約日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第18条 管轄裁判所

この特約における給付金等の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

10 特則について**第20条 特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則**

この特約を特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の責任開始期）の1.-(1)中、「主契約の責任開始期」とあるのを「主契約の保険期間開始期」と読み替えます。
- (2) 第2条の1.中、「主契約の入院給付金受取人」とあるのを「主契約の特定疾病一時金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約の普通保険約款に定める「がん給付」の責任開始期前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、当社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第21条 特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の責任開始期）の1.-(1)中、「主契約の責任開始期」とあるのを「主契約の保険期間開始期」と読み替えます。
- (2) 第2条の1.中、「主契約の入院給付金受取人」とあるのを「主契約の特定3大疾病一時金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約の普通保険約款に定める「がん給付」の責任開始期前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、当社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第22条 特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約の特定3大疾患病型に付加する場合の特則

この特約を特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約の特定3大疾患病型に付加する場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の責任開始期）の1.-(1)中、「主契約の責任開始期」とあるのを「主契約の保険期間開始期」と読み替えます。
- (2) 第2条の1.中、「主契約の入院給付金受取人」とあるのを「主契約の特定3大疾病治療給付金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約の普通保険約款に定める「がん給付」の責任開始期前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、当社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第23条 この特約が付加された主契約に特定疾病保険料払込免除特則、7大疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約に特定疾病保険料払込免除特則、7大疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約には特定疾病保険料払込免除特則、7大疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。
- (2) 特定疾病保険料払込免除特則、7大疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - ① 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第24条 主契約に特定疾病保険料払込免除特則、7大疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約に特定疾病保険料払込免除特則、7大疾病保険料払込免除特則または特定3大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加する取扱いを行いません。

別表1 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度（別表1）における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度（別表1）における療養の給付の対象となる療養を除きます。

別表3 患者申出療養制度

「患者申出療養制度」とは、公的医療保険制度（別表1）において、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度（別表1）における療養の給付の対象となる療養を除きます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症した場合はその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病的診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表5 納付金等の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
先進医療・患者申出療養給付金の支払い	(1) 当社所定の支払請求書 (2) 当社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療・患者申出療養給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療・患者申出療養給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故(別表4)を原因とするときは、不慮の事故(別表4)であることを証明する書類 (7) 先進医療・患者申出療養給付金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
先進医療・患者申出療養見舞金の支払い	(1) 当社所定の支払請求書 (2) 当社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療・患者申出療養見舞金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療・患者申出療養見舞金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故(別表4)を原因とするときは、不慮の事故(別表4)であることを証明する書類 (7) 先進医療・患者申出療養見舞金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
(1) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。 (2) 納付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

喫煙区分料率適用特約目次

この特約の特色	226	第7条 告知義務違反による解除	227
第1条 特約の付加	226	第8条 告知の誤りの処理	227
第2条 特約の保険期間	226	第9条 被保険者の喫煙状況等が当社の定める基準 に適合しなかった場合の取扱い	227
第3条 保険料率	226	第10条 普通保険約款の規定の準用	228
第4条 特約の解約	226	第11条 この特約が付加された主契約に責任開始に 関する特約が付加されている場合の特則	228
第5条 特約の消滅	226		
第6条 告知義務	226		

喫煙区分料率適用特約

(実施 2025.12)

この特約の特色

目的・内容

被保険者の喫煙状況等に関する当社の定める基準により、この特約を付加して締結した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および当社の定める特約（以下「各特約」といいます。）の保険料率として非喫煙者区分料率または喫煙者区分料率を適用し、より合理的に保障を提供することを目的とするものです。

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、当社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、被保険者の喫煙状況等の当社の定める基準に適合していることを必要とします。

第2条 特約の保険期間

この特約の保険期間の終期は、主契約と同一とします。

第3条 保険料率

この特約が付加された主契約および各特約の保険料率は、被保険者の喫煙状況等により、次のいずれかの保険料率を適用します。

- 非喫煙者区分料率
- 喫煙者区分料率

第4条 特約の解約

この特約のみの解約は取り扱いません。

第5条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- 被保険者が死亡したとき
- 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第6条 告知義務

- 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者の喫煙状況等に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、被保険者の喫煙状況等に関し書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第7条 告知義務違反による解除

- この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第6条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事實を告げなかったか、または事實でないことを告げたときは、当社は、主契約または各特約を将来に向かって解除することができます。
- 当社は、主契約もしくは各特約の給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反により主契約または各特約を解除することができます。
- 告知義務違反により主契約または各特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。
 - 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合
- 告知義務違反により主契約または各特約を解除することができないときは、普通保険約款に定める告知義務違反による解除ができないときの規定を準用します。

第8条 告知の誤りの処理

主契約または各特約の保険料率（第3条）が非喫煙者区分料率である場合において、この特約の締結にあたって、第6条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた被保険者の喫煙状況等について、告知の誤りがあった場合で、適用する保険料率（第3条）を変更する必要があると当社が認めたときは、次のとおり取り扱います。ただし、第7条（告知義務違反による解除）の規定により、主契約または各特約が解除される場合を除きます。

- 主契約または各特約の保険料率（第3条）を喫煙者区分料率に改め、保険契約者は、保険料の不足分（本条の(2)の差引きの結果、なお不足分がある場合を含みます。）を当社の指定する日までに当社に払い込むことを必要とします。
- 本条の(1)の際に、主契約または各特約の給付金等の支払事由の発生後で、給付金等が支払われるときは、当社は支払われるべき給付金等から保険料の不足分を差し引くことができます。
- 本条の(1)の保険料の不足分の払込みがないときは、本条の(1)の当社の指定する日を払込期月の満了日とします。この場合、普通保険約款に定める保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）の規定を準用し、猶予期間の満了をもって消滅します。

第9条 被保険者の喫煙状況等が当社の定める基準に適合しなかった場合の取扱い

第3条（保険料率）に定める保険料率により計算した第1回保険料または第1回保険料相当額（以下本条において「第1回保険料等」といいます。）を当社が受け取った後に、第6条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた被保険者の喫煙状況等が当社の定める基準に適合しないため、当社がこの特約を付加しない主契約の申込を承諾するときは、次のとおり取り扱います。

- 当社は、当社が第1回保険料等を受け取った時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始期^{*1}とします。
- 保険契約者は、保険料の不足分（本条の(3)の差引きの結果、なお不足分がある場合を含みます。）を当社の指定する日までに当社に払い込むことを必要とします。
- 本条の(2)の際に、主契約または各特約の給付金等の支払事由の発生後で、給付金等が支払われるときは、当社は支払われるべき給付金等から保険料の不足分を差し引くことができます。
- 本条の(2)の保険料の不足分の払込みがないときは、本条の(2)の当社の指定する日を払込期月の満了日とします。この場合、普通保険約款に定める保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）の規定を準用し、猶予期間の満了をもって消滅します。

第9条 補足説明

* 1 責任開始期

普通保険約款に保険期間開始期が定められているときは、保険期間開始期とします。

第10条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第11条 この特約が付加された主契約に責任開始に関する特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に責任開始に関する特約が付加されているときは第9条(被保険者の喫煙状況等が当社の定める基準に適合しなかった場合の取扱い)の(1)を次のとおり読み替えます。

- (1) 当社は、保険契約者が主契約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始期^{*1}とします。

区分料率適用特約目次

この特約の特色	230	第8条 告知の誤りの処理	231
第1条 特約の付加	230	第9条 被保険者の喫煙状況および健康状態等が当社の定める基準に適合しなかった場合の扱い	231
第2条 特約の保険期間	230	第10条 普通保険約款の規定の準用	232
第3条 保険料率	230	第11条 この特約が付加された主契約に責任開始に関する特約が付加されている場合の特則	232
第4条 特約の解約	230		
第5条 特約の消滅	230		
第6条 告知義務	230		
第7条 告知義務違反による解除	231		

区分料率適用特約

(実施 2023.6 / 改正 2025.12)

この特約の特色

目的・内容	被保険者の喫煙状況および健康状態等に関する当社の定める基準により、この特約を付加して締結した主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および当社の定める特約（以下「各特約」といいます。）の保険料率として優良区分料率または標準区分料率を適用し、より合理的に保障を提供することを目的とするものです。
-------	--

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、当社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、被保険者の喫煙状況および健康状態等の当社の定める基準に適合していることを必要とします。

第2条 特約の保険期間

この特約の保険期間の終期は、主契約と同一とします。

第3条 保険料率

この特約が付加された主契約および各特約の保険料率は、被保険者の喫煙状況および健康状態等により、次のいずれかの保険料率を適用します。

- 優良区分料率
- 標準区分料率

第4条 特約の解約

この特約のみの解約は取り扱いません。

第5条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- 被保険者が死亡したとき
- 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第6条 告知義務

- 当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者の喫煙状況および健康状態等に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めるることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、被保険者の喫煙状況および健康状態等に関し書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第7条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第6条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事實を告げなかったか、または事實でないことを告げたときは、当社は、主契約または各特約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、主契約もしくは各特約の給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反により主契約または各特約を解除することができます。
3. 告知義務違反により主契約または各特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。
 - (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合
4. 告知義務違反により主契約または各特約を解除することができないときは、普通保険約款に定める告知義務違反による解除ができないときの規定を準用します。

第8条 告知の誤りの処理

主契約または各特約の保険料率（第3条）が優良区分料率である場合において、この特約の締結にあたって、第6条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた被保険者の喫煙状況および健康状態等について、告知の誤りがあった場合で、適用する保険料率を変更する必要があると当社が認めたときは、次のとおり取り扱います。ただし、第7条（告知義務違反による解除）の規定により、主契約または各特約が解除される場合を除きます。

- (1) 主契約または各特約の保険料率を標準区分料率に改め、保険契約者は、保険料の不足分（本条の(2)の差引きの結果、なお不足分がある場合を含みます。）を当社の指定する日までに当社に払い込むことを必要とします。
- (2) 本条の(1)の際に、主契約または各特約の給付金等の支払事由の発生後で、給付金等が支払われるときは、当社は支払われるべき給付金等から保険料の不足分を差し引くことができます。
- (3) 本条の(1)の保険料の不足分の払込みがないときは、本条の(1)の当社の指定する日を払込期月の満了日とします。この場合、普通保険約款に定める保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）の規定を準用し、猶予期間の満了をもって消滅します。

第9条 被保険者の喫煙状況および健康状態等が当社の定める基準に適合しなかった場合の取扱い

第3条（保険料率）に定める保険料率により計算した第1回保険料または第1回保険料相当額（以下本条において「第1回保険料等」といいます。）を当社が受け取った後に、第6条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた被保険者の喫煙状況および健康状態等が当社の定める基準に適合しないため、当社がこの特約を付加しない主契約の申込を承諾するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 当社は、当社が第1回保険料等を受け取った時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始期^{*1}とします。
- (2) 保険契約者は、保険料の不足分（本条の(3)の差引きの結果、なお不足分がある場合を含みます。）を当社の指定する日までに当社に払い込むことを必要とします。
- (3) 本条の(2)の際に、主契約または各特約の給付金等の支払事由の発生後で、給付金等が支払われるときは、当社は支払われるべき給付金等から保険料の不足分を差し引くことができます。
- (4) 本条の(2)の保険料の不足分の払込みがないときは、本条の(2)の当社の指定する日を払込期月の満了日とします。この場合、普通保険約款に定める保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）の規定を準用し、猶予期間の満了をもって消滅します。

第9条 補足説明

* 1 責任開始期

普通保険約款に保険期間開始期が定められているときは、保険期間開始期とします。

第10条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第11条 この特約が付加された主契約に責任開始に関する特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に責任開始に関する特約が付加されているときは第9条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が当社の定める基準に適合しなかつた場合の取扱い）の(1)を次のとおり読み替えます。

- (1) 当社は、保険契約者が主契約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始期^{*1}とします。

乗換に関する特約目次

この特約の特色	234	第5条 特約の解約	235
第1条 用語の定義	234	第6条 特約の消滅	235
第2条 特約の付加	234	第7条 普通保険約款の規定の準用	236
第3条 乗換前契約の解約の効力	234		
第4条 乗換後契約が特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約、がん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約、特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約、がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）契約または特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約の場合で、がん給付の責任開始期前のがん診断確定により無効となったときの取扱い	235		

乗換に関する特約

(実施 2022.5／改正 2025.12)

この特約の特色	
目的・内容	保険契約を別の新しい保険契約に乗り換えるときに付加する特約となります。保険契約者の申出により、被保険者の同意および当社の承諾を得て、乗換後契約の主契約を申込むときに付加することができます。
備考	乗換後契約の申込を当社が承諾したときに、乗換前契約は、乗換後契約の責任開始日（保険期間開始日）の前日の終了をもって解約の効力が生じます。

第1条 用語の定義

この特約において使用される次の用語の定義は、それぞれ下表のとおりとします。

用語	用語の定義
(1) 主契約	普通保険約款に記載されている主たる保険契約をいいます。
(2) 乗換	新たな保険契約を締結することにより既に成立している保険契約を消滅させることをいいます。この場合、新たな保険契約の保険契約者および被保険者は、既に成立している保険契約の保険契約者および被保険者と同一であることを必要とします。
(3) 乗換前契約	保険契約の乗換により消滅することとなる保険契約をいいます。（付加された特約があるときはその特約を含みます。）
(4) 乗換後契約	保険契約の乗換により新たに締結される保険契約をいいます。（この特約を除き、付加された特約があるときはその特約を含みます。）

第2条 特約の付加

この特約は、保険契約の乗換を行う場合で、保険契約者の申出により、被保険者の同意および当社の承諾を得て、乗換後契約の主契約を申込むときに付加します。

第3条 乗換前契約の解約の効力

1. 乗換前契約の解約は、乗換後契約の申込みを当社が承諾したときに、乗換後契約の責任開始日^{*1}の前日の終了をもってその効力が生じるものとします。
2. 本条の1. の規定は、乗換前契約の解約の効力が生じる前に、乗換前契約について消滅の原因となるその他の事由が生じたときは、その効力を妨げないものとします。
3. 乗換後契約の申込みを当社が承諾し、乗換後契約が成立した後に、保険契約者が、乗換後契約について、当社の定める期限までに申込みの撤回または解除を行ったときは、既に生じた本条の1. の規定による乗換前契約の解約の効力を妨げないものとします。

第3条 補足説明

- * 1 乗換後契約の責任開始日
乗換後契約の普通保険約款に保険期間開始日が定められているときは、保険期間開始日とします。

第4条 乗換後契約が特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約、がん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約、特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約、がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）契約または特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約の場合で、がん給付の責任開始期前のがん診断確定により無効となったときの取扱い

1. 乗換後契約が特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約、がん治療サポート保険（無解約返戻金型）（2022）契約、特定3大疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約、がん診断一時金保険（無解約返戻金型）（2025）契約または特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（2025）契約の場合で、乗換後契約のがん給付の責任開始期（保険期間開始日からその日を含めて91日目）の前日までの間に被保険者ががんと診断確定されたことにより、乗換後契約が無効となるときは、乗換前契約の解約の請求はなかったものとし、次のとおり取り扱います。

- (1) 乗換前契約について支払うべき保険料を乗換前契約の保険契約者は、当社の定める期限までに当社の定める方法により払い込むことを要します。
- (2) 乗換後契約の給付金等の受取人が乗換前契約の給付金等の受取人と異なるときは、乗換前契約の給付金等の受取人は乗換後契約の保険期間開始日に当たる日に乗換後契約の給付金等の受取人に変更されたものとします。
- (3) 指定代理請求特約が乗換前契約または乗換後契約に付加されているときは乗換後契約の保険期間開始日に当たる日から次のとおり取り扱います。
 - ① 乗換前契約および乗換後契約の双方に指定代理請求特約が付加されており、乗換前契約の指定代理請求人と乗換後契約の指定代理請求人が異なるときは、乗換前契約の指定代理請求人は乗換後契約の指定代理請求人に変更されたものとします。
 - ② 乗換前契約に指定代理請求特約が付加されておらず、乗換後契約に指定代理請求特約が付加されているときは、乗換前契約に指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人は乗換後契約の指定代理請求人とします。
 - ③ 乗換前契約に指定代理請求特約が付加されている場合で、乗換後契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、乗換前契約の指定代理請求特約は消滅されたものとします。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、乗換前契約は、乗換後契約の保険期間開始日の前日に消滅したものとみなします。

- (1) 乗換前契約の保険契約者が本条の1. - (1)の規定により払い込むべき金額を当社が定める期限までに当社の定める方法により当社に払い込まなかつたとき
- (2) 乗換後契約の主約款の重大事由による解除に関する規定により、乗換後契約について解除の原因となる事由が生じていたとき
- (3) 乗換後契約の主約款の不法取得目的による無効に関する規定により、乗換後契約が無効となるとき
- (4) 乗換後契約の主約款の詐欺による取消に関する規定により、乗換後契約の締結が取り消されるとき

3. この特約による保険契約の乗換後に乗換後契約と被保険者を同一とする他の保険契約（付加された特約があるときはその特約を含みます。以下、本項において「他の保険契約」といいます。）が締結された場合で、本条の1. の規定にしたがつて乗換前契約の解約の請求がなかったものとなるときは、乗換前契約と他の保険契約とを合算した給付金額（保険金額、給付金日額または特約数を含みます。）が当社の定める限度を超えないこととします。

第5条 特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

第6条 特約の消滅

1. 乗換後契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、第4条の1.の規定により、乗換前契約の解約の効力が生じないこととなる場合には（乗換前契約もがん給付の責任開始期前のがん診断確定により無効となったときを除きます。）、この特約は、その効力を失わないものとします。
3. 本条の2. に該当したときは、この特約は、次のいずれかに該当したときに消滅します。

- (1) 第4条の1. の規定が適用される場合には（第4条の2. に該当するときを除きます。）、第4条の1. -(1)の規定により、乗換前契約の未払込保険料等が乗換前契約の保険契約者から払い込まれたとき
- (2) 第4条の2. の規定が適用される場合には、その規定により、乗換前契約が消滅することとなったとき

第7条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めがないときは、普通保険約款の規定を準用します。

指定代理請求特約目次

この特約の特色	238	4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い	240	第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知	240
1 特約の付加について		5 特約の消滅について	
第1条 特約の付加	238	第7条 この特約の消滅	240
2 給付金等の請求について		6 その他	
第2条 特約の対象となる給付金等	238	第8条 普通保険約款の規定の準用	240
第3条 指定代理請求人による給付金等の請求手続き	238		
3 指定代理請求人の変更等について			
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し	239		
別表 給付金等の請求に必要な書類	241		

指定代理請求特約

(実施 2021.10／改正 2025.12)

この特約の特色	
目的・内容	給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。
備考	被保険者が給付金等を自ら請求できないと当社が認めた場合に限り、指定代理請求人による請求を取り扱います。

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、当社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる給付金等）に定める給付金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始日*1
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	当社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、当社は、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

2 給付金等の請求について

第2条 特約の対象となる給付金等

この特約の対象となる給付金等（以下「給付金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる給付金等*1（名称の如何を問いません。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による給付金等の請求手続き

- 給付金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が給付金等を自ら請求できないと当社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

第1条 補足説明

* 1 責任開始日

普通保険約款に保険期間開始日が定められているときは、保険期間開始日とします。

第2条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる給付金等

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時ににおいて、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲の者のうち、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認める者
 - ① 被保険者と同居し、または生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は給付金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、給付金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に給付金等の支払事由^{*1}を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に給付金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、給付金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が給付金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する給付金等を支払うための確認を行うときは、当社は、指定代理請求人に通知します。

6. 普通保険約款に規定する給付金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*2}は、当社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。

7. 本条の1. から6. の規定により、当社が給付金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその給付金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

★別表 (P.241参照)

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を当社に通知して、当社からの通知（電磁的方法による場合を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な給付金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその給付金等を請求することはできません。

第3条 補足説明

* 1 紿付金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

* 2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

当社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、給付金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、当社は、給付金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、給付金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 給付金等の受取人の変更により、この特約の対象となる給付金等がなくなつたとき

6 その他

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

別表 納付金等の請求に必要な書類

必要書類
1. 当社所定の支払請求書
2. 納付金等の支払事由が生じたことを証する当社所定の書類
3. 請求権者であることを証する書類
4. その他の請求手続きに必要な当社所定の書類

注

1. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 納付金等の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

特

約

指定代理請求特約

別

表

口座振替特約

(実施 2021.10.1 / 改正 2023.6.5)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、当社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から当社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約日

1. この特約による取扱いを行う保険契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始期^{*1}を含む月の翌月1日を契約日とします。契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として計算します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始期^{*1}からその月の末日までの間に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始期^{*1}を含む日を契約日とします。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として再計算します。
3. 本条の2. の場合、保険料に超過分があるときは、当社は超過分を保険契約者に払い戻します。保険料に不足分があるときは、保険契約者は不足分を当社に払い込むことを要します。ただし、支払うべき給付金等があるときは、当社は給付金等から不足分を差し引きます。
4. 本条の1. の規定にかかわらず、保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾したときは、普通保険約款に規定する責任開始期^{*1}を含む日を契約日とします。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として再計算します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、払込期月中の当社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第2条 拡補説明

* 1 責任開始期

普通保険約款に保険期間開始期が定められているときは、保険期間開始期とします。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第4条（保険料の払込み）の1. の規定による保険料の払込みが行われなかつたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 年払契約にあっては、その払込期月の1か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の2か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の3か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。
 - (2) 月払契約にあっては、その払込期月の1か月後の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の2か月後の振替日に3か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の3か月後の振替日に4か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (3) 本条の1. -(2)において、2か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月が過ぎた保険料について払込みがあったものとします。3か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が3か月分の保険料相当額に満たない場合には、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあつたものとします。4か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が4か月分の保険料相当額に満たない場合には、3か月分、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあつたものとします。
2. 本条の1. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

1. 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を当社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2. 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を当社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3. 取扱金融機関が保険料の口座振替を中止したときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

当社および取扱金融機関の事情により、当社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、当社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第9条 特約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
 - (2) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
 - (3) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
 - (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
 - (5) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(5)の規定によりこの特約が消滅したときは、普通保険約款の規定を適用します

第10条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第11条 責任開始に関する特約を付加せずに第1回保険料から口座振替を行う場合の特則

責任開始に関する特約を付加せずにこの特約を付加し、第1回保険料*1から口座振替を行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条 保険料の払込み

1. 第1回保険料*1および第2回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替える日として当社の定めた日（第2回以後の保険料については、払込期月中の当社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から当社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の場合、当社は、第1回保険料*1の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。
3. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するため、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる保険契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始日*2となる場合には、第2条（契約日）の1. の規定にかかわらず、その日を契約日とします。
5. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できません。
6. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第11条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第4条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

*2 責任開始日

普通保険約款に保険期間開始日が定められているときは、保険期間開始日とします。

- (2) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1. 振替日に第1回保険料^{*1}の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の月末までに第1回保険料^{*1}を当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを要します。この場合、第4条（保険料の払込み）の3. の規定にかかわらず、保険契約者が第1回保険料^{*1}を払い込んだ時をもって、第1回保険料^{*1}の払込みがあったものとみなします。
2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第4条（保険料の払込み）の1. の規定による第2回以後の保険料の払込みが行われなかつたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 年払契約にあつては、その払込期月の1か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の2か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の3か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。
 - (2) 月払契約にあつては、その払込期月の1か月後の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の2か月後の振替日に3か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の3か月後の振替日に4か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (3) 本条の2. -(2)において、2か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月が過ぎた保険料について払込みがあつたものとします。3か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が3か月分の保険料相当額に満たない場合には、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあつたものとします。4か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が4か月分の保険料相当額に満たない場合には、3か月分、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあつたものとします。
3. 本条の2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払保険料を当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料^{*1}の振替日が3月1日となる保険契約の場合には、本条の1. の規定は適用しません。

第5条 準定説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第12条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約日）を次のとおり読み替えます。

第2条 契約日

1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始期*1を含む月の翌月1日を契約日とします。契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として計算します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始期*1からその月の末日までの間に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始期*1を含む日を契約日とします。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として再計算します。

- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条 保険料の払込み

1. 第1回保険料および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の当社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から当社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始期

普通保険約款に保険期間開始期が定められているときは、保険期間開始期とします。

(3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料の払込みが行われなかつたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約にあつては、その払込期間の1か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期間の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期間の2か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期間の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期間の3か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期間の1か月後の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期間の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期間の2か月後の振替日に3か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期間の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期間の3か月後の振替日に4か月分の保険料の口座振替を行います。
- (3) 本条の1. -(2)において、2か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月が過ぎた保険料について払込みがあつたものとします。3か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が3か月分の保険料相当額に満たない場合には、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあつたものとします。4か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が4か月分の保険料相当額に満たない場合には、3か月分、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあつたものとします。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかつたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約にあっては、その払込期月の1か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の2か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の3か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の1か月後の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の2か月後の振替日に3か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかつたときは、その払込期月の3か月後の振替日に4か月分の保険料の口座振替を行います。
- (3) 本条の2.-(2)において、2か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月が過ぎた保険料について払込みがあつたものとします。3か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が3か月分の保険料相当額に満たない場合には、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあつたものとします。4か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が4か月分の保険料相当額に満たない場合には、3か月分、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあつたものとします。

3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

クレジットカード特約

(実施 2021.10.1 / 改正 2023.6.5)

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、当社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が当社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
 - 保険契約者は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人^{*1}と同一人であること

第1条 補足説明

- * 1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人
取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第2条 契約日

- この特約による取扱いを行う保険契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始期^{*1}を含む月の翌月1日を契約日とします。契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として計算します。
- 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始期^{*1}からその月の末日までの間に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始期^{*1}を含む日を契約日とします。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として再計算します。
- 本条の2. の場合、保険料に超過分があるときは、当社は超過分を保険契約者に払い戻します。保険料に不足分があるときは、保険契約者は不足分を当社に払い込むことを要します。ただし、支払うべき給付金等があるときは、当社は給付金等から不足分を差し引きます。
- 本条の1. の規定にかかわらず、保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾したときは、普通保険約款に規定する責任開始期^{*1}を含む日を契約日とします。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として再計算します。

第2条 補足説明

- * 1 責任開始期
普通保険約款に保険期間開始期が定められているときは、保険期間開始期とします。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

- 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を指定クレジットカードにより払い込む場合、当社がクレジットカードの有効性等（指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であることをいいます。以下同じ。）を確認した時をもって第1回保険料の払込みがあったものとみなします。
- 第2回以後の保険料を指定クレジットカードにより払い込む場合、当社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
- 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、当社に対しその払込みの順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

特

約

クレジットカード特約

5. 本条の1. または2. の規定にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第1回保険料または第2回以後の保険料の払込みはなかったものとします。

- (1) 当社が指定クレジットカード発行会社から第1回保険料または第2回以後の保険料に相当する金額を受け取ることができないとき
- (2) 指定クレジットカード発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料または第2回以後の保険料に相当する金額を受け取ことができないとき

6. 本条の5. の場合、当社は保険契約者に第1回保険料または第2回以後の保険料の払込みを請求することができます。

第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1. 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または当社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
2. 本条の1. の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を当社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱い会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または当社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

第7条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第8条 特約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (2) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかつたとき
- (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(3)の規定によりこの特約が消滅したときは、普通保険約款の規定を適用します。

第9条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

責任開始に関する特約

(実施 2021.10／改正 2025.12)

第1条 特約の付加

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、当社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。

第2条 責任開始期

- 主契約の締結の際に、この特約を主契約に付加するときは、主契約の普通保険約款の責任開始期^{*1}の規定にかかわらず、保険契約者が主契約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始期^{*1}とし、責任開始期^{*1}を含む日を責任開始日^{*2}および契約日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約日を基準とし、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日を算入します。
- 特約の中途付加の際にこの特約を付加するときは、中途付加する特約の責任開始期^{*3}の規定にかかわらず、保険契約者が特約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時^{*4}を特約の責任開始期^{*3}とし、特約の責任開始期^{*3}を含む日を特約の責任開始日^{*5}とします。

第3条 第1回保険料の払込みおよび猶予期間

- 第1回保険料（特約の中途付加の際にこの特約を付加するときは、中途付加する特約の第1回保険料に相当する金額とします。以下同じ。）は、第1回保険料の払込期間中に払い込むことを要します。
- 本条の1. に定める第1回保険料の払込期間は、責任開始日^{*1}からその日を含めて責任開始日^{*1}の属する月の翌月末日までとします。
- 第1回保険料の払込みについては、本条の2. に定める払込期間の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までの猶予期間があります。
- 第1回保険料が本条の2. に定める払込期間中に払い込まれなかった場合、当社は保険契約者にその旨、猶予期間および猶予期間満了日までに第1回保険料が払い込まれないとときは保険契約が消滅することを通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第4条 第1回保険料の払込み前に支払事由等が生じた場合の取扱い

第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金等を支払うとき

第1回保険料^{*1}を差し引いて支払います。ただし、当社の支払うべき金額が差し引くべき第1回保険料^{*1}に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに第1回保険料^{*1}を払い込むことを要します。第1回保険料^{*1}の払込みがないとき、当社は、支払事由の発生により支払うべき給付金等を支払いません。

(2) 保険料の払込みを免除するとき

保険契約者は、第1回保険料^{*1}をその猶予期間満了日までに払い込むことを要します。第1回保険料^{*1}が払い込まれないとときは、当社は、保険料の払込みを免除しません。

特
約

責
任
開
始
に
關
す
る
特
約

第2条 補足説明

* 1 責任開始期

普通保険約款に保険期間開始期が定められているときは、保険期間開始期とします。

* 2 責任開始日

普通保険約款に保険期間開始日が定められているときは、保険期間開始日とします。

* 3 特約の責任開始期

特約に保険期間開始期が定められているときは、特約の保険期間開始期とします。

* 4 保険契約者が特約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時

がん治療特約、がん先進医療特約、がん診断一時金特約、がん差額ベッド特約、がん先進医療・患者申出療養特約、がん治療特約（2022）、がん治療特約（2022）D、がん診断一時金特約（2024）、特定がん治療特約、がん診断一時金特約（2025）、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約またはがん先進医療・患者申出療養特約（2025）の場合には、保険契約者が特約の申込みをした日または当社が被保険者に関する告知を受けた日のいずれか遅い日からその日を含めて91日目とします。

* 5 特約の責任開始日

特約に保険期間開始日が定められているときは、特約の保険期間開始日とします。

第3条 補足説明

* 1 責任開始日

普通保険約款に保険期間開始期が定められている場合または特約に保険期間開始期が定められている場合には、保険期間開始日とします。がん治療特約、がん先進医療特約、がん診断一時金特約、がん差額ベッド特約、がん先進医療・患者申出療養特約、がん治療特約（2022）、がん治療特約（2022）D、がん診断一時金特約（2024）、特定

第5条 第1回保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約^{*1}は、猶予期間満了日をもって消滅します。ただし、第4条の(1)に該当する場合を除きます。
2. 本条の1. の規定によって主契約およびこれに付加された特約^{*1}が消滅した場合、解約返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第6条 この特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

第7条 第1回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約^{*1}には解約返戻金はありません。

第8条 第1回保険料の払込み前の保険契約の減額

普通保険約款および特約の減額の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約^{*1}は減額できません。

第9条 第1回保険料の払込み前の主契約に付加された特約の解約

主契約に付加された特約^{*1}の解約の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前に、主契約に付加された特約^{*1}を解約するときは、主契約と合わせて解約することを必要とし、主契約に付加された特約^{*1}のみを解約することはできません。

第10条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めがないときは、普通保険約款の規定を準用します。

がん治療特約、がん診断一時金特約（2025）、がん初回診断一時金特約、がん通院一時金特約、がん差額ベッド特約D、がん女性特定手術特約またはがん先進医療・患者申出療養特約（2025）の場合には、保険契約者が特約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を含む日とします。

第4条 補足説明

* 1 第1回保険料

第2回以後の保険料について、主契約の普通保険約款または主契約に付加された特約の規定に基づいて差し引くべき未払保険料があるときは、第2回以後の保険料を含みます。

第5条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第7条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第8条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第9条 補足説明

* 1 主契約に付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

電磁的方法による申込みに関する特約

(実施 2021.10.1)

第1条 用語の意味

この特約における「電磁的方法」とは、次に定める方法をいいます。

- (1) 当社から保険契約者または被保険者（以下「保険契約者等」といいます。）に対して通知、表示または意思表示（以下「通知等」といいます。）を行う場合
- ① 当社の使用に係る電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下「電子計算機」といいます。）と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
 - ② 当社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
 - ③ 保険契約者等ファイル（当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じ。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
 - ④ 当社の閲覧ファイル（当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- (2) 保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合
- ① 保険契約者等ファイルに保険契約者等が行う通知等を行うべき事項を記録する方法
 - ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等の使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

特
約

電
磁
的
方
法
に
よ
る
申
込
み
に
関
す
る
特
約

第2条 特約の適用

保険契約者から、電磁的方法により、主たる保険契約および特約（この特約を除き、以下「保険契約」といいます。）の申込みがあり、かつ、当社がそれを承諾した場合、保険契約にこの特約を適用します。

第3条 電磁的方法による保険契約の申込み

1. 保険契約にこの特約を適用する場合、保険契約の申込みについて次のとおり取り扱います。

- (1) 当社は、保険契約者等に対し、電磁的方法により保険契約の申込みに関する事項を表示することができます。
- (2) 保険契約者等は、電磁的方法により、(1)により表示された事項を入力し、当社に送信することができます。
- (3) 当社は、(2)により保険契約者等から送信された事項を受信した場合、保険契約の申込みがあったものとして取り扱います。この場合、当社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により、保険契約の申込みを受けた旨を表示します。
- (4) 当社は、保険契約者等に対し、電磁的方法により保険契約の申込みの諾否を通知することができます。ただし、電磁的方法による通知が困難な場合には、その他の方法を用いることがあります。

2. 保険契約の申込の際、被保険者は保険契約者本人であることを要します。

第4条 電磁的方法による告知

保険契約にこの特約を適用する場合、普通保険約款または特約の規定にかかわらず、保険契約者等の告知について次のとおり取り扱います。

- (1) 当社は、保険契約の申込みを受けた場合、保険契約者等に対し、当社所定の告知書に代えて、電磁的方法により、被保険者に関する告知（以下「告知事項」といいます。）を表示することができます。
- (2) 保険契約者等は、電磁的方法により、(1)により表示された告知事項を入力し、当社に送信することにより、告知を行うことができます。
- (3) 当社は、(2)により保険契約者等から送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知が行われたものとして取り扱います。この場合、当社は、(2)により保険契約者等から送信された告知事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により、告知を受けた旨を表示します。

第5条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めがないときは、普通保険約款の規定を準用します。

×モ

×モ

なないろ生命からのお願い

- 転居、町名変更、保険証券の紛失、その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓など）の場合には、お手数ですが「お客様サービスセンター」
(☎.0120-08-7716) まですみやかにお知らせください。
- ご契約に関するご照会やご通知の際には「保険証券」の証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所をお知らせください。
- ご契約をお引き受けした際にお送りする「保険証券」およびお受け取りいただいた振込金受取書は大切に保管してください。
- 諸手続きをされる場合には、お申し出された方が給付金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）をご用意ください。
- 保険契約についてのお問合せやご相談は、「お客様サービスセンター」
(☎.0120-08-7716) までご連絡ください。

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことからを記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

- 特に
- 健康状態などの告知義務について 39ページ
 - 保険期間開始日および保障の責任開始期について 41ページ
 - クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について 42ページ
 - 給付金等をお支払いできない場合等について 46ページ
 - 保険料の払込方法について 55ページ
 - 保険料払込みの猶予期間と消滅について 57ページ
 - 解約・減額と解約返戻金について 66ページ

などは、ご契約に際して特にご理解いただきたいことからです。「告知」および「保険料の払込み」など、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、この冊子は、ご契約成立後にお送りする「保険証券」とともに大切に保管してご活用ください。

なないろ生命の職員またはなないろ生命から委託された担当者が確認のため、電話や訪問をすることがあります。その際には、ご協力くださいますようお願いいたします。この確認制度は生命保険会社各社が行っています。

●お申込み時の契約確認について

ご契約のお申込みにあたり、後日、お申込み内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。

●給付金等のご請求時の確認・照会について

給付金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、後日、給付金等をお支払いするための確認・照会に、保険契約者、被保険者または医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

給付金等のお支払いについて

給付金等の適切なお支払いには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、給付金等の支払事由が生じた場合(お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます)は、すみやかにお客様サービスセンター(☎[®] 0120-08-7716)までご連絡ください。

給付金等のご請求に際し、必要書類の準備に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。

[募集代理店]

[引受保険会社]


なないろ生命
☎[®] **0120-08-7716**

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(但し、祝日、年末年始を除く)

◎なないろ生命ホームページ
<https://www.nanairolife.co.jp/>

